

令和7年度 刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告一覧

| 意見<br>番号 | 施設名 | 委員会の意見       |                                                                                                                                                                                                                      | 施設の講じた措置                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |     | 分類           | 内 容                                                                                                                                                                                                                  | 内 容（講じなかった場合はその理由）                                                                                                                                                                                                                                     |
| 1        | 札幌刑 | 視察委員<br>会    | 精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業は、全国に先駆けた先進的な社会復帰支援の取り組みであると考えられ、今後も同事業をより充実させ、視察委員会に対してもその効果等について適宜報告することを要望する。                                                                                                                | 拘禁刑下において、精神障害受刑者処遇・社会復帰支援モデル事業をはじめとした個々の被収容者の特性に応じたきめ細かな処遇の実現に向けた取組を更に充実させるほか、その効果等について、視察委員会に対して、適時、情報提供をしてまいりたい。                                                                                                                                     |
| 2        | 札幌刑 | 保健衛生<br>及び医療 | 被収容者から、希望する薬が処方されない、診察まで長期間待たされる、部署をたらい回しにされる、など医療に関する意見が多数提出されていることから、その原因を分析の上、取り得る措置について引き続き検討・実施することを要望する。                                                                                                       | 投薬については、医師が医学的知見に基づき適切に対応しているほか、診察までの期間や診察内容についても、現在の医療体制において可能な範囲で対応している。歯科治療においても、医師の増員等により、治療を申し出てから診察が行われるまでの期間等について、少しずつ改善しているが、医療に関する意見が多数提出されている事実を真摯に受け止め、被収容者に対する医療措置に関する丁寧な説明を心掛けるよう、職員に対して指導してまいりたい。                                        |
| 3        | 札幌刑 | 保健衛生<br>及び医療 | 令和7年度、札幌刑務所において5件の死亡事案が発生しており、いずれも病死であって未然に回避可能な事案ではなく、札幌刑務所が医療重点施設であることから、やむを得ない側面があったことも理解しているところ、令和8年度も、被収容者の生命・身体の安全の確保のために万全の体制を敷くことを要望する。                                                                      | 当所は北海道管区管内の医療重点施設であり、令和8年度においても北海道管内の他施設から重症患者を受け入れることが想定されることから、被収容者の生命・身体の安全の確保のために万全を期し、適切な医療の提供に努めてまいりたい。                                                                                                                                          |
| 4        | 札幌刑 | 組織・職<br>員    | 令和7年度、昼夜居室処遇者に対するアンケートにおいて、職員から暴言を言われたことがある者が最大で53.8パーセントに上るとの結果を得たところ、アンケート結果を受け、ハラスメント行為の防止に向けた更なる有効策について、積極的に検討・実施することを要望する。                                                                                      | 当所においては、職員による被収容者の呼称を「さん」付けに変更したことに加えて、言葉遣いについても適切なものとするよう、人権研修、ハラスメント研修等のあらゆる機会を捉えて職員に対して指導しているところであり、引き続き被収容者に対する適切な言動を心掛けるよう、職員に対して指導してまいりたい。                                                                                                       |
| 5        | 札幌刑 | 組織・職<br>員    | 札幌刑務所内の規則や実情を理解していないために提出されたと思料される意見が多数見られ、その原因の一つとして、職員による被収容者への説明不足が考えられるため、被収容者に対する対応にあたっては、保安上の理由等特段の事情がない限り、当該対応の結論のみではなく、その理由も含めて説明することを要望する。                                                                  | 被収容者に対する処遇変更等については、変更の都度、被収容者に対して告知を行っているが、規則や実情を理解していないために提出された意見が視察委員会に多数寄せられている事実を真摯に受け止め、被収容者に対する丁寧な説明を心掛けるよう、職員に対して指導してまいりたい。                                                                                                                     |
| 6        | 札幌刑 | 組織・職<br>員    | 札幌刑務所職員との面接の際、職員の人員不足等が原因で、以前と比べて業務の負担が重くなっているとの意見が示された<br>職員の業務が過多となることは、被収容者に対する処遇環境の悪化につながるほか、拘禁刑施行を踏まえた動機付け等の新たな取組の実効性にも悪影響が生じるものと考えられる。<br>人員不足は札幌刑務所のみで解決できる問題ではないと考えられるが、職員の負担軽減策と併せて関係各所と協議して対応を検討することを要望する。 | 職員の人員不足の解消については、当所限りでの対応は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。<br>また、限られた人員の中で負担軽減策を講じていけるよう、組織一丸となって業務効率化などの方策を検討してまいりたい。                                                                                                                                        |
| 7        | 札幌刑 | 保健衛生<br>及び医療 | 被収容者からは、あらかじめ決められた時期ではなく日々の気温に合わせて衣服を軽装化するなど、柔軟な猛暑対策の要望が多数提出されており、被収容者の生命・身体の安全の確保の観点から、令和8年度も実際の気候に合わせた合理的な対策を検討・実施することを要望する。                                                                                       | 令和7年度は、気候に応じて、衣類を被収容者の衛生面に配慮した貸与数としたほか、設定していた採暖期間より1週間ほど早めて暖房を使用するなどの配慮を行った。<br>また、熱中症対策については、一定の成果をあげており、令和8年度においても、気候に応じて、猛暑対策を行い、被収容者の生命・身体の安全の確保に万全を期してまいりたい。                                                                                      |
| 8        | 札幌刑 | 視察委員<br>会    | 令和9年度、帯広刑務所及び釧路刑務支所が札幌刑務所の支所となるものと承知しているが、すべての視察を札幌刑務所視察委員会で行うことは不可能であり、仮に視察を行ったとしても不十分なものとなり、視察委員会の趣旨を没却することになりかねないため、令和8年度は、視察委員会の活動をより充実させる観点から、令和9年度の具体的な視察体制について、札幌刑務所と意見交換することを要望する。                           | 帯広刑務所及び釧路刑務支所が当所の支所になることに伴う視察委員会の具体的な体制については、視察委員会と意見交換を重ね、上級官庁と協議等することにより、適切な視察体制を構築できるよう、検討してまいりたい。                                                                                                                                                  |
| 9        | 旭川刑 | 保健衛生<br>及び医療 | 被収容者の意見・提案書において、医療を必要とする意見が毎回一定数ある。医療を必要とする被収容者は、一定数いるものであり、今後も医療アクセスの重要性は変わらない。引き続き、医療が必要な被収容者に医療が確保されるよう努められたい。                                                                                                    | 自所に対応できない専門的な治療を要する被収容者がいた場合、医療共助や医療重点施設、医療専門施設への移送を検討することと併せて、外部医療機関への通院・入院等を検討することとなるため、旭川市内及び近郊の外部医療機関等9施設を訪問し、引き続き、外医治療、病院移送及び緊急搬送に係る協力をいただけるよう依頼を行った。<br>今後においても、医療に関する協議会等の各種機会を捉え、外部医療機関等に対し、当所の医療体制、矯正医療の特殊性等を丁寧に説明し、理解を得るなど、連携の強化を図ることを継続したい。 |

|    |     |            |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                 |
|----|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10 | 旭川刑 | 組織・職員      | 被収容者の意見・提案書において、職員の高圧的、威圧的な態度・言動があることを指摘する意見が複数寄せられている。以前よりは良くなったとの意見もあり、改善されていると思われるものの、一部には、未だ、乱暴な言葉遣いや威圧的な態度をとっている職員がいるとの意見が見受けられる。旭川刑務所においては、改めて、全職員に対して、指導・教育の徹底を要望する。 | 全職員（支所を含む。以下同じ。）を対象とした倫理研修を実施し、人権意識の高揚を図るとともに、全職員に対し、不適正処遇の防止の徹底（「さん」付けで呼称・適切な言葉遣い）に係る、所長訓示を改めて実施した。<br>なお、令和8年度に採用となる新採用職員についても、初任科研修の機会を通じて、引き続き、人権意識の高揚を目的とした指導・教育を徹底していく。                   |
| 11 | 帯広刑 | 予算         | 被収容者の菜代指定額、被収容者が延長作業に従事した場合に給与する増菜代、優遇区分の指定に伴い摂取を許す自弁の食料品等の購入合計額（目安）等について、物価上昇に見合った増額を上級官庁に対して要望されたい。                                                                       | 頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                       |
| 12 | 帯広刑 | 視察委員会      | 当所は令和9年4月に刑務支所となることが予定されているところ、支所化後も視察委員会が果たすべき機能や役割が損なわれないよう、実効性のある施策を上級官庁に対して要望されたい。                                                                                      | 頂いた御意見については、当所限りで対応できる事柄ではないため、支所化後に本所となる施設や上級官庁とも連携しながら対応してまいりたい。<br>なお、本件要望については、上級官庁に報告する。                                                                                                   |
| 13 | 網走刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 自弁購入品目について、コンタクトレンズの保存液やボールペンの規格の追加を希望する意見が多いため、品目の追加を検討されたい。                                                                                                               | 令和7年5月購入受付分より、コンタクトレンズの保存液については、ソフト用500ミリリットルの規格を購入可能とし、ボールペンについては、ユニボールシングノを購入可能とするよう運用を改めた。                                                                                                   |
| 14 | 網走刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 所内の生活心得において、自弁購入品目の便せんは、1冊100枚つづり程度のものとされ、1回当たりの購入限度量は1冊とされているが、実際に購入できる便せんは50枚つづりのものであるため、購入限度量を2冊とするなど、対応を検討されたい。                                                         | 当所で自弁購入可能な便せんの規格は、縦書き・横書きともに50枚つづりのものであるが、1冊で足りない場合は、特別購入を認めており、所内生活の心得については、改正作業中である。                                                                                                          |
| 15 | 網走刑 | 外部交通       | 工場等ごとに指定された発信日（曜日）が祝日の場合であっても、週に一度、被収容者に発信の機会を設けるよう改善を検討されたい。                                                                                                               | 令和7年5月の連休以降、発信日が祝日に該当する工場等については、都度、代替日を指定する旨の事務連絡を発出し、週に一度、発信の機会を設けるよう運用を改めた。                                                                                                                   |
| 16 | 網走刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 防暑対策として半ズボンの着用を希望する意見が多いため、対応を検討されたい。                                                                                                                                       | 令和7年7月より、夏季処遇の一環として、被収容者に居室用半ズボン貸与し、着用を認めるよう運用を改めた。                                                                                                                                             |
| 17 | 網走刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 矯正指導日が設けられている週や、4日以上の日となる場合、被収容者の着用する下着類の枚数が不足しているとの意見があるため、改善を検討されたい。                                                                                                      | 休日が連続した場合、被収容者の下着類の枚数が不足していた事実が認められた。事実確認後は、下着類を十分な枚数貸与することとし、不足しないよう運用を改めた。                                                                                                                    |
| 18 | 網走刑 | 外部交通       | 信書を発信する場合、一度に同封できる用紙の枚数は7枚までと制限があるが、定形郵便物の料金等が改定されたことを踏まえ、同枚数の制限を超えて同封することを認めるよう、改善を検討されたい。                                                                                 | 7枚を超えて便箋の同封を希望する場合は、その理由や必要性を確認した上で許可判断している。                                                                                                                                                    |
| 19 | 網走刑 | その他        | 釈放後に帰住するための旅費について、施設側が負担するよう検討されたい。                                                                                                                                         | 当所では、法令等に基づき、帰住旅費の支給対象となる出所者に対し、旅費を支給しているほか、希望者に対しては、被収容者旅費運賃引証を交付し、出所者の旅費の負担軽減につなげている。                                                                                                         |
| 20 | 網走刑 | その他        | 朝食時、10分も経たずに食器回収が始まるとの意見があるため、食事時間を20分確保するよう厳守されたい。                                                                                                                         | 動作時限上、食事開始から次の動作まで20分以上の時間を確保しているが、全体の喫食状況を確認しつつ、喫食に支障のない範囲で食器回収を始めることはある。引き続き、食事を急がせることがないよう配慮することとする。                                                                                         |
| 21 | 網走刑 | 組織・職員      | 職員の被収容者に対する言葉遣いが悪いとの意見が多いため、職員に対する教育・指導を徹底されたい。                                                                                                                             | 当所では、被収容者への対応に関して、全職員に人権研修や国家公務員倫理に関する研修等を実施し、被収容者に対する言動の適正を期しているほか、被収容者への対応に関する職務研究会や、他施設の不適正事案に基づく職務研究会等を随時実施している。今後とも被収容者に対する言葉遣いなどの対応や、被収容者の人権への配慮、職員の職務能力向上等、職員への指導を徹底し、適正な処遇の確保に努めてまいりたい。 |
| 22 | 網走刑 | 施設の敷地・建物等  | 職員が居室の食器口を開閉する際の音が収容棟に大きく響いているとの意見があるため、対策を検討されたい。                                                                                                                          | 当所では、食器口の開閉について、静かに行うよう職員に指導しているが、一部の収容棟の居室の食器口の取っ手は、食器口の扉に埋め込まれたつまみを引き上げて開閉する形状となっており、開閉時、つまみを再び扉に収納する際に金属音が鳴ってしまうことから、今後、つまみにテープ等の緩衝材を取り付け、金属音が鳴らないよう対策を講じることとした。                             |
| 23 | 月形刑 | 書籍等の閲覧     | 被収容者向けに許可している娯楽映画等の視聴対象基準について、優遇措置や無事故の要件は一定期間の経過を要するほか、集団作業の結果に左右される面もあることから、被収容者間にできるだけ不平等感の生じない視聴基準を検討されたい。                                                              | 休日出業者や無災害工場に就業する受刑者といった特定の受刑者が視聴対象となる放映を廃止し、全受刑者を対象とする放映を拡充するよう内規の改正を行った。                                                                                                                       |
| 24 | 月形刑 | 外部交通       | 信書の発信通数の算定について、同居家族の複数名に一度に発信する場合には、1通として算出するなど、社会通念にしたがった適切な配慮を検討されたい。                                                                                                     | 従来は、同居家族の年齢を同封発信の許可基準としていたところ、同基準に限らず、必要と認められる同封については1通として取り扱う運用に改めるよう内規の改正を行った。                                                                                                                |
| 25 | 月形刑 | 外部交通       | 電話面会の許可基準について、貴所の所在地は公共機関を利用するなどの直接面会が比較的困難な地理的事情が存するところ、面会は出所後の更生に関わる重要な手段であることから、電話面会の拡大運用を検討されたい。                                                                        | 電話通信を許可する頻度について、制限区分に伴う回数を拡充するよう内規の改正を行った。                                                                                                                                                      |

|    |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                         |
|----|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 26 | 月形刑  | 保健衛生及び医療   | 釈放前の調髪について、仮釈放により出所する場合についても、満期釈放と同様、一定期間、中髪刈りを選択できるよう検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 受刑者の髪型の基準等については、関係法令等に基づき運用しているところ、中髪刈りを参考にした調髪については受刑者の自弁により理髪業者に行ってもらっており、仮釈放により出所する受刑者もその対象とするよう内規の改正を行った。                                                                           |
| 27 | 月形刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 出業時間の早い炊場就業者や昼夜居室棟の衛生係（以下「衛生係等」という。）は、朝食を作業場所で摂る都合上、食後に歯磨きができないとの意見があったため、歯科衛生措置を執る時間や方法を確保するよう検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                    | 衛生係等の作業場所には、洗面台又はシンクが整備されているため、希望者については出業時に各自の歯ブラシを持参させ、出業先で朝食後に歯磨きを行うことができるよう運用を改めた。                                                                                                   |
| 28 | 月形刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 自弁物品を購入する上で、同物品の商品コード表に仕様（具体的なサイズ等）を明記するよう要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 仕様の異なる同一品目商品については、被収容者が購入する際の参考となるよう仕様を明記することとした。                                                                                                                                       |
| 29 | 月形刑  | 外部交通       | 令和6年10月1日より、定形郵便物の料金及び重量が改定されたことに伴い、信書に封入できる便箋枚数を増枚することについて検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 関係法令等に基づき、当所は内規で一度に使用できる便箋の枚数を7枚としている。なお、7枚を超えて便箋の同封を希望する場合は、その理由や必要性を確認した上で許否判断している。                                                                                                   |
| 30 | 月形刑  | 保健衛生及び医療   | 受刑者に貸与している作業安全靴について、靴の中の蒸れや汚損による白癬菌感染症等の感染及び発症リスクを減少させる観点から、短期間の中敷き定期交換などを検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 作業安全靴の中敷きの交換については、工場担任者がその状況を確認し、適宜交換を行っているほか、作業安全靴を貸与している工場就業者については、通常の入浴のほか、汚染入浴を実施しており、事実上、就業日は毎日身体を洗うことが可能であることから、足を清潔に保てる状況であること、さらに、足の乾燥状態を保つに当たっては、被収容者自身の管理も必要であるため、今後も指導を継続する。 |
| 31 | 月形刑  | 宗教上の行為     | 貴所における宗教教誨実施要領等に係る内規について、焼香などの宗教儀式について一部改正がなされ、月命日については一定の要件のもと、これを認める改正は、非常に先進的かつ、被収容者の精神的更生に資する重要なものであると評価する一方で、ただし、「おおよそ真摯な願い出ではないと認められるもの」、「明らかに不当と認められるもの」は認めないとしており、これらのただし書が拡大解釈されないよう、慎重に運用されることを要望する。                                                                                                                                            | 被収容者から出願される宗教行為の許否判断については、個別具体的に適正に判断することとなるが、引き続き、刑事施設の規律及び秩序の維持並びに教誨を必要とする事情を踏まえた許否判断を行うこととする。                                                                                        |
| 32 | 函館少刑 | 矯正処遇の実施等   | 少年北海丸等船舶を用いた職業訓練（応用実習）を維持・継続することを求める。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 船舶職員科職業訓練の維持及び継続の意見があったことを上級庁に報告する。                                                                                                                                                     |
| 33 | 青森刑  | 収容状況       | 令和7年6月に炊場で感染性胃腸炎の集団感染が発生し、2週間程度、炊場が稼働停止となった。その間は非常食や外部業者の弁当による給食が実施された。炊場稼働停止の経緯や理由について貴所から被収容者に説明がなく、被収容者から「食中毒が発生したのではないか」、「刑務所がその事実を隠ぺいしようとしているのではないか」と疑う意見が多数寄せられた。施設で生活するうえで、被収容者が不安を感じるのは当然と思われ、このような被収容者の生活に影響する事態が発生した場合には、速やかに被収容者にその経緯や理由を告知するよう要望する。                                                                                           | 今後、同様の事案が発生した際は、被収容者に不安を感じさせることがないように必要に応じて周知する。                                                                                                                                        |
| 34 | 青森刑  | 施設の敷地・建物等  | 視力や歩行に障害があったり、認知機能に衰えが見られ、介助が必要な被収容者が就業する工場について、工場担当職員と介護係として作業指定されている就業者数人が介助をして工場を運営している。介護係の就業者から、段差をなくしたりスロープを付けるなどのバリアフリー化が必要だがこれがなされておらず転倒の危険が大きいこと、介助係の職員がトイレ介助や風呂介助も行っており、また、一人で複数の被収容者の動向を見なければならず手が回っていないこと、介護係の就業者は基本的にヘルパーの資格を持っておらず介助をする以上ヘルパー資格の取得が望ましいこと、担当する職員において介助の方法についてノウハウや知見が共有されておらず場当たりの対応となっているとの意見があった。設備・人員体制・対応方法について改善を要望する。 | 令和7年度においては、通路における段差が大きい箇所にはスロープを設置した。介助する上で改善が必要な箇所について、引き続き必要な方策を検討する。<br>また、担当職員や介助係には必要な知識を付与するとともに介助の必要な者の状況に応じて、介助係の人員体制の見直しも検討する。                                                 |
| 35 | 青森刑  | 規律及び秩序の維持  | 刑務官が号令をかけて歩調をとる運用はなくなったが、令和7年4月に所長が変わったタイミングで、行進に関して細かく注意されるようになったとの意見が寄せられている。足を合わせるよう強く注意されたり、下を見ないで前を向いて歩けと注意を受けたり、サンダルを擦るなど大きな声で注意された、等の意見が寄せられている。一部の職員がそのような注意をしてくるとのことであり、統一した運用を要望する。                                                                                                                                                             | 歩行中の受刑者が、下を向いて歩行していたことで、前を歩行している者等に接触するおそれ及び前後の者と歩調が合わずサンダルを踏みそうになるなどの転倒のおそれが認められた場合に、注意をしている。<br>引き続き、いわゆる軍隊式の行進と捉えられるような指導は行わないよう周知する。                                                |
| 36 | 宮城刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 依然、食事に関する意見・苦情・要望が相当数みられる。これらが後を絶たない根本的な原因が未だ明らかになっていない。<br>まずは献立の作成手続の透明性を確保し可能な限り被収容者の理解を得るほか、食事に関するアンケート実施結果を踏まえ被収容者の意見を反映されたい。                                                                                                                                                                                                                        | 献立は、食事に関するアンケート結果や標準栄養量を踏まえ、献立会議に付して決定している。また、アンケート結果は被収容者にフィードバックし、その理解に努めている。                                                                                                         |
| 37 | 宮城刑  | 予算         | 被収容者の食事の内容について、物価上昇の状況も踏まえて十分な予算を確保の上、しかるべく改善されるよう引き続き要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 配分された予算内において、食事内容をより充実させるよう努めていきたい。                                                                                                                                                     |

|    |     |            |                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                               |
|----|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | 宮城刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 昨今の物価高の影響により、集会時に被收容者に提供される菓子類が少量しか認められず幼児仕様になっている、コーヒーが提供されなくなった等の意見が多数寄せられている。被收容者の更生意欲を阻害しないよう、菓子類、飲料の見直しについてしかるべく配慮されたい。                                                                      | 集会時の菓子類について、令和7年度は業者の事情等から菓子内容が限定され、当所として選定の余地はなかったが、令和8年度から業者が変更され、品目を選定できるようになったことから、被收容者の更生意欲の向上に資する菓子類の選定に努めていきたい。                                                        |
| 39 | 宮城刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 室温について、夏季の急激な上昇、冬季の急激な低下による苦情が後を絶たない。当面の対応として、自弁での制汗剤、保冷剤の使用や既に使用を許可している使い捨てカイロの使用可能数の増加について検討し、その結果を周知するよう努めていただきたい。                                                                             | 平成19年5月30日付け矯成訓第3339号法務大臣訓令「被收容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」に基づき、制汗剤は使用を認め、保冷剤は認めていない（「保冷剤」は同訓令により自弁させることができる物品等に含まれていない。）。また、使い捨てカイロの使用可能数については検討していく。                             |
| 40 | 宮城刑 | 視察委員会      | 室温調整に係る、令和6年6月24日付け法務省矯総第2232号「冷暖房設備の適切な使用について（通知）」と厚生労働省「建築物環境衛生管理基準」に則った運用状況と各年度の改善目標について、当委員会に定期的に書面報告することを要望する。                                                                               | 適切に温度管理するため、左記通知に基づき、各收容棟の居室の温度測定を実施している。また、報告は年2回程度、行うこととしたい。                                                                                                                |
| 41 | 宮城刑 | 組織・職員      | これまで刑務所職員の被收容者に対する言葉遣いや接し方、拘禁刑の実施を控えて受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を行うための研修の実施を求めてきた。しかしながら、特定職員の特定受刑者に対する言葉遣いや差別的対応に対する苦情が一定数見受けられ、決して減少傾向にはない。引き続き、職員の意識改革を醸成するための研修等の継続的な実施に加え、その実施状況を当委員会に定期的に書面報告することを要望する。 | 被收容者の人権に配慮した言動を徹底するよう、今後も各種研修や教育の内容を充実させつつ、職員の人権意識の高揚を図っていきたい。<br>なお、研修実施状況については、定期的に書面で報告することとしたい。                                                                           |
| 42 | 宮城刑 | 組織・職員      | 刑務所の職員は、他の一般の行政事務とは異なり一定のストレスがかかる職務であり、また、被收容者の個々の特性に応じたきめ細かな処遇が求められるところ、その実現のためには充実した就業環境が欠かせない。職員の就業環境を充実させること、若手職員の就業に関する支援を充実させること、女性職員の働きやすい職場環境を整備されるよう要望する。                                | 新採用職員などの若手職員については、メンタルヘルス相談員との面接やメンター制度により支援をしている。また、職員の就業環境の充実及び女性職員の働きやすい職場環境の整備については、女性職員専用の休憩室の設置や、軽食を購入できる自動販売機の設置などを行っており、これらの充実について、今後も継続していく。                         |
| 43 | 宮城刑 | 視察委員会      | 増加の一方である委員会の活動を充足するための予算を十分に確保し、視察委員の事務支援のための刑務所職員もしくは矯正管区以外の者を構成員とする視察委員独自の事務局を整備いただきたい。                                                                                                         | 本意見については、当所限りにおいて判断することができないため、上級官庁に報告することとしたい。                                                                                                                               |
| 44 | 秋田刑 | 視察委員会      | 施設の情報公開は、被收容者を保護室へ連行する状況の録画の視聴や炊場での作業の見学等も含め、細部にわたり詳細に説明がなされている。引き続き、詳細な説明や情報公開がなされることを要望する。                                                                                                      | 視察委員会に対し、引き続き詳細な説明や情報公開を行っていく。                                                                                                                                                |
| 45 | 秋田刑 | 視察委員会      | 令和7年度は、令和6年度からは減少したものの、従前に比べると意見・提案書の提出は多かった。多数の意見があることは、処遇状況を判断する上で有益であると思料する。<br>今後も速やかなる回答・説明を要望する。                                                                                            | 視察委員会に対し、今後も速やかなる回答・説明を行っていく。                                                                                                                                                 |
| 46 | 秋田刑 | 組織・職員      | 被收容者に対する不適切な言動が根絶され、刑務官が被收容者の模範となることについて検討されたい。                                                                                                                                                   | 被收容者に対する言動については、被收容者の人権に関する職員研修を行うなどして、不適切な言動を根絶し、正しい言葉遣いを念頭に勤務するよう、指導を継続する。                                                                                                  |
| 47 | 秋田刑 | 組織・職員      | 夜勤者の足音・雑談の声、職員の臭いに関する訴えが複数寄せられている。被收容者から不満が出ないよう検討されたい。                                                                                                                                           | 各收容棟にマットを敷き、巡回時は同マット上を歩くことで足音が響かないようにしている。<br>職員に対し、強い匂いを放つような柔軟剤等の使用を控えるよう引き続き指導を行っていく。<br>就寝時間等における引継ぎ、電話等による会話の音量に注意するよう指導を行うなど、被收容者の生活に支障を来すことなく、その生活に配慮して業務を行うよう指導を継続する。 |
| 48 | 秋田刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事の質・量が劣化したのではないかという意見が多数寄せられている。物価高の中、限られた予算で苦勞されていると理解しているが、可能な限り、質・量の向上について検討されたい。                                                                                                             | 献立は、管理栄養士が栄養面、予算面を考慮しながら作成しているところ、年1回実施しているし好調査やこれまでの意見等を踏まえながら、引き続き質・量に配慮した献立の検討を継続する。                                                                                       |
| 49 | 秋田刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 被收容者の希望等を踏まえ、集会における菓子や飲み物の質・量の向上について検討されたい。                                                                                                                                                       | 現在、自弁のし好品については、前月のものと類似しないよう都度、中身を見直している。また、令和8年度は、取扱業者が変更となることから、被收容者の希望等を踏まえ、質・量の向上について検討を進めていく。                                                                            |
| 50 | 秋田刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事について、配食の不公平さを訴える声がある。公平な配食がなされるように努めていると理解しているが、被收容者から不満が出ないよう検討されたい。                                                                                                                           | 炊場において工場・居室棟の人数に応じて食事を配食し、衛生係等が盛り付けを行った後、職員が検食を実施して副食を振り分けるなどすることで、平等になるように調整している。                                                                                            |
| 51 | 秋田刑 | 書籍等の閲覧     | ラジオ・テレビの視聴については年々改善されていると理解しているが、今後も被收容者の希望も踏まえた対応について検討されたい。                                                                                                                                     | テレビについては、令和6年度から視聴時間の拡大を行っている。ラジオ視聴については、今後も被收容者の希望等を踏まえ、内容等について検討を進めていく。                                                                                                     |
| 52 | 秋田刑 | 保健衛生及び医療   | 従前から、居室内の室温管理について適切に行われていると理解しているが、引き続き、熱中症や低体温症といった被收容者の健康に支障が生じる事案の予防について検討されたい。                                                                                                                | 各居室に温度計測器を設置して温度管理を行い、必要に応じて冷房・暖房を使用して温度調節を行っているところ、感染症対策のための換気に留意しつつ、室温を把握した上で適切な温度管理に配慮している。                                                                                |

|    |     |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 53 | 秋田刑 | 規律及び秩序の維持  | <p>現状、被収容者を保護室に連行する際、被収容者が激しく暴れる場合にはうつ伏せの状態手足を担ぎ上げる形で運ばれることがあると聞いている。このような形式で被収容者を運ぶ場合には、被収容者が落下し怪我をする危険性がある。</p> <p>他方、精神医療の現場においては、興奮状態や自傷他害のおそれのある患者を安全に保護室（隔離室）へ収容するために、専用のストレッチャーに横になったまま運ばれる場合があるとのことである。</p> <p>当視察委員会としては、後者の方がより安全であり、人権に対する配慮がなされているのではないかと思料する。</p> <p>秋田刑務所におかれては、より安全かつ人権に配慮した保護室への連行方法について、法務省や矯正管区と検討されたい。について適切に行われていると理解しているが、引き続き、熱中症や低体温症といった被収容者の健康に支障が生じる事案の予防について検討されたい。</p> | <p>御提案の専用ストレッチャーによる連行は、当所限りで判断しかねることから、上級官庁に報告したい。</p> <p>なお、保護室への収容に当たっては、被収容者及び職員双方の安全を確保した上で連行が可能となるよう、日々訓練を行っている。</p>                                                                                                  |
| 54 | 秋田刑 | 組織・職員      | <p>令和7年度は、令和5年度及び同6年度に続き、職員に対する人権講義を行った。今後も、職員に対する適切な研修の実施を要望する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>職員に対し、今後も人権研修を含めた適切な研修を行っていく。</p>                                                                                                                                                                                       |
| 55 | 山形刑 | 組織・職員      | <p>これまでも、職員の言動等について、一部の被収容者から不満が出されており、特定の職員の言動に関する指摘がなされているなど、職員の言動等に不十分な点がある可能性が否定できない。</p> <p>引き続き、外部からの講師を招へいするなどして、職員に対する研修・教育を継続的に実施し、不満や行き違いが少なくなるよう要望する。</p> <p>また、職員の対応状況の管理方法等、不適正処遇を防止する観点からの施設内における対応についても、改めて検討されることを要望する。</p>                                                                                                                                                                        | <p>監督者による巡回や映像記録の確認などで、不適切な言動を認めた場合は、個別に指導を行うなどしかるべき対応を講じているほか、人権意識及び違法意識向上のための職員研修を実施している。</p> <p>また、不適正処遇の防止についても、民間協力者・専門家等の協力を得ながら、職員に対する研修・教育を充実させていく。</p>                                                            |
| 56 | 山形刑 | 物品の貸与等及び自弁 | <p>被収容者からは、自弁で購入できる物品がなかなか購入できない、差入れをしても手元に届くまでに時間がかかりすぎるといった、購入物品や差入等に対する要望が出されている。</p> <p>自弁に関する物品の状況や、差入れ対応の職員の状況等の調査を行い、被収容者の理解を得るべく対応されることを要望する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>自弁物品の一時的な販売中止などに対し、その都度、被収容者に周知している。</p> <p>今後も自弁購入や差入れに係る処理状況を確認しながら、必要に応じて職員体制を見直すなど、被収容者の手元に届くまでの時間の短縮に努めていく。</p>                                                                                                    |
| 57 | 山形刑 | 矯正処遇の実施等   | <p>被収容者からは、優遇区分や懲罰の判断において、その基準が恣意的ではないかとの指摘がなされており、例えば、どのようなことを行えば1類が2類になるのか、どのようなことを行うと懲罰の対象になるのか、という点が明確ではなく、判断を行う刑務官の恣意的判断ではないかとの懸念が残らざるを得ない。優遇区分は、優遇措置の基準にもなるものであり、被収容者はその類を上げるべく、努力をしている。全ての基準を明確化することは困難であるとしても、一定程度の目安を示し、被収容者がその内容を理解して生活を送ることは、被収容者にとっては今後の更生の動機付けにもつながるものであることから、矯正処遇における基準を明確化されることを要望する。</p>                                                                                           | <p>優遇措置に関しては、各居室に備え付けている所内生活の心得に分かりやすくまとめたものを示し、受刑者に周知している。懲罰についても、懲罰を科され得る行為（反則行為）を類型化して記載した「受刑者遵守事項」を各居室に備え付けており、これに該当する行為があった場合、懲罰処分を受けることがある旨示している。</p> <p>また、新入時の教育においても、優遇措置や懲罰については丁寧に説明しているところ、今後も理解を促進していきたい。</p> |
| 58 | 山形刑 | 保健衛生及び医療   | <p>被収容者から、医師が被収容者を見下したような言動をし、十分な診察や説明をせず、必要な治療や投薬をしていないとの指摘が、従前からなされているところである。</p> <p>引き続き、医師が被収容者に対して行っている医療の実情を調査するとともに、その質をより良く改善するための措置を継続的に執ることを要望する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>今後とも、被収容者に必要な治療や薬剤の処方等の適切な医療を提供し、また、治療等に関して被収容者が理解できるよう丁寧に説明を行うほか、医師をはじめ職員に対し、今後も被収容者への言動について必要な研修・教育を実施することとしたい。</p>                                                                                                   |
| 59 | 山形刑 | 物品の貸与等及び自弁 | <p>被収容者から、食事の量や質に対する不満や要望が多く出されているところ、物価高の状況であることは理解しつつ、引き続き、可能な限り被収容者の意見を取り入れて食事に反映させることを続けることにより、被収容者の目に見える形で改善を図り、食事の満足度が向上するよう努められたい。なお、物価高の問題は、全国的な問題であることから、刑務所での対応に限界があるということであれば、法務省への予算増額の要求等、上級官庁を含めた対応を検討されたい。</p>                                                                                                                                                                                      | <p>献立作成に当たっては、毎年実施している被収容者に対するアンケート結果をできる限り反映し、他施設の状況も参考にしながら、主食のバリエーションを増やすとともに新メニューを考案するほか、アンケート結果の反映状況を被収容者に配付する献立表に記載するなどにより、食事の満足度向上を図るよう努めており、今後も継続してまいりたい。</p>                                                      |
| 60 | 福島刑 | 組織・職員      | <p>職員の勤務状況に関してウェアラブルカメラやビデオ撮影等の的確な活用を通じて、職員による不適切な言動の抑止及び不適切な言動への指導を徹底すべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>現在整備されているウェアラブルカメラを活用し、職員が装着する機会を増やすとともに、監督職員が当該記録を確認して研修等を含めた指導に生かす体制づくりを検討していきたい。</p>                                                                                                                                 |
| 61 | 福島刑 | 組織・職員      | <p>職員の超過勤務やストレスチェックの動向を把握し、過重な勤務負担を軽減する策を講じるべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>職員のストレスを的確に把握するため、ストレスチェックの動向を踏まえた職員面接を実施するとともに、勤務時間や年休取得状況の把握を適切に行い、職員の業務分担や業務の必要性について、見直しを行いたい。</p>                                                                                                                   |
| 62 | 福島刑 | 組織・職員      | <p>拘禁刑の施行に伴って各部門で生じている課題等について施設全体で対話を通して共有し、必要な方策を検討、実施すべきである。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>幹部職員による年2回の職員面接や各職域でのミーティング等の機会を通じて、各種懸案について情報を共有しているほか、職員アンケートを実施し、課題の洗い出しを行い、改善策の回答を周知する等を検討している。</p>                                                                                                                 |

|    |     |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                        |
|----|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 63 | 福島刑 | 視察委員会     | 意見投函箱の設置場所を見直すなどして、意見・提案者の投かんに対する被収容者の不安感と職員の負担を軽減すべきである。                                                                                                                                                                                                                                   | 提案箱の設置箇所の変更及び増設について、被収容者が安心して投かんできるよう、検討していきたい。                                                                                                                                        |
| 64 | 福島刑 | その他       | 被収容者に係る物品の使用や日課について、貴施設独自のルールと思われる点を洗い出し、必要に応じて当該ルールを改廃すべきである。                                                                                                                                                                                                                              | 職員アンケート、意見交換会等により、当所における独自ルールの内容を把握した上で、同ルールの継続の可否等に関する意見を募り、施設としての方針を検討していきたい。                                                                                                        |
| 65 | 福島刑 | 保健衛生及び医療  | 医務課の体制を充実させ、体調不良者の早期発見・早期治療に努め、重篤化による病院移送や死亡事案の発生を抑止すべきである。                                                                                                                                                                                                                                 | 入所時診察における聞き取りを充実させ、また、特に持病を持つ者や高齢者など医療上の注意を要する者については、医務課と処遇の部署との情報共有を更に強化するなど、体調不良者の早期発見・早期治療に努めたい。                                                                                    |
| 66 | 盛少刑 | 組織・職員     | 昼夜単独室処遇者アンケートにおいて、被収容者から「一部の職員が悪口や見下すような発言が見受けられた」との回答が散見されたので、令和6年度に引き続き人権擁護に関する研修等の実施を強化し、施設職員への啓蒙を図るとともに、監督体制の強化など、不当な人権侵害が発生しないよう具体的かつ十分な対策を実施することを求める。                                                                                                                                 | 各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も研修を継続していくとともに、被収容者に対して不適切な言動等を行わないよう指導監督を徹底する。                                                                                                            |
| 67 | 盛少刑 | 組織・職員     | 令和6年度、貴所において刑務官と被収容者との間で贈収賄事件が発生した。令和6年度の意見書においても再発防止の取組の徹底をお願いしたところであるが、今後も同様の取組をされたい。                                                                                                                                                                                                     | 当所で発生した事件を受け、当所職員の不祥事防止を図る目的で、上級機関から職員の派遣を受け、不祥事防止に資する研修を行った。更に、同研修で知識を習得したのちに各課部門でも小グループミーティングにおいて意見交換を行うことで理解を深めた。今後も継続して不祥事防止研修を実施し、再び不祥事が発生することがないように徹底した倫理観を職員に養わせるとともに、信頼回復に努める。 |
| 68 | 盛少刑 | 予算        | 貴所において、昨今の物価高騰の影響を踏まえ、食事や菓子に関する予算の増額に向けた取組をされたい。                                                                                                                                                                                                                                            | 意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                    |
| 69 | 盛少刑 | 視察委員会     | 令和7年度も視察委員会ニュース（こずかたニュース）を発行した。引き続き掲示板への掲示のほか、第一号以降全てのこずかたニュースの各居室への備置を行うよう求める。                                                                                                                                                                                                             | 全ての視察委員会ニュース（こずかたニュース）を被収容者の各居室に備え付けているところ、今後も引き続き、同様の取扱いを継続することとした。                                                                                                                   |
| 70 | 盛少刑 | 視察委員会     | 法務省の実施する「釈放時アンケート」について、貴所における分析結果について、毎年、当委員会へ報告されたい。                                                                                                                                                                                                                                       | 当該分析結果を視察委員会に報告することとした。                                                                                                                                                                |
| 71 | 盛少刑 | 視察委員会     | 貴所は、令和9年4月から宮城刑務所の支所になることが決定している。これに伴い、当視察委員会も廃止となる見込みであり、被収容者や職員との面接、アンケートの実施など、貴所で実施していたものを宮城刑務所の視察委員会に集約することになるが、マンパワーや時間的・距離的な制約により、貴所における視察業務を十分に果たすことは困難と考えられ、ひいては被収容者の権利擁護が疎かになりかねない。したがって、貴所が支所化した後も貴所単独の視察委員会は存続させるべきであり、それに沿った法改正がなされるべきである。貴所において、当視察委員会の継続について、上級庁へ意見具申をお願いしたい。 | 視察委員会の継続については、当所限りでは対応できない事項であることから、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                |
| 72 | 水戸刑 | 組織・職員     | 人権意識及び遵法意識向上に係る研修を実施されているところ、職員から不適切と思われる言動等がなされたとの意見が見られるため、職員による不適切な処遇がなされないよう最大限の配慮を要望する。                                                                                                                                                                                                | 言動等に対する意見があった職員に対しては、事実関係を確認し、しかるべき対応を行っているところ、引き続き各種研修等を通じて、不適切な言動その他の不適切な処遇がなされないよう対策を実施する。                                                                                          |
| 73 | 水戸刑 | 視察委員会     | 視察委員会は、充実した活動を継続して行う必要があるところ、次年度以降も各委員の負担が増加することが想定されるため、視察委員会委員の増員を強く要望する。                                                                                                                                                                                                                 | 視察委員会委員の増員については、施設限りで対応できる事柄ではないため、頂いた意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                               |
| 74 | 水戸刑 | 保健衛生及び医療  | 平時から被収容者の体調の変化等には十分配慮し、病気による体調不良等があった場合には、速やかな医療措置や病院移送を実施するよう要望する。                                                                                                                                                                                                                         | 被収容者の体調不良が認められた場合、看護師等が速やかに確認して医師に報告し、同医師の判断により必要な医療措置を講じているほか、症状によっては直ちに外部医療機関に搬送するなど、適切に対応しているところ、引き続き被収容者の健康管理等に努めたい。                                                               |
| 75 | 水戸刑 | 施設の敷地・建物等 | 水戸・土浦両拘置支所の施設の老朽化が顕著であるため、改修を検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                        | 当所で対応可能な修繕等は、予算事情を勘案して順次対応しているところではあるが、大規模な改修等については、多額の予算を要するものであり、施設限りで対応できないため、上級官庁に報告する。                                                                                            |
| 76 | 水戸刑 | 組織・職員     | 職員との意見交換会において、職員の欠員等により負担が増大している現状が見受けられたため、職員の労働環境の適切な確保が施設の適正な処遇につながることを踏まえ、職員の労働環境への配慮を要望する。                                                                                                                                                                                             | 職員の労働環境については、選考採用の実施等による早期の欠員補充に努めているほか、メンタルヘルス相談員の配置や設備の充実化等により、働きやすい環境の構築に努めているが、今後も継続していく。                                                                                          |
| 77 | 栃木刑 | 施設の敷地・建物等 | 夏季における冷房環境は極めて重要な問題であるため、夏季における冷房環境や工場・寮による冷房環境の差について改善を要望する。                                                                                                                                                                                                                               | 冷凍庫を新たに整備し、毎夕点検後、室内に扇風機がない居室を対象に保冷剤を貸与することとした。<br>なお、設置の必要性を考慮した上で順次エアコンを設置しているが、冷房設備の設置については、多額の予算を要するものであり、施設限りで対応できないため、上級官庁に報告する。                                                  |
| 78 | 栃木刑 | 組織・職員     | 人手不足によって、職員の負担が大きくなり、その結果、職員が離職しないし、休職するという悪循環に陥っているため、早急に定員割れの状態を是正し、適切な職員数による施設運営を要望する。                                                                                                                                                                                                   | 職員の確保に当たっては、採用試験受験者を確保するための広報等の取組に加え、採用後の職員定着に向け、若年職員と幹部職員との意見交換、若年職員を指導する立場のベテラン職員と幹部職員との意見交換等を引き続き行う。                                                                                |

|    |      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                          |
|----|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 79 | 栃木刑  | 組織・職員      | メンターとメンティーの年次が1年しか変わらず、メンティーの質問や悩みに対し、十分な回答ができないことが見受けられるため、中堅職員をメンターに指定し、年次の低い職員が安心して働ける環境整備を要望する。                                                                                                                                                                                                                   | 本意見を受け、令和8年度は、メンティーの年齢、趣味、性格等を踏まえつつ、おおむね採用5年目以降の相応の経験を有する職員をメンターとするよう組合せに配慮する。                                           |
| 80 | 栃木刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 国民意識の変化や他の刑務所における自弁物品の実情に応じ、自弁物品のアップデートを要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 被収容者に貸与し、又は支給する日用品については関係法令により定められているところ、今後も社会情勢等を踏まえ、上級官庁に対して実情や要望を発信していく。                                              |
| 81 | 栃木刑  | 予算         | 施設や備品が老朽化しているところ、2028年度の閉庁を理由に予算を掛けず、被収容者に苦役を課すというのは適切ではないため、適切な修繕や備品の購入など、閉庁するから予算は掛けられないという状況にならないよう要望する。                                                                                                                                                                                                           | 施設設備や備品の老朽状況については、適時に確認を実施しており、貸与している備品等に経年劣化が認められる場合はその都度交換するなど、予算状況を勘案しながら優先順位を定めつつ対応することとし、施設限りでの対応が難しい場合は、上級官庁に報告する。 |
| 82 | 栃木刑  | 視察委員会      | 閉庁に向けて、被収容者新規受入れ停止時期等の情報については、当視察委員会にも綿密な情報共有を要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                   | 被収容者の新規受入れ停止、その他、施設運営に関わる重要な情報については、適時、情報共有を行う。                                                                          |
| 83 | 喜連川セ | 施設の敷地・建物等  | 監視カメラ映像の保存期間について、映像保存期間が短く、事後的な検証が困難となる場合がある。十分な期間の映像を保存できるよう、引き続き検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                             | 必要に応じてDVDとして保存している映像もあるが、全ての映像の保存期間を延長するには、相応の設備改修予算が必要であり、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。                                 |
| 84 | 喜連川セ | 施設の敷地・建物等  | 居室環境（温度管理）について、冷暖房や送風の改善が進められているものの、依然として温度に関する意見が見られる。設備増強のみならず、運用面の工夫を含めた継続的改善を求める。                                                                                                                                                                                                                                 | 現在、各収容棟に空調設備の整備を進めるとともに、被収容者の特性等に応じて収容棟の廊下等に大型扇風機やストーブを設置するなどの対応を実施しているところ、引き続き、必要な予算措置を含め、設備整備については上級官庁と相談する。           |
| 85 | 喜連川セ | 保健衛生及び医療   | 医療体制について、診療までに相当期間を要する事例がなお認められる。人的・予算的制約がある中でも、外部医療機関との連携等も含め、体制強化を検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                           | 緊急の対応を要する症状の場合には、外部医療機関への緊急搬送により迅速に対応しているところ、通常の診療においても、外部医療機関との連携等も含めた体制を構築し、引き続き適切な診療の実施に努めたい。                         |
| 86 | 喜連川セ | 保健衛生及び医療   | 熱中症指数を踏まえた戸外運動の制限については、今後も検証と見直しを継続されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                              | 今後も被収容者の健康管理に留意しつつ、戸外運動の機会確保に努める。                                                                                        |
| 87 | 喜連川セ | 保健衛生及び医療   | 被収容者の入浴実施日（曜日）については、現状に対する賛否の意見があることを踏まえ、今後も検証と見直しを継続されたい。                                                                                                                                                                                                                                                            | 今後もより効果的な矯正処遇を実施する観点から、入浴実施日について検討する。                                                                                    |
| 88 | 喜連川セ | 物品の貸与等及び自弁 | 被収容者の寝具に係る更新頻度や方法等については、今後も検証と見直しを継続されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 被収容者の寝具について、使用期間のみをもって一律に更新することは困難であるが、引き続き適切な修繕又は更新を行う。                                                                 |
| 89 | 喜連川セ | その他        | 民事訴訟への出廷に係る許可判断については、今後も検証と見直しを継続されたい。<br>ことに、受刑者の民事訴訟出廷の取扱いについては、近時、民事裁判手続のIT化（ウェブ会議等の活用）が進展しており、従前と比較して護送等に伴う人的・物的負担が相対的に軽減されている状況にある。また、裁判を受ける権利は憲法上保障された重要な権利であることに鑑みれば、これを実質的に保障する観点からも、出廷の可否判断に当たっては、従来の運用にとらわれることなく、上記の事情を踏まえた柔軟な運用が求められる。については、ウェブ会議方式の活用を含め、受刑者の民事訴訟への関与の機会を確保するための運用改善について、上級庁との協議等を検討されたい。 | 機器整備のほか、個室の確保などの物的整備に係る予算的問題に加えて、拘禁刑施行による個別処遇が多様化し、職員不足が顕著である中、出廷に係る職員の負担は大きいことから、上級庁と協議しつつ、慎重に検討したい。                    |
| 90 | 前橋刑  | 保健衛生及び医療   | 医師の確保及び診療体制の充実を図るとともに、診療における丁寧な説明に努められたい。                                                                                                                                                                                                                                                                             | 引き続き、必要な診療を遅滞なく行えるよう、医師の確保に努めるとともに、必要に応じて外部医療機関の協力を得つつ、安定的な医療体制の充実に努めるほか、診療に当たっては、被収容者に対し引き続き丁寧な説明を行うよう努める。              |
| 91 | 前橋刑  | 組織・職員      | 刑務官による被収容者に対する言動に関して継続的に研修を行い、必要に応じて適時適切に調査確認を行い、指導監督されたい。                                                                                                                                                                                                                                                            | 引き続き研修等を通じて、被収容者の人権に配慮した対応を行うよう職員への指導監督を徹底する。                                                                            |
| 92 | 前橋刑  | 施設の敷地・建物等  | 施設の建て替えを進めるため、法務省に引続き要望されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 頂いた意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、適切に上級官庁に報告する。                                                                              |
| 93 | 前橋刑  | 外部交通       | 官公署宛ての発信、就職の応募、仕事や寮を探すための信書の発信が通数外発信とされていないとの指摘が多数なされており、日本国憲法の保障する通信の自由を保障する観点から、通数外扱いとするよう検討されたい。                                                                                                                                                                                                                   | これまでも信書の通数については、個別具体的な事情を勘案しつつ適正に判断しているところ、今後も個別に要否を検討する。                                                                |
| 94 | 前橋刑  | 宗教上の行為     | 被収容者の信教の自由を保障する観点から、余暇時間以外にも可能な限り宗教的行為を認めるようにしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                   | 一人で行う宗教上の行為については、これまでも、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、余暇時間以外についても、これを禁止し、又は制限していない。                               |
| 95 | 前橋刑  | 保健衛生及び医療   | 鼻毛切りの使用が認められるよう、法務省に訓令改正を要請されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 令和7年度中に鼻毛切りを整備し、理髪時において申出があった都度、貸与している。                                                                                  |
| 96 | 前橋刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 購入物品の品数が減ったとの指摘や、Lサイズの下着の購入を許可してほしいとの意見が被収容者から多数あり、改善を求める。                                                                                                                                                                                                                                                            | 令和7年度中に、指定業者の都合により一時的に欠品が生じた経緯があるが、被収容者のニーズに照らして柔軟に対応していきたい。                                                             |

|     |      |            |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                |
|-----|------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 97  | 前橋刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 被收容者の衛生管理の観点から、歯ブラシやタオルといった日用品を交換するサイクルを短くすることを検討されたい。                                                                                                                                       | 日用品の給貸与の基準を設けてはいるが、使用期限前に交換を申し出た場合であっても、実情や現物等を確認し、必要に応じて支給しており、個別具体的に対応している。                                                                                  |
| 98  | 前橋刑  | 矯正処遇の実施等   | 被收容者の学習等をできる限り認めるように運用されたい。                                                                                                                                                                  | 所内での簿記検定の実施、通信教育など、従来から取り組んできたところであるが、改善更生及び円滑な社会復帰に資する内容とするため、今後も継続して上級官庁と検討を実施する。                                                                            |
| 99  | 前橋刑  | 書籍等の閲覧     | 備付書籍のうち特に六法全書や資格試験用の参考書が不足しているとの指摘があり、充実を図られたい。                                                                                                                                              | 予算状況を踏まえつつ、頂いた意見を参考にして備付書籍の更新・整備に努める。                                                                                                                          |
| 100 | 前橋刑  | 矯正処遇の実施等   | 職業訓練の種類や内容の充実を検討し、必要な予算の要求を行われたい。                                                                                                                                                            | 令和7年度の職業訓練は3種類設けて実施したが、受講人員や種類の拡充などについて、今後も上級官庁と調整しながら適切に対応していく。                                                                                               |
| 101 | 前橋刑  | 矯正処遇の実施等   | 被收容者の教養を磨く機会となることから、映画を視聴する機会を増やすことを検討されたい。                                                                                                                                                  | 頂いた意見を参考にしつつ、被收容者の余暇活動の援助に資するよう検討する。                                                                                                                           |
| 102 | 前橋刑  | 矯正処遇の実施等   | 作業報奨金は出所時の当面の生活費となるものであり、物価高騰に見合うよう増額するよう法務省に要望されたい。                                                                                                                                         | 頂いた意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。                                                                                                                       |
| 103 | 前橋刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 喫食会の菓子や飲料に対する不満が多数あり工夫されたい。また、喫食会の時間が短く食べきれないとの不満も多く、時間の延長を検討されたい。                                                                                                                           | 頂いた意見を踏まえつつ、品目及び時間の延長について検討を行う。                                                                                                                                |
| 104 | 前橋刑  | 予算         | 食事の質が低下しているとの不満が少なからずあり、食事に使用できる予算を増額するよう法務省に要望されたい。                                                                                                                                         | 食事の内容については、被收容者に対する嗜好調査の結果を踏まえつつ、メニューを工夫したり、より安価な食材を確保したりするなどして質が低下しないよう対応しているところ、予算の増額については施設限りで対応できる事柄ではなく、上級官庁に報告する。                                        |
| 105 | 前橋刑  | 視察委員会      | 意見・提案書に対する施設からの回答書面の中で内規等の資料名が示されており、回答の趣旨を把握するに当たり、当該資料を視察委員会に開示していただくことを要望する。                                                                                                              | 情報提供の依頼があれば、必要な情報を提供する。                                                                                                                                        |
| 106 | 前橋刑  | 視察委員会      | 現行の視察委員会の委員数や開催回数を増加させるよう、法務省に要望されたい。                                                                                                                                                        | 頂いた意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、適切に上級官庁に報告する。                                                                                                                    |
| 107 | 千葉刑  | 視察委員会      | 令和7年度、受刑者が共同室において暴行により死亡する事故や、自殺するなどの重大事故が相次いで発生しているため、令和8年度も引き続き視察委員会として背景を調査していく予定である。                                                                                                     | 令和7年度、公表する可能性がある事案が発生した際には、速やかに情報提供し、当該事案直後の会議において詳細な情報を提供しているほか、委員の求めにより被收容者の面会を実施して調査に協力しており、令和8年度も可能な限り、視察委員会への情報提供及び調査への協力を継続していく。                         |
| 108 | 東成医セ | 保健衛生及び医療   | 医療事故を発生させない医療体制の構築を要望する。                                                                                                                                                                     | 引き続き、医療事故の防止に向けた体制の整備に努め、適切な医療の提供を継続することとしたい。                                                                                                                  |
| 109 | 東成医セ | 保健衛生及び医療   | 屋外運動の中止基準について柔軟な対応を要望する。雨天時、体育館運動の機会が平等に与えられるように要望する。                                                                                                                                        | 当センターは、内規により暑さ指数及び気温を計測した上で、熱中症の危険性が高いと判断される場合は、同日の屋外運動を中止し、順転で体育館及び居室内運動としている。また、雨天時における体育館での運動については運用方法を検討したい。                                               |
| 110 | 東成医セ | 書籍等の閲覧     | ラジオ番組の選択やレクリエーション、クラブ活動の会入について柔軟な対応を要望する。                                                                                                                                                    | 被收容者の意見を踏まえつつ、検討することとしたい。                                                                                                                                      |
| 111 | 東成医セ | 組織・職員      | 職員の心身の安全を守る観点から、未然防止と問題発生時に迅速に対応できる体制が整えられるよう要望する。                                                                                                                                           | 職員の心身の安全を守るための研修及び対策について、引き続き、継続することとしたい。                                                                                                                      |
| 112 | 府中刑  | 視察委員会      | 意見・提案書が大幅に増加していることに加え、視察委員会に対する面接希望も多く、希望者全員には対応できていない状況である。大規模施設である特殊性を考慮し、視察委員の増員や専任の視察委員会事務局の設置など、視察委員会の在り方を抜本的に検討するよう、上級官庁に報告されたい。                                                       | 視察委員の増員及び専任の事務局の設置等の運営体制の強化に関する御意見があったことについては、上級官庁に報告する。                                                                                                       |
| 113 | 府中刑  | 視察委員会      | 職員と視察委員会との相互理解を深める観点から、所内報で視察委員会が職員に直接語りかける機会を設けることができないか検討されたい。また、併せて、職員と視察委員会の双方向でコミュニケーションを図ることができるとの創出について要望する。                                                                          | 所内誌に、視察委員からの寄稿を掲載することとするほか、令和8年度視察委員会の要望を聴取しながら、グルーブワーク形式でより多数の職員と面談していただくなど、双方向のコミュニケーションが図れる機会を拡充させる。                                                        |
| 114 | 府中刑  | 視察委員会      | 職員アンケートの結果、職務負担や制度理解などについて、処遇に携わる職員とそれ以外の職員に意識差が明らかであったところ、アンケート結果の更なる活用や詳細な分析を加えることが求められる。については、アンケートのローデータを上級官庁や矯正研修所等と共有することを検討されたい。                                                      | 令和7年度に実施したアンケートは、事前に、職員に対して回答内容を他機関へ共有することについて、周知していないため、ローデータを共有することは困難である。                                                                                   |
| 115 | 府中刑  | 組織・職員      | 職員アンケートの結果、処遇に携わる経験の浅い職員が業務上悩んでいる様子が見て取れたことから、若年職員等から業務での疑問や困っている点を聞き取り、それをもとに、職務運営についてマニュアル化を進めることを検討されたい。                                                                                  | 御意見を受け、昼夜間勤務者から、どのようなマニュアルが必要なのか、アンケートをもって意見聴取し、その結果を受けて、令和8年度版業務マニュアルを整備した。                                                                                   |
| 116 | 府中刑  | 組織・職員      | アンケートの結果、処遇に携わる職員、特に夜勤職員や若い職員が非常にストレスを感じながら業務に携わっていることが明らかであったところ、一般的にストレスの一因として、パワハラや意見の言えない職場環境に関することが指摘されていことを踏まえ、職員同士でハラスメントを防止し、適切なコミュニケーションを図るための研修を実施するなど、心理的安全性の高い職場づくりに取り組むことを要望する。 | 当所では、心理専門官が中心となり、職域の違う職員同士が、仕事で困っていることなどに関して話をする、リフレクティングの手法を用いた「対話実践」を行っている。このほか、若年職員はメンタルヘルス相談員による面接を受けることとしており、現在においても職員相互の理解促進や個人のケアについて、全所的に取り組んでいる状況である。 |

|     |     |           |                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 117 | 府中刑 | 施設の敷地・建物等 | 受刑者の生命・健康の確保及び職員の職場環境の観点から、冷暖房設備の整備を推進する必要があるところ、東京都のCO2排出量規制等により、整備が進めにくい状況が見受けられる。もともと設備が十分ではない矯正施設に、一般事業所と同水準の基準を適用することには課題があるため、上級官庁、所在自治体及び関係団体等と連携し、規制当局へ働きかけを行うなどして、冷暖房整備を早期に進めることを要望する。 | 東京都との調整は引き続き実施する。また、他省庁等への働き掛けについては、当所限りで判断することができないため、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                       |
| 118 | 府中刑 | 組織・職員     | 処遇困難な受刑者には各種障害特性を有する者が多く、職員のストレス要因となっている。障害特性に着目した処遇の好事例を収集し、現場で使いやすい知識やノウハウを伝承するなど、研修を充実させることについて検討されたい。併せて、視察委員会が職員の悩みを受け止め、ともに解決策を検討する機会を設けることについて検討されたい。                                    | 全職員を対象に、福祉の支援や配慮が必要となるD系統課程受刑者やいわゆる境界知能の受刑者の障害特性等に関する研修を受講させ、さらに大阪刑務所や長崎刑務所等の他の施設に職員を派遣し、知見を広げる機会を持たせている。今後も、外部講師の招へい等による工夫した研修を実施しつつ、必要に応じて視察委員に相談するなどし、職員の理解促進に取り組んでいく。                                                                                               |
| 119 | 府中刑 | 組織・職員     | 巨大な組織であり、連携には困難があると思われるが、例えば一人の受刑者について、調査・支援部、矯正処遇部等の職員に加え、必要に応じて外部の者も参加するカンファレンスを行うなど、部署を超えた情報交換の場を設けることを要望する。                                                                                 | 当所では、発達上の障害、知的能力の制約等の事情により処遇に配慮を要する受刑者に対し、多職種による処遇チームを設置し、その対象者の処遇について、定期的に会議を開催するなど、情報共有を図り、連携、協働に努めている。また、調査・支援部が実施する処遇調査における情報は、他部署で管理する帳簿にも編みこむことで共有しているほか、特に個別調整の対応が必要な受刑者については、外部の方を招へいした会議を定期的に開催しており、共通理解の促進を図っている。今後も、相互のコミュニケーションを図り、円滑な情報共有と更なる連携強化に取り組んでいく。 |
| 120 | 府中刑 | 組織・職員     | 職員の負担軽減のため大幅な増員が必要であり、それを上級官庁に理解してもらうべきである。職員の増員が困難であれば、他施設で対応が困難な受刑者を全て受け入れるのではなく、受刑者の減員を図るよう刑務所間の調整を検討されたい。                                                                                   | 当所は日本最大級の刑務所として、他の施設では対応が困難な多数の処遇困難者を処遇しているところ、受入体制の現状及び職員増員の必要性について、引き続き上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                     |
| 121 | 府中刑 | 組織・職員     | 昼夜単独室の者を対象としたアンケートにおいて、園芸、機能向上訓練、対話実践の処遇を受けている者から、処遇の満足度が高く、職員の対応の良さについて回答されていた。このような処遇について職員間の情報共有を行い、モチベーションの向上につなげることを要望する。                                                                  | 引き続き、今後においても、D系統課程受刑者に対して実施している処遇の現状に関し、職員の理解を深めるための研修等を実施し、適切に情報共有を行う。                                                                                                                                                                                                 |
| 122 | 府中刑 | 書籍等の閲覧    | 備付書籍に古いものも多く、法令関係書籍や資格取得等の教則本は平成に発行されたものもある。また、CDプレイヤー等の教育資材は自弁購入物品であり、全受刑者が余暇活動における学習に広く活用できる状況にはないことから、書籍や教材等の充実を図ることを検討されたい。                                                                 | 令和7年度は、備付書籍の充実に向け、公益社団法人日本図書館協会を通じて、関係する図書施設等に当所への書籍の寄贈を依頼し、その結果、日本語書籍約4,400冊、外国語書籍約370冊の寄贈を受け入れた。法令関係書籍、資格取得の教則本については、今後も更新に取り組み、充実を図っていく。                                                                                                                             |
| 123 | 府中刑 | その他       | 拘禁刑の施行に関して、受刑者への告知が遅く、周知の在り方に課題が見られた。今後の制度改正の告知について工夫するよう要望する。                                                                                                                                  | 制度改正等に際しては、今後、受刑者に対し、適切なタイミングで告知を行う。加えて、御意見について上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                               |
| 124 | 府中刑 | 矯正処遇の実施等  | 拘禁刑時代の刑務作業において、リデュース、リユース、リサイクルを考慮し、環境に配慮した刑務作業を実施することについて、検討されたい。                                                                                                                              | 当所においては、リデュース・リサイクルを意識した製品の開発を行っており、今後においても、3Rの視点を持った刑務作業の実施に向け工夫する。                                                                                                                                                                                                    |
| 125 | 府中刑 | 保健衛生及び医療  | 医療（歯科を含む。）体制の充実や職員間の医療に関する情報の共有を充実させ、受刑者の生命、健康が守られる体制づくりを要望する。                                                                                                                                  | 医務部内の情報共有だけでなく、休養患者や精神疾患に罹患している特に不安定な患者については、矯正処遇部においても居室担当者まで医療上の情報を共有すべく取り組んでいる。引き続き、重篤な疾病の早期発見及び早期治療に努め、被収容者の生命を守っていただけるよう医療体制の充実を図る。                                                                                                                                |
| 126 | 府中刑 | 矯正処遇の実施等  | HIV患者で、医師から作業に就いても問題ないといわれているにもかかわらず、工場に出られないと訴える者がいたところ、工場での作業が社会生活における就労習慣の涵養として重要であるのであれば、工場へ配役されるよう検討されたい。                                                                                  | HIV感染者の処遇は、治療及び感染の防止に必要な程度等に応じて個別に判断し、集団処遇の可否等を検討して工場を指定している。                                                                                                                                                                                                           |
| 127 | 府中刑 | その他       | 昼夜単独室の場合、職業訓練やレクリエーションへの参加などが一切認められていないが、昼夜単独室に指定された者でも、状況に応じて例外的に参加できる者を選定することを検討されたい。                                                                                                         | 職業訓練の多くは、他の被収容者との共同生活を送ることができることを前提としており、また、レクリエーションは集団で行っており、被収容者間の意思疎通が健全に行われていることで成り立っている実情から、現状において、昼夜単独室処遇者を職業訓練やレクリエーションに参加させることは困難であるが、まずは、共同生活ができるよう指導していきたい。                                                                                                   |
| 128 | 府中刑 | 組織・職員     | 外国人受刑者で、外国語の「所内生活の手引き」を所有していない者がいた。マニュアルや指示書で外国語に翻訳されたものについては、当該言語を使用する受刑者が常に居室で所持できるよう、職員の指示を明確化し、徹底することを要望する。                                                                                 | 外国人受刑者に対しては、入所時に各言語別の「所内生活の手引き」及び「被収容者遵守事項」を個人に所持させることとしているが、改めて外国語の「所内生活の手引き」の取扱いに係る職員への周知を徹底する。                                                                                                                                                                       |

|     |     |            |                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 129 | 府中刑 | その他        | 外国人受刑者について、コミュニケーションが取れないことはストレスを感じさせるものであると矯正処遇部門の職員に周知徹底すること、また、処遇に当たる職員の負担を軽減するため、所内の規則の外国語翻訳をすることを要望する。                            | 御意見のとおり、今後も現場職員に対し、外国人受刑者の処遇について、言語、風俗、習慣、宗教等の相違を踏まえ、規律及び秩序の維持並びに管理運営上支障のない限り、これを考慮し、翻訳機等を活用してコミュニケーションを図ることの重要性を周知する。<br>なお、通訳及び翻訳は、当所の国際専門官や民間協力者により実施しているところ、時季に応じ、また、取扱いの変更等に伴い発出される細かな指示等の告知文については、各部署からの依頼により、速やかに、かつ優先して翻訳を行っている。 |
| 130 | 府中刑 | 書籍等の閲覧     | 受刑者から、公費による通信教育の対象とならず、領置金がないと自主学習が進められないとの訴えがある。また、余暇時間における自主学習を奨励するため、備付書籍について目録を作ることを検討されたい。                                        | 公費通信教育の対象者は、なるべく領置金の少ない者から優先して選定するよう配慮している。<br>また、目録については、備付書籍のうち主に学習に用いることのできるものを「特別備付書籍」として区分し、目録を整備して、各工場及び居室棟に備え付けている。                                                                                                               |
| 131 | 府中刑 | 施設の敷地・建物等  | ラジオ聴取について、居室ごとに放送を停止する措置を行うのは職員にとって負担である。将来的には、ラジオのスイッチを居室内で操作できるよう検討されたい。また、一般的にラジオ聴取を希望しない場合は、あらかじめ申し出ることで当該居室の放送は実施しないという運用を検討されたい。 | 現時点において、ラジオ視聴を希望しない者の割合に鑑みると、居室にラジオのスイッチを敷設する工事や、ラジオ視聴の希望確認などの負担を講じてまで直ちに実施する状況にはないと考えているところ、今後、収容棟の建て替えなどの機会があった場合には、居室内にラジオスイッチを設けるなどの方策を講じていく。                                                                                        |
| 132 | 府中刑 | 矯正処遇の実施等   | 優遇区分の昇格を奨励するために、降格等の理由だけではなく、昇格できなかった理由の告知についても検討されたい。                                                                                 | 優遇区分の告知は、原則として、昇格や降格等、優遇区分に変動のあった者に対して行うものとされているが、改善更生の意欲を喚起するため必要があるときは、その他の者に対しても評価結果を説明しても差し支えないとされていることを踏まえ、降格だけでなく、昇格できなかった理由の告知についても、改善更生の意欲の喚起につながるよう必要に応じた対応を検討する。                                                               |
| 133 | 府中刑 | 組織・職員      | 夜間の投薬希望について、なぜ日中に工場で言わなかったのかと詰問される例があるという。急な体調不良などが起きることは想定されるため、対応が改善されるよう検討されたい。                                                     | 夜間における薬の隠匿による大量服用や誤投薬などを防止する観点から、夜間及び休日の投薬希望の申出については、まずは本人に質問して状況を確認する慎重な対応を行っているところ、職員の対応については、今後も十分に留意する。                                                                                                                              |
| 134 | 府中刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 石鹸や歯磨き粉などの支給品について、使用期限前に使い切ってしまうとの申出が多い。具体的にどのようなすれば使いすぎないようにできるか、情報を提供する、アイデアを受刑者から募集する、工場単位等で話し合うなどの方策を検討されたい。                       | 日用品の給与の基準を設けてはいるが、使用期限前に申し出た場合であっても、実情等を確認し、必要に応じて支給しており、運用上、問題がないと認識しており、引き続き現在の運用を継続する。                                                                                                                                                |
| 135 | 府中刑 | 物品の貸与等及び自弁 | パスタオルの衛生保持の観点から、回収して洗濯を実施する方法や、居室内で洗濯、乾燥が可能な大きさ、素材のものとする等検討されたい。                                                                       | 御意見を受け、パスタオルの洗濯要領について内規を定め、月1回の頻度で、工場で洗濯を実施するほか、入浴実施後に各居室洗面台での洗濯を認めるよう運用を変更した。                                                                                                                                                           |
| 136 | 府中刑 | 規律及び秩序の維持  | 「気を付け」、「休め」等の語気鋭い号令については、規律秩序維持のため必要がある場面も想定される一方で、必要性が認められる場合に限り実施されるべきと考える。状況に応じて、「整理してください」等の声掛けをするので十分でないか検討されたい。                  | 刑事施設において、集団を一度に動かすため、被収容者に対し、大声で号令を掛けている実情があるところ、必要以上に大声で号令を発することはなく、また、号令は必要最小限としていることを踏まえ、今後においても現在の運用を継続する。                                                                                                                           |
| 137 | 府中刑 | 金品の取扱い     | 自弁書籍に付属するＤＶＤについて、家族への宅下げが困難な受刑者もいることから、当該ＤＶＤを領置できるよう、釈放の際に必要と認められる物品について、柔軟な対応を要望する。                                                   | 当所の限られたスペースで多数の被収容者の物品を管理しなければならない実情を踏まえ、釈放の際に必要と認められる物品を原則とし保管することとしており、その必要性の判断は、引き続き個別に判断する。                                                                                                                                          |
| 138 | 府中刑 | 宗教上の行為     | イスラム教の宗教教誨が実施できるよう要望する。また、必要であれば、上級庁との協議や全国教誨師連盟との協議も行った上で、実現に向けて努められたい。                                                               | ニーズがあることについては、以前から全国教誨師連盟に伝えているところ、現時点ではまだ登録がないのが実情である。今後においても、機会あることに御意見について同連盟に伝え、実現に向けて働き掛ける。                                                                                                                                         |
| 139 | 府中刑 | 施設の敷地・建物等  | 共同室の机について、受刑者から、長机では他の受刑者に気を遣って使用しなければならず、勉強等の支障が生じ、また手紙を書く際に個人情報が出てしまうおそれがあると指摘がある。制限区分に応じ、可能な範囲で小机に変更することを検討されたい。                    | 過去に、小机を凶器又は発端としたけんかや口論などの反則行為に発展した経緯があることから、当面の間は、現状の運用を継続する。                                                                                                                                                                            |
| 140 | 府中刑 | その他        | 休日の過ごし方について、社会では休日の過ごし方は個々人に任されており、休日を有意義に過ごす方法を各自で検討するよう促すことが拘禁刑の理念に合致していると考えられるため、休日の行動規制の在り方を再検討されたい。                               | 御意見のとおり、社会一般では、休日等の余暇の過ごし方は様々であるが、受刑期間中において、余暇時間を有意義に活用する習慣を身に付けることは重要であり、特に休日は、自由に勉学や資格取得のための活動を行うことができる貴重な時間である。休日の行動規制については、こうした活動を確保する観点から設けているものであり、引き続き、余暇時間が少しでも社会復帰に向けた有意義な時間となるよう支援していく。                                        |
| 141 | 府中刑 | 矯正処遇の実施等   | 刑務作業における受刑者の創意工夫について、応募後、本人に結果が通知されるまでの一定の期間を要している状況が見受けられる。審査会の開催日程や認められた創意工夫の内容を通知することで、さらに創意工夫が促進されるよう検討されたい。                       | 刑務作業における創意工夫を促進するための取組については今後も検討していくところ、被収容者に対してできる限り早期に審査結果を告知することに努める。                                                                                                                                                                 |

|     |     |            |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 142 | 府中刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 資格試験の受験勉強をする受刑者から時計の貸与を要望された場合は、これを認める運用とされたい。                                                                                           | 時計については、被収容者が職員の巡回時間を把握するおそれがあり、また、分解して部品を不正に利用する可能性など、警備上の配慮が特に必要な物品に該当するため、現状においては、貸与対象を、自己管理能力が高く、規律を安定して守ることができると判断された受刑者（１種又は２種の制限区分に指定され、単独室に収容されている者）に限定している実情にある。今後も現状の運用を継続する。                                            |
| 143 | 府中刑 | 書籍等の閲覧     | 書籍の閲覧について、著者の考え方を理由に制限されたとの投稿があったところ、社会のルールを軽視するような考え方を有する著者でも、社会に適応していく様子を見て、努力しようと思わせる場面もあるはずであるから、「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」の認定は慎重に行われたい。 | 書籍の閲覧制限については、受刑者の矯正処遇の目標と照らし合わせて個別具体的に検討しており、その結果として、当該受刑者の特性や日頃の受刑態度によっては閲覧を禁止せざるを得ない場合もある。御意見を踏まえつつ、法に基づく「矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれ」その他の要件該当性の判断については、今後も慎重に行うこととする。                                                                  |
| 144 | 府中刑 | 保健衛生及び医療   | けんか等の発生防止のため、戸外運動時は３名以上の集団形成等を行わないよう指導されているが、集団形成そのものを規制するのではなく、けんかに発展する可能性が高い集団形成を規制するよう検討されたい。                                         | 御意見を踏まえ、令和８年３月以降、運動中の集団形成を規制しないこととした。                                                                                                                                                                                              |
| 145 | 横浜刑 | 予算         | 給食業務に係る民間委託に関する予算の十分な確保を検討願いたい。                                                                                                          | 頂いた御意見については、当所限りににおいて対応することは困難であるため、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                     |
| 146 | 横浜刑 | 保健衛生及び医療   | 必要な医療が確実にすべての被収容者に届くよう、十分に配慮願いたい。また、健康を害している被収容者が、自らの病状や治療方針などについて十分理解できるような説明を行っていただきたい。                                                | 被収容者の医療上の訴えや症状等を医師及び看護師等の医療従事者で綿密に情報共有することとし、周知徹底することとした。また、患者が自身の病状等について、十分理解できるように、医療従事者において、引き続き丁寧な説明を行うよう心掛けたい。                                                                                                                |
| 147 | 横浜刑 | 保健衛生及び医療   | 運動場以外での戸外運動を実施できないか検討されたい。                                                                                                               | グラウンド以外での戸外運動については、保安警備上の支障等から、実現は難しい。                                                                                                                                                                                             |
| 148 | 横浜刑 | 施設の敷地・建物等  | 体育館への冷房の導入なども検討願いたい。                                                                                                                     | 体育館への空調設備の設置等について、多額の予算を要するものであり、施設限りでは対応できないため、適切に上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                      |
| 149 | 横浜刑 | その他        | 外国人という理由で様々な不自由などが生じることのないよう配慮願いたい。                                                                                                      | 外国人受刑者を処遇している工場担当職員等と国際専門官等の通訳人が連携し、新たに管理換された外国語翻訳端末も活用しながら処遇するとともに、外国人受刑者の処遇に関する職員研修の実施を検討する。                                                                                                                                     |
| 150 | 横浜刑 | 組織・職員      | 被収容者に対する言葉遣いについて、引き続き研修等の対応を検討いただきたい。また、号令や職員同士の報告などについても声量が大きく、社会一般から違和感があるので、改善を検討願いたい。                                                | 各種研修を通じて職員の人権意識向上に努めているところ、職員が適切な言動をもって被収容者に接するよう、引き続き研修等を通じて指導したい。<br>また、刑事施設において、集団を一度に動かすため、被収容者に対し、大声で号令を掛けている実情があるところ、必要以上に大声で号令を発することはなく、居室棟において、仮就寝や仮横臥時間中であれば、職員同士の報告の声量を落とすなど、時と場所を踏まえた処遇を行っており、引き続きこうした配慮を継続して取り組んでいきたい。 |
| 151 | 横浜刑 | 組織・職員      | 工場等に勤務する職員についても、音声の拾えるウェアラブルカメラを装着するなど、より一層、組織風土の改善に向けて取り組んでいただきたい。                                                                      | 現在、夜勤者が装着しているウェアラブルカメラは、画像だけでなく音声も録音できる仕様のものであるが、同仕様のウェアラブルカメラを日勤者にも装着させる運用については、費用対効果を踏まえ検討していきたい。意見は上級官庁に報告する。                                                                                                                   |
| 152 | 横浜刑 | 矯正処遇の実施等   | どのような菓子を希望しているかについてのアンケートを直接被収容者に対して実施するとか、あるいは、菓子の選択肢を増やすなどについて検討されたい。                                                                  | 優遇措置による自弁のし好品、いわゆる集会菓子は、物価高の影響もさることながら、アレルギーや宗教に配慮しながら、選定を行っている。<br>また、令和６年１月以降、集会菓子については、矯正局が指定した業者において選定しており、選択肢を増やすことが難しい状況にあるが、令和８年度からは、物販業者が新たな業者に変更となるため、新規業者との契約内容も踏まえ、菓子の選定を行っていききたい。                                      |
| 153 | 新潟刑 | 視察委員会      | 被収容者が、意見・提案書によって適切に意見を伝えることができるような環境を、引き続き整えていただきたい。                                                                                     | 収容棟ごとに複数個の提案箱を設置するとともに、意見書・提案書についても各居室棟の提案箱付近に備え付けて容易に取得できるようにしている。また、各居室内にも意見・提案書を備え付け、申出をしやすい環境を整えている。                                                                                                                           |
| 154 | 新潟刑 | 保健衛生及び医療   | 被収容者が体調不良となった際、医師の診察や薬の処方が速やかに受けられるような体制作りを求める。                                                                                          | 可能な限り施設内に医師が不在となる日が生じないよう、常勤医師１名のほか、非常勤及び招へい医師で診察に当たっているところ、症状によっては直ちに外部医療機関に搬送することも検討し、引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生及び医療の提供に努める。<br>なお、土日祝日及び夜間については、看護師及び准看護師が連絡当番として、体調不良者の対応及び医師への報告を行っている。                                              |
| 155 | 新潟刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事について、意見・提案書にて多数の意見が出ていることを踏まえ、被収容者の満足度が高まるようメニューの工夫をお願いしたい。                                                                            | 年１回のし好調査を実施し、調査結果を踏まえたメニューを導入しているほか、必要な熱量や栄養素量について摂取基準を考慮した上で、味付けを工夫している。引き続き、食事に対する満足度の向上に努めていく。                                                                                                                                  |

|     |     |            |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 156 | 新潟刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 自弁物品の購入について、全国の他の刑務所とのバランスも考慮し、購入可能な物品につき、継続的に検討していただきたい。                                                                   | 令和8年3月末に物品販売事業者から、令和8年度に自弁物品として購入可能な統一物品リストが提示されており、同リストの内容を確認した上、今後も全国の他の刑務所との情報共有等を行い、購入可能な物品については、随時その必要性を検討する。                                                                                                  |
| 157 | 新潟刑 | 書籍等の閲覧     | 貸与書籍について、新しい書籍を継続的に増やすことにより、より一層の充実を図っていただきたい。                                                                              | 令和7年度、地域からの寄贈図書を通じた備付書籍の整備に努めてきた経緯があるところ、引き続き、備付書籍の充実を図っていく。                                                                                                                                                        |
| 158 | 新潟刑 | 組織・職員      | 令和7年に拘禁刑が導入されたことを受け、被収容者一人ひとりの特性や必要性に応じた更生支援を行うため、更生プログラムの充実に取り組んでいただきたい。                                                   | 拘禁刑の理念に基づき、受刑者の特性に応じた作業、指導等の充実に努めてきたところ、引き続き、受刑者の改善更生や社会復帰に向け、一層効果的な処遇を実現するための取組を進めていく。                                                                                                                             |
| 159 | 新潟刑 | 組織・職員      | 職員が、被収容者に対して、暴言、威圧、暴力等を行わないよう、改めて徹底するとともに、実態把握に努めてもらいたい。                                                                    | 名古屋刑務所による暴行・不適正処遇案に係る第三者委員会から提出された提言書を受け、幹部職員の定期的な巡回はもちろんのこと、監視カメラ記録映像検証を行い、必要に応じて職員に対する指導につなげるなど被収容者に対する不適正処遇防止に努めるとともに、被収容者に「さん」付けするなどの組織風土の変革を図っている。また、定期的な研修を行い、被収容者に関する人権について意識の高揚を図っている。                      |
| 160 | 新潟刑 | 組織・職員      | 収容率の上昇を受け、職員等の負担が大きくなりすぎないように、対応を検討していただきたい。                                                                                | 工場で就業する受刑者数の増加に伴い、職員配置の見直しを行うなどしている。引き続き、配置上の見直しや内規の見直しを行い、職員間の負担が不必要に偏らないよう対応を検討していく。                                                                                                                              |
| 161 | 新潟刑 | 組織・職員      | 職員間におけるハラスメントが生じないように、改めて体制の見直しをしていただきたい。                                                                                   | 全職員を対象にハラスメント防止に係る研修を実施しているほか、メンタルヘルス、ハラスメント相談員及び職員面接制度を活用してハラスメントの早期発見及び防止に努めていく。                                                                                                                                  |
| 162 | 新潟刑 | 視察委員会      | 刑務所の管理運営及び視察委員会の活動に必要な予算を十分に確保するとともに、視察委員会の業務負担増についても、対応を検討されたい。                                                            | 頂いた御意見は、施設限りで対応できないが、業務負担の増加についての実情を踏まえ、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                  |
| 163 | 甲府刑 | 書籍等の閲覧     | テレビの視聴及びチャンネルについて、引き続き注意深く情報を分析し、可能な対応をしていくことを要望する。                                                                         | テレビのチャンネルについては、放送設備の更新を終え、自由チャンネルとして全てのチャンネルの視聴を可能とするよう運用を改めた。また、視聴時間についても拡大した。                                                                                                                                     |
| 164 | 甲府刑 | 矯正処遇の実施等   | 集会における菓子類の購入について、引き続き注意深く情報を分析し、可能な対応をしていくことを要望する。                                                                          | 集会用の菓子類については、矯正局が選定した業者と契約し、同業者からの購入を認めていたところ、令和8年度から契約業者が変更となり、商品の選定方法についても変更となったことから、地域のスーパー及びコンビニ等から購入できるようにすることも含め、改善する方向で検討している。                                                                               |
| 165 | 甲府刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事の内容及び量について、引き続き注意深く情報を分析し、可能な対応をしていくことを要望する。                                                                              | 食事の内容については、し好調査を年1回実施し、予算及び栄養等を考慮しつつ、管理栄養士と調整している。食事の量については、担当統括や職員において、各階によって配食量に差がないか目視で確認を実施し、均等に盛り付けられていることを確認している。引き続き、配食量が均等であるかについて注意していく。                                                                   |
| 166 | 甲府刑 | 保健衛生及び医療   | 夏季及び冬季の冷暖房の実施について、引き続き注意深く情報を分析し、可能な対応をしていくことを要望する。                                                                         | 令和7年度、エアコンが未整備であった生産工場2が工場に新たにエアコンを整備した。引き続き、居室棟及び工場の温度について適切に把握し、状況に応じてエアコン、扇風機及びストーブを稼働させて、適切な環境を維持していく。                                                                                                          |
| 167 | 甲府刑 | 保健衛生及び医療   | 入浴、シーツ及び枕カバー等の衛生環境について、引き続き注意深く情報を分析し、可能な対応を要望する。                                                                           | 引き続き、法令の定めに従い適正に入浴を実施するほか、シーツ等の洗濯の適切な実施をし、施設内の衛生環境の保持に努める。                                                                                                                                                          |
| 168 | 甲府刑 | 組織・職員      | 被収容者の高齢化の進行を踏まえ、処遇に当たる刑務官に対し、介護に係る知識及び技能を習得させることを要望する。                                                                      | 令和7年度においては、工場担当職員等を甲府市主催の認知症サポーター養成講座に参加させ、その特性の理解を深めさせ、令和8年度についても他の職員を同様の講座に参加させる予定である。また、令和8年2月から、介護福祉士や作業療法士等から知識やスキルを得られるよう近隣の介護老人福祉施設の協力を受け、相互に訪問し、専門的な観点から助言を仰ぐなどして高齢受刑者処遇に有益な知見等を取り入れており、今後もその充実に向けて取り組んでいく。 |
| 169 | 長野刑 | 規律及び秩序の維持  | 受刑者による不正配食防止のため、各種対策を講じているところ、不正配食根絶に向け、必要な対策の実施を求める。                                                                       | 不正配食防止のため、重点的に視察すべき収容棟の巡回を強化したり、食事時間帯における監督職員の巡回を行うなど、今後も必要な対策を継続していく。                                                                                                                                              |
| 170 | 長野刑 | 保健衛生及び医療   | 余暇時間帯におけるストレッチを認めてほしいとの意見があるところ、施設の規律及び秩序維持のため、物音や振動の発生する運動は認めないとのことであるが、ストレッチにより他者の迷惑になるとは考えにくいので、余暇時間帯にストレッチが行えるように要望する。  | ストレッチ運動については、仮に騒音が生じるような形で行われた場合は、被収容者間のトラブルに発展し、適正な規律秩序を維持できなくなるおそれがあることから、許可するストレッチ運動の範囲を限定するなど、前向きに検討していきたい。                                                                                                     |
| 171 | 長野刑 | 組織・職員      | 被収容者の呼称を「さん」付けで呼ぶ運用となったところ、「お前」と呼ぶ口調の荒い職員がいるとの意見が多数あり、聞き取り調査の結果、事実の確認がとれないとのことであるが、ハラスメント研修の実施や指導を徹底するなど、同趣旨の意見が減るよう改善を求める。 | 御意見に係る事実は確認できなかったものの、監督者から各種研修を実施して全職員に対して被収容者に対する適切な言葉遣いを指導していくほか、職員の人権意識向上に努めているところであり、引き続き、組織風土や職場環境の変革に向けた取組を実施していく。                                                                                            |

|     |            |           |                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 172 | 長野刑        | 矯正処遇の実施等  | 炊事工場就業者が他の工場就業者と比較して、休日が充分に与えられていないのは不公平であるとの意見があり、炊事工場適格者の慢性的な不足により、週休消化が困難なためであるとのことであるが、受刑者間で不公平感が生じることとは避ける必要があるため、早急に適格者を確保し、受刑者間の休日格差が解消されるよう改善を求める。 | 炊事工場に就業する受刑者の人員不足等が、同工場就業受刑者の作業を行わない日の指定や作業上の負担を生じさせていることは否定できないところ、令和7年以降、炊事工場の運営に係る打合せを実施し、今後における作業を行わない日の指定や処遇の改善についての検討を行っているところであり、引き続き、定期的な打合せを実施して、改善に向けて取り組んでいく。                                                                                                                                                                |
| 173 | 静岡刑        | 保健衛生及び医療  | 被收容者から、「内掃工場における日課作業として、残飯回収・処理を行っており、保護具を着けているものの、残飯の跳ね返りが体に付着したり、汗をかくことにより、不快な思いをしているので、入浴がない日の汚染入浴を検討願いたい。」との意見があり、合理的な理由が認められるため、検討されたい。               | 被收容者の入浴については、週に3回実施し、また、盛夏の時期には運動及び作業終了時並びに夜間において、体拭きを認める対応等をしている。<br>内掃工場の就業者は、入浴日以外にも屋外炎天下での多量の発汗を伴う運搬作業、薬剤散布作業及び土木作業等の作業内容に応じて、汚染入浴を実施していたところ、残飯回収作業は、一定程度汚染度の高い作業と認められるため、週3回の入浴に加え、入浴日に該当しない就業日は、汚染入浴を実施するよう改善した。                                                                                                                  |
| 174 | 静岡刑        | 施設の敷地・建物等 | 被收容者から、「処遇調室第4室の机の裏側側面がへこんでおり、暴力の痕跡が生々しく、いつも見るたびに不快になる。」との意見があったので、確認の上改善を求める。                                                                             | 机の側面には、確かにへこみが確認できたことから、その部分は取り外し可能であったため、撤去した。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 175 | 静岡刑        | 矯正処遇の実施等  | 被收容者から、「例年11月から3月頃まで、冬季処遇として収容棟通路のエアコンで暖房がかけられるが、この期間は居室の通風口を閉めなければならず、結果的に暖房の熱が全く居室内に浸透せずに効果が無いので、冬季も通風口の解放を認めてもらいたい。」との意見があったので、検討されたい。                  | 居室の通風口については、冬期は原則的には閉めているが、被收容者の個別の申出により開放する対応をとっている。<br>本意見を受けて、申し出により通風口を開放できる旨を再度周知した。                                                                                                                                                                                                                                               |
| 176 | 静岡刑        | 保健衛生及び医療  | 被收容者から、「入浴の際、浴槽のお湯の温度が下がっていて、冷たささを感じる時がある。冬季処遇の間だけで構わないので、お湯の温度が下がっている時に熱いお湯を足すなどして、温度を保ってもらいたい。」との意見があったので、改善を求める。                                        | 当所内規により、冬期については給湯器の温度設定をおおむね50度とし、入浴立会職員が定期的に湯の温度を湯温計で測定して確認し、おおむね40度で保つことを定めている。第1収容棟単独入浴場については、自動追い炊き機能が備わっているため、浴槽の温度は一定に保たれているが、第2収容棟単独入浴場については、その機能がないことから、午前及び午後入浴開始前に、職員が湯の温度を測定し、40度を確認した後、入浴を開始している。なお、第2収容棟単独入浴場において、入浴中に被收容者が湯の温度について調整したいと感じた場合には、各自が入浴中に足し湯をして温度を自由に調節することが可能であるため、改めて被收容者に周知するとともに、掲示物を作成し、入浴場に表示することとした。 |
| 177 | 川越少刑       | 施設の敷地・建物等 | 被收容者から、小荷物専用昇降機の使用に当たり、「小荷物の搭載口が狭く、腕の力だけで小荷物を置くことになってしまい腰への負担が大きいため、小荷物専用昇降機に注意事項を表示してほしい。」という意見・提案があったので、検討されたい。                                          | 小荷物専用昇降機は台車の積載を前提としているところ、小荷物専用昇降機の使用に係る指導を実施するとともに、注意事項として、「重量がある物及び熱い湯等が入った容器等を積載する際は、必ず台車に載せ、かご内に直置きしないこと」を表示内容に盛り込む取扱いに変更した。                                                                                                                                                                                                        |
| 178 | 川越少刑       | 施設の敷地・建物等 | 被收容者から、「居室棟の扇風機について、一部の居室のみ設置されているが、全て平等に使用できるように改善してほしい。」との意見・提案があったので、検討されたい。                                                                            | 熱中症対策として、居室棟廊下に空調設備を設置し、稼働させている実情があるところ、近年の酷暑の影響を受け、全共同室における扇風機の使用を認めることとしたほか、建物の構造上、温度上昇の影響を受けやすい共同室以外の各居室棟の最上階においても扇風機の使用を認めることとした。                                                                                                                                                                                                   |
| 179 | 川越少刑       | 施設の敷地・建物等 | 被收容者から、「ラジオのスピーカーの音量が大き過ぎるので改善してほしい。」との意見・提案があったので、検討されたい。                                                                                                 | 現行、運用している放送システムは、設置から30年近く経過しており相当に古い機材であるが、令和7年度に措置された予算で、現在はより細かい音量調整ができる機材に更新し、改善を図っている。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 180 | 市原青年矯正センター | 矯正処遇の実施等  | 休日の運動時間とVTR視聴の時間が近接しているため、間隔を空けるよう検討願う。                                                                                                                    | 御意見をを受けて、VTR視聴の開始時間を5分遅らせて対応している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 181 | 市原青年矯正センター | 組織・職員     | 職員が、受刑者によって挨拶を変えているとの申出があったので、そう感じている受刑者がいることだけ周知願う。                                                                                                       | 御意見をを受けて、全職員に周知しているところ、引き続き各種研修等を通じて、不適切な言動その他の不適切な処遇がなされないよう努める。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 182 | 市原青年矯正センター | 規律及び秩序の維持 | 物品不正授受の疑いがある旨意見・提案書に記載されていたため調査を要請する。                                                                                                                      | 対象の寮で調査を行ったが、過去に同様の事案はあったものの、新たに該当する事案は確認出来なかった。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 183 | 市原青年矯正センター | 書籍等の閲覧    | 辞典や資格関係の備付け書籍を増やすことを検討願う。                                                                                                                                  | 引き続き、受刑者に年1回アンケートを取り、結果に基づいて書籍の購入・整備を進める。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 184 | 市原青年矯正センター | 保健衛生及び医療  | 屋外運動後は拭身できるが、屋内運動後は拭身できない運用であり、運動後の拭身に係る運用が異なっているため改善を望む。                                                                                                  | 屋内外にかかわらず、運動後は拭身できるよう改めた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 185 | 市原青年矯正センター | 視察委員会     | 意見・提案書に何を書けばいいかわからないという意見があったので、対応願う。                                                                                                                      | 刑執行開始時指導でさらに丁寧に説明し、当センターの担任制を活用して職員に相談するよう促した。                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 186 | 市原青年矯正センター | 組織・職員     | 受刑者に対して、「お前こんなことできないのかよ。」と言った趣旨の発言をしている職員がいるようなので指導願う。                                                                                                     | 当該発言をしたとされた職員（刑務官）に事情を確認したところ、以前の職場の職員の発言に触れただけであることが判明した。当センターの職員で同趣旨の発言は確認されなかった。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 187 | 市原青年矯正センター | 組織・職員     | 刑事施設出身の幹部職員と少年施設出身の幹部職員の指示が異なることがあり、指揮命令系統を整理願う。                                                                                                           | 場面や状況によって指揮を執る幹部は異なるが、幹部職員の意識に統一性を持たせるよう指導した。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 188 | 市原青年矯正センター | 組織・職員     | 職員間の相互理解を促進するため、執務室の配置等を工夫願う。                                                                                                                              | 職員にアンケートを取り、今後最適な配置を考えて行く予定である。                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|     |            |            |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 189 | 市原青年矯正センター | その他        | 意見・提案書、日記や作文等の受刑者からの意見に対し、実現の可否を問わず、何らかのフィードバックを行うよう検討願う。                                                                                                                                                                                       | 寮勤務職員から全体に対して検討結果を周知するとともに、内容を個別担任等に引き継ぎ、面接の中で伝達しているところ、視察委員会だよりを寮内に掲示することを検討する。                                                                                                                                                 |
| 190 | 市原青年矯正センター | 組織・職員      | 就労支援専門官の増員を検討願う。                                                                                                                                                                                                                                | 施設限りでは対応できない事項であるため、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                   |
| 191 | 市原青年矯正センター | 収容状況       | 「特定の職員に対しふざけた言動を取る受刑者がいるため、注意指導を徹底してペナルティを設けるなど、真面目に生活している受刑者が損しない環境を整えてほしい。」という意見があったので検討願う。                                                                                                                                                   | 今後も引き続き適時注意指導を行うとともに、繰り返された場合には規律違反行為として適切に対応する。職員に対しては、全員が寮のルール等について共通認識を持ち、毅然と処遇を行うよう指導した。                                                                                                                                     |
| 192 | 市原青年矯正センター | 矯正処遇の実施等   | 食事の配食量が均等ではないので、全職員に検量を実施するよう依頼する。                                                                                                                                                                                                              | 配食後の最終チェックは全て職員が行っているが、改めて全職員に検量の実施を周知徹底した。                                                                                                                                                                                      |
| 193 | 市原青年矯正センター | 保健衛生及び医療   | 歯科治療を希望しても受診できず、鎮痛剤の処方のみであったとの申出があり、診療体制を整えることを要請する。                                                                                                                                                                                            | 口腔内や歯の状況に応じて近隣の歯科医師を招へいし、診療を実施しているほか、必要に応じ、外部通院を行えるよう近隣の歯科医と調整し診療体制は整えている。引き続き、診療体制の強化に努める。                                                                                                                                      |
| 194 | 市原青年矯正センター | 視察委員会      | 意見・提案書の様式について、旧様式が混入していたので新様式に統一することを要請する。                                                                                                                                                                                                      | 御意見を受け、新様式に差し替えている。                                                                                                                                                                                                              |
| 195 | 松本少刑       | 組織・職員      | 被収容者に対する丁寧な言動をすることや、処遇上のルール等については、その理由まで丁寧に説明し、被収容者の納得を得られるよう心掛けることを求める。                                                                                                                                                                        | 職員不祥事防止研修等を繰り返し実施しているところ、今後も、職員に対し、発言や行動に関する研修を適時適切に実施するとともに、職員に不適切な発言等が認められた場合には、事実関係を詳細に調査し、原因や経緯を明らかにした上で、指導や職員本人へのケアなど、必要な措置を講じていく。<br>処遇上のルール等についても、被収容者に対してルール等が設けられている理由を丁寧に説明するなど、必要な対応を適切に行っていく。                        |
| 196 | 松本少刑       | 施設の敷地・建物等  | 引き続き、冷暖房設備等の環境整備を求める。                                                                                                                                                                                                                           | 令和7年度に工場の食堂にエアコンを設置したが、引き続き措置された予算の範囲内で暑さ・寒さ対策として必要な措置を講じていく。                                                                                                                                                                    |
| 197 | 松本少刑       | 組織・職員      | 拘禁刑の導入や、被収容者の増加等、職員の業務負担が増加していると思われるため、職員の人員が確保されるよう上級官庁に働き掛けられたい。                                                                                                                                                                              | 職員の更なる増員については、当所限りでは対応できない事項であるため、頂いた御意見については上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                          |
| 198 | 松本少刑       | 視察委員会      | 令和7年度実施された一般職員の視察委員会への参加や、一般職員と視察委員の面接について、施設と委員間の相互理解を深める機会となるので、職員の過度な負担にならないよう配慮をした上で、引き続き協力されたい。                                                                                                                                            | 頂いた御意見を踏まえ、職員の過度な負担にならないよう配慮をした上で、引き続き一般職員の視察委員会への参加や、一般職員と視察委員の面接について継続していく。                                                                                                                                                    |
| 199 | 東京拘        | 物品の貸与等及び自弁 | 物価上昇の影響を踏まえてほしい、し好品の種類を増やしてほしい、自弁品を同種のより安い商品に変更してもらいたいといった物品販売に関する意見が昨年度に引き続き多数寄せられている。販売事業者が全国一括の公募により選定されており、施設限りで対応できる事項ではないとのことであるが、一般社会と比較して品質が悪い、割高であるなどの意見もあることから、被収容者に不必要な出費を強くないよう、上級官庁に意見を伝達されたい。                                     | 頂いた御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                           |
| 200 | 東京拘        | 物品の貸与等及び自弁 | 食料品の購入受付回数が週1回となっていることに関し、週2回に戻してほしいとの意見が多く寄せられた。この点について、いわゆる2024年問題の影響で食料品納入業者がドライバーを確保できず納品に対応できないためであり、代替策として、一回の購入品数、購入点数を増やすなどして実質的な購入機会を確保しているとの回答を受けているが、実際に都心部において週2回の配送さえ実現できないほどの事態が生じているのか疑問を感じる。週2回へ戻す方向で、食料品納入業者との交渉を行われたい。        | 被収容者が自弁する食料品については、指定業者を通じて週2回の購入受付に変更する調整を行ったものの、いわゆる2024年問題の影響で、ドライバーを確保できず、1週間に2回の納品に対応できないとの回答があったことから、購入受付回数については現在も週1回の受付を継続しつつ、令和8年2月受付分から、購入金額上限を廃止し、購入品目数を12品目、1品目当たりの購入点数を7点とする運用に変更し、実質的な購入機会を拡充した。週2回の実施について引き続き検討する。 |
| 201 | 東京拘        | 書籍等の閲覧     | 貸与書籍について、蔵書の更新、増冊、上下巻セットや連載ものなどが揃っているかの確認・補充などを行い、充実を期されたい。特に、特別貸与される六法や裁判関係の解説書などについては、定期的な更新を行うよう要望する。                                                                                                                                        | 当所予算によって更新しているところであるが、引き続き、更新に努める。                                                                                                                                                                                               |
| 202 | 東京拘        | 物品の貸与等及び自弁 | 他施設から持参した保管私物については、たとえ以前に東京拘置所で購入した物であっても使用が認められないことについて苦情が寄せられている。いったん別の施設へ出た場合、再入所時に保安上の検査が必要となることは理解できるが、東京拘置所で購入し、別の留置施設、刑事施設で使用していた物品であるならば、シャンプーなどの検査困難な液体類などを除き、保安上の問題がないことを前提にしてよいのではない。明らかに不正物品の隠匿や改造等が認められない限り、再入所時も使用を許可する運用に改められたい。 | 他の刑事施設等から当所に持参した保管私物については、従前当所で購入した物品であっても、不正物品の隠匿又は改造等が行われている可能性を否定できないことから、検査を行わずに使用させた場合、当所の規律及び秩序の維持に支障を来すおそれがある。このため、従前当所で購入した物を含め、検査の結果、規律及び秩序の維持上支障がないと認められる物品に限り、その使用を認めている。                                             |

|     |     |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 203 | 東京拘 | 物品の貸与等及び自弁 | 居室内での時計の使用について、保安上の理由から設置は予定していないとのことであるが、現代社会において時計は生活必需品であること、職員から指示されて行動を開始・終了するという他律的な生活は、受刑者の自発性や自律性の涵養とは真逆の効果を持つこと、居室内で過ごす時間の長い死刑確定者や被勾留者については一層、一日の時間経過を把握しづらく、社会生活の能力を減じかねないものであって、時間を把握できないという制約が許されるのか疑問であることを繰り返し指摘するとともに、刑事施設によっては、居室内に時計を設置しているところもあることを踏まえ、保安上の必要性との間で調整する余地はないか、再考されたい。 | 居室内から時計を視認可能とした場合、被収容者が職員の巡回時間等を把握するおそれがあるなど、保安上の支障が生じることから、居室棟への時計の増設は行っていない。<br>なお、受刑者については、資格取得等のため使用の必要性が特に認められる場合に限り、当所で購入した時計の使用を認めている。                                                                          |
| 204 | 東京拘 | 施設の敷地・建物等  | 脱衣場、浴室及び面会室への時計の設置について検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 時計を確認することができない現状において、入浴や面会、運動の際の残り時間の告知は、終了3分前に行っており終了間際の告知が便宜になうと考えており、変更は予定していない。また、運動場の通路には既に設置がされているものの、その他の場所の設置については慎重に検討する。                                                                                     |
| 205 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 被収容者が診察を希望した場合、当該希望の全てが医師に伝えられ、速やかに診察が受けられる体制を確保されたい。                                                                                                                                                                                                                                                  | 被収容者に対し、速やかに必要な診察を実施できるよう、医師の確保を始め、必要な設備等を整備するなどして、日頃から安定した医療体制の構築に努めており、被収容者から診察の希望があった場合には、科目を問わず、看護師等が医師にその申出を報告し、報告を受けた医師により、必要性が認められれば速やかに診療を行っている。                                                               |
| 206 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 何人の医師を確保する必要がある、どの程度足りていないのかを明らかにするため、診察希望件数に対する診察の実施件数等、実態把握のためのデータを示されたい。過去に「診察は個別の症状等に応じ、その必要性等に鑑み実施するものであることに加え、緊急性が認められる症状の場合には一律的に数値化できるものではないことから、統計を取る予定はない」との回答を受けているが、医療体制を検討するにあたり、また医療従事者への負担の程度を明らかにするために、数字に基づく検討は不可欠である。                                                                | 診察は個別の症状等に応じ、その必要性等に鑑み実施するものであることに加え、緊急性が認められる場合も含め、症状は一律的に数値化できるものではないことから、診察希望件数に対する診察の実施件数といった統計を取る予定はないものの、今後も遅滞なく必要な医療を提供できるよう医師の確保を含め、医療の提供体制の充実化を図っていきたい。                                                       |
| 207 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 精神障害者保健福祉手帳を取得するため、診断書の作成を希望する者がいるところ、東京拘置所においては、手帳更新のための診断書は発行可能であるが、新規取得のための診断書については対応困難との回答を受けている。刑事施設という特殊な環境下では、在社會での生活状況などの把握が容易でないことは理解できるが、更新のための診断書と新規取得のための診断書の記載項目は同じであるのだから、手帳更新のための診断書が発行可能であるならば、新規取得のための診断書発行が可能なケースもあるのではないかと。被収容者が、刑事施設を出所した後、速やかに福祉サービスへつながれるよう、新規取得についても対応されたい。     | 障害者手帳更新に係る診断書は必要に応じて発行しているが、精神障害者保健福祉手帳の新規取得に係る診断書については、初診日から6か月以上経過した時点の診断書から得るものとされ、診断書記入に当たって留意すべき事項として、発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、生活能力の状態等在社會での生活状況を把握することが困難であるなどの事情があるため、新規発行までには至っていないものの、今後も個別の状況に応じ、必要性を踏まえて判断したい。 |
| 208 | 東京拘 | 組織・職員      | 2025年6月、医務部長によりパワハラを受けたとする公益通報がなされ、公益通報後に医師らの一部が異動を命じられ、退職せざるを得なくなったという報道がなされたことを踏まえ、視察委員会は、2025年11月、「意見書（医務部に関する）」において、公益通報直後の異動は、公益通報者保護法5条に反する疑いが生じることを指摘し、医師の職場環境が害されないよう十分な指導監督を求めた。パワハラ行為が行われたことについてまで認定することはできないが、医師や看護師らが次々と退職したことは事実であるため、改めて、医療従事者も安心して働ける職場環境の確保を求める。                       | 個別の公益通報や人事に関してはお答えを差し控えるが、当所内規においてハラスメントに関する苦情相談体制を整備しているとともに、当所を含めた苦情相談員については、所内の掲示板にも常時掲示し、広く周知を図っている。また、執務室の模様替えを実施するなど執務環境の改善を行ったところであり、今後も引き続き、医療従事者が安心して働ける職場環境の確保に努める。                                          |
| 209 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 夏季における居室内の温度管理について、昨年度と比較すると改善されたといえるものの、引き続き、全ての居室内の温度が28度以下の適正な温度に保たれるような対策を講じられたい。                                                                                                                                                                                                                  | 収容棟居室及び廊下の定期的な温度測定を実施するほか、暑さ指数（WBGT）や気象情報等を踏まえて冷暖房設備を移動させることで、居室における温度が建築物環境衛生管理基準における基準値（18度以上29度以下）に適合するよう、適切に温度管理を実施していく。                                                                                           |
| 210 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 遮光カーテンや空調服といったエアコン以外の温度管理方を導入したことについては非常に有意義であるところ、遮光カーテンを閉め放しにすることで、居室内が暗くなり閉塞感が増す側面もあるため、被収容者の要望に応じ、開閉することも検討されたい。                                                                                                                                                                                   | 遮光カーテンの開閉については、被収容者の希望に個人差があり、すべての要望に一律に対応することは困難である。このため、居室内の生活環境が適切に維持されることを前提として、従前の運用を基本としつつ、引き続き適正な管理に努めることとする。                                                                                                   |
| 211 | 東京拘 | 保健衛生及び医療   | 冬季における居室温度が十分に確保されていない状況がある。廊下ではなく居室内の温度を基準とした暖房運用とし、毛布を肩まで掛けることの許可、受刑者へのカイロの使用許可等についても検討されたい。                                                                                                                                                                                                         | 御指摘のとおり、居室内の温度を上げることに限界があるのは事実である。寒さ対策については、今後も継続して検討する。                                                                                                                                                               |
| 212 | 東京拘 | 予算         | 暑さ・寒さは、職員の健康維持や仕事の効率という面でも重要であるところ、例年、東京拘置所の冬季の気温は、一般的な職場環境と比較して、かなり低く設定されているように思われる。光熱費の値上がりもあるため、昨年に引き続き、上級官庁に対して、冷暖房費予算の大幅な増額を要望されたい。                                                                                                                                                               | 頂いた御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                 |

|     |     |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 213 | 東京拘 | 保健衛生<br>及び医療  | 熱中症対策として戸外運動を制限する際には、東京都の熱中症アラートが出されたことをもって一律中止とするのではなく、被収容者個人の判断を尊重する運用を検討されたい。また、熱中症アラートの観測地点と貴施設の運動場とは気象条件が異なる可能性があることから、戸外運動の中止については、貴施設の運動場の状況を基準として判断する運用を検討されたい。                                                                                                           | 夏季における戸外運動については、被収容者個人から実施の希望があった場合であっても、被収容者の健康及び安全を確保する観点から、熱中症の発生が懸念される場合には、東京都の熱中症アラート等を参考としつつ、慎重に判断している。現時点においては、被収容者の安全確保を最優先としているところ、今後も気象状況や施設内の環境を踏まえ、適切な判断及び対応に努める。                                                                                                                             |
| 214 | 東京拘 | 保健衛生<br>及び医療  | 職員確保が困難であることを理由として、10月下旬以降、戸外運動が週2回に制限されている。戸外運動は被収容者の心身の健康保持の観点から重要であることを踏まえ、従前の実施水準に近付けるため、業務の効率化や体制の見直しについて検討するとともに、職員増の必要性について上級官庁へ伝達されたい。                                                                                                                                    | 限られた人員の下、工夫しながら業務運営を行っているが、依然として戸外運動回数を増加させることは困難である。<br>なお、戸外運動ができない日について居室内ではあるものの運動する機会を付与し、健康の保持に配慮している。<br>引き続き、上級官庁に増員を要望する。                                                                                                                                                                        |
| 215 | 東京拘 | 収容状況          | 長期にわたり単独室に収容されている被収容者は、面会時間を除き、施設職員以外の者と話をする機会が少なく、誰とも話をしない環境が心身に与える影響は思いのほか大きい。個人差はあるものの、さまざまな不調を生じさせ得ることから、単独室収容中の未決拘禁者を対象とした集団運動の実施、グループディスカッションの機会の創設といった柔軟な対応を検討されたい。                                                                                                        | 未決拘禁者については、法令に基づき、原則として単独処遇としていることにより、戸外運動も単独で実施しているところ、未決拘禁者のうち、罪証隠滅のおそれがないと認められるものについては、共同室に収容し、運動についても集団で実施している。今後も罪証隠滅のおそれがないとは認められない未決拘禁者については、現状の対応を変更する予定はない。                                                                                                                                      |
| 216 | 東京拘 | 収容状況          | 死刑確定者から、声を出す機会を与えてほしいとの意見が出されている。不正連絡の防止や他の被収容者にととの静穏な環境の確保が必要であることは十分に理解できるが、一方で、被収容者の精神的な健康も害してはならないはずであり、人との交流がむしろ心情の安定に資することもあることも考慮する必要がある。死刑確定者からの個別のニーズを把握し、対話の機会を増やす工夫を進めていただきたい。                                                                                         | 当所では、被収容者は、生活上必要な会話を職員又は他の被収容者としており、死刑確定者も同様に、常に声を出さずに生活をしているような事実はないが、生活上必要な会話以外にも対話などの声を出す機会の要望が死刑確定者からあれば、施設の管理運営上、支障がない範囲で適切に検討していく。                                                                                                                                                                  |
| 217 | 東京拘 | 外部交通          | 死刑確定者の外部交通について、死刑確定者の拘置は社会からの隔離を目的とはしておらず、死刑確定者に対する外部交通を厳しく制限する処遇は、非人道的である。国際人権（自由権）規約委員会からも、改善の指摘を受けているところであり、規約7条に違反し、拷問禁止条約における「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に該当するとの指摘もあることから、施設長の柔軟な裁量権行使を求めるとともに、上級官庁に対し、外部交通の制限が緩和されるよう意見があったことを伝達し、少しでも現状が改善されるよう働き掛けることを求める。           | 死刑確定者の外部交通の許可判断に際しては、法令に基づき、個別具体的な事情を勘案しつつ適正に判断しているところ、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                             |
| 218 | 東京拘 | 外部交通          | 面会の重要性に鑑み、面会時間を30分は確保するよう、検討されたい。                                                                                                                                                                                                                                                 | 施設の管理運営上の理由から面会時間が30分を下回することはあるが、今後も法令等に基づき適切に判断する。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 219 | 東京拘 | 外部交通          | 弁護士と被勾留者、再審請求者との間の通信が接見交通権の一部をなす重要な権利であることに鑑み、弁護士との間で発受する書面の優先処理や、面会所における弁護士からの書類の受渡し、差入れなどについて、引き続き適切な対応を継続されたい。                                                                                                                                                                 | 弁護士宛て書面については、可能な限り速やかに処理するように努めている。<br>なお、弁護士からの書類の差入れについては、その緊急性等を考慮して、面会所でも、一部書類の差入れを受け付けている。<br>おって、弁護士からの書類以外のものの面会所での差入れについては、個別に検討し、必要性が認められる申出に対しては、今後も柔軟に対応していく。                                                                                                                                  |
| 220 | 東京拘 | 規律及び<br>秩序の維持 | 弁護士との打合せ内容や接見内容を記載したノートの文面検査が毎月行われていることについて、弁護士との秘密交通権の侵害に当たる運用であることから、当該運用を即時止められたい。                                                                                                                                                                                             | 居室検査実施時において、被収容者が所持しているノート類は、検査の対象となり、現時点においては検査対象から外す予定はない。<br>なお、ノート類の検査は、被収容者の希死念慮の把握などの保安上の観点から実施しているものであるが、あくまでこの範囲で行うものであることから、弁護士との打合せ内容の記載を殊更に見ることはない。                                                                                                                                            |
| 221 | 東京拘 | 組織・職員         | 民事裁判への出廷について、被収容者本人の出廷の可否を施設が判断すべきではない。職員が足りないために出廷困難な例が生じるのであれば、職員の増員を図ることにより解決されるべきであろう。ウェブ出廷の場合も含め、被収容者の裁判を受ける権利が保障されるよう運用されたい。                                                                                                                                                | 機器整備のほか、個室の確保などの物的整備に係る予算的問題に加えて、拘禁刑施行による個別処遇が多様化し、職員不足が顕著である中、当該被収容者の対応による職員の負担は大きいことから、導入に関して上級庁と協議しつつ、慎重に検討したい。                                                                                                                                                                                        |
| 222 | 東京拘 | 矯正処遇<br>の実施等  | 未決拘禁者の処遇について、語学学習のための物品購入、テレビ視聴、資格試験への対応、調髪の頻度など、受刑者と比較して生活上の制限が多い状況が見受けられる。所内の身分によって取扱いに違いを設ける理由のない事項について、差が生じないようにされたい。<br>また、長期間収容されている未決拘禁者にとって、テレビ視聴などを通して社会とのつながりを維持したり、資格試験を通してスキルアップを図ったりすることは、施設収容による弊害を緩和するための数少ない手段といえる。関係法令の見直しも含め、未決拘禁者に対する取扱いの改善が図られるよう上級官庁に伝達されたい。 | 未決拘禁者の処遇については、証隠滅及び逃走防止を目的とする拘禁の性質を踏まえ、関係法令及び通達に基づき、受刑者とは異なる取扱いを行っているところである。語学学習に係る物品の購入、テレビ視聴、資格試験への対応、調髪の頻度等については、保安上の必要性等を考慮し、個別に判断している。<br>また、未決拘禁者の中には長期間にわたり収容されている者がいることについては認識しており、社会との関わりや学習機会の確保についても重要であると考えている。引き続き、現行の法令及び通達の範囲内において、適切な処遇となるよう運用に努めるとともに、処遇の在り方に関する意見があったことについては、上級官庁に報告する。 |

|     |     |       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                |
|-----|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 223 | 東京拘 | 視察委員会 | 職員に対し、意見・提案書の投かんについて否定的な意見を述べたり、投かんの回数を監視したりすることのないよう、周知されたい。                                                                                                                                                                                                                                                | 意見・提案書の趣旨を再度周知し、投かんの有無や投かん日を質問しないよう指導した。引き続き職員に対する周知を徹底したい。                                                                                                                                    |
| 224 | 東京拘 | 視察委員会 | 日本語・英語以外の言語での意見・提案書が投かんされた場合に、視察委員会から翻訳の外部委託を行うことについては、秘密保持の点で検討を要するものの、東京拘置所の職員が翻訳をすることとした場合も、同様に秘密保持の点で問題が生じうる。秘密保持の観点からどのような形で翻訳を行うべきか、引き続き検討されたい。                                                                                                                                                        | 御意見のとおり、外部委託事業者や当所職員による翻訳を実施することとした場合、秘密保持の観点で検討が必要である。その他の方法として、例えば、他の刑事施設の国際対策室に翻訳を依頼するなどの方法が考えられるところ、引き続き、視察委員会の御意見を賜りながら、より望ましい在り方を検討してまいりたい。                                              |
| 225 | 東京拘 | 視察委員会 | 意見・提案書の中には、職員の丁寧な対応を評価する声がある一方で、一部職員の言動に関する苦情が継続して見受けられる。呼称や言動、威圧的又は高圧的な対応、外国人被収容者への不適切な対応等について、視察委員会としては、苦情が減らないことや内容の具体性から、東京拘置所の調査の在り方について懸念を感じている。今後必要な場合は、視察委員会へのビデオ画像開示や、関係者に対する事情聴取の機会を設けるなど、調査に協力されたい。                                                                                               | 今後も被収容者からの声を必要に応じて職員に伝達し、適正な職務執行を行っていく。<br>また、職員の対応に関する事実関係の確認については、必要に応じて関係職員への聞き取り等を行い、適切に対応しているところであり、今後とも、視察委員会から確認の求めがあった場合には、適切に協力する。                                                    |
| 226 | 東京拘 | 組織・職員 | 職員には些細なことに思えても、あるいは教育的行動として行っている場合であっても、被収容者にはとても堪えてしまうこと、虐待と感じられることもあり得る。社会一般においても、これまでは容認されたと考えられてきた言動が、実際にはハラスメントに当たり、許されないことが認識され始めている。被収容者や職員に対する呼称の変更にも象徴されるように、社会における価値観が大きく変わる中で、刑事施設にも変化が求められている。このような流れに対しては、抵抗を感じる職員もいるだろうが、東京拘置所としても、不適正処遇をしないよう指導するだけでなく、現場職員が理解し納得できるような研修を実施されたい。             | 被収容者への対応については、職員の行動が意図せず精神的負担を与え、不適切な処遇と受け取られるおそれがあることを踏まえ、職員に対し、不適正処遇の防止を目的とした指導を継続して行っている。<br>また、社会における価値観の変化を踏まえ、職員が処遇の趣旨や配慮事項を十分に理解し、適切な対応が行えるよう、研修内容の充実についても検討しており、引き続き、研修等を通じた意識の向上に努める。 |
| 227 | 東京拘 | 組織・職員 | 認知の仕方やコミュニケーションの取り方に特徴があり、処遇の難しい被収容者の対応は、専門知識のない職員にとって負担となり得ることから、被収容者とのコミュニケーションの取り方について、対人援助職の専門家等の協力を得て、ロールプレイなども含めた研修を行い、また複数人で対応するなど、毅然としつつも冷静かつ可能な限り穏やかな対応を取れる体制を構築されたい。                                                                                                                               | 被収容者に対して適切な対応が取れるように、引き続き職員研修の拡充を検討していく。<br>なお、可能な限り複数人での対応をしたいところではあるが、職員配置には限りがあり、他の業務への影響（複数人で対応することにより、他の業務の職員配置は少なくなる。）を考慮して職員配置をしなければならぬことを理解いただきたい。                                     |
| 228 | 東京拘 | 組織・職員 | 2025年11月、東京拘置所で生じた強制わいせつ事件の被害者男性と国との和解が成立し、和解条項として、再発防止に務めることが明記され、職員に対する研修を進めることが盛り込まれた。遺憾の意が表され、研修実施が約束されたことについて、原告代理人からも、「研修の中身にまで踏み込んだ和解は、勝訴判決以上の価値がある」、「東京拘置所という代表的な刑事施設の所長が、改善を約束してくれたことは嬉しいが、今回の和解をきっかけに、全国の刑事施設で同様の取組を実施してほしい」と評価されている。令和7年度は、研修の一環として、視察委員会委員長による人権研修も実施された。今後も、全国のモデルとなる研修を継続されたい。 | 不適正処遇の再発防止を目的として、視察委員会委員長による人権研修を実施したところであり、今後も、不適正処遇の防止に資する研修について、内容の充実を図りつつ、継続的に実施していく。                                                                                                      |
| 229 | 東京拘 | 組織・職員 | 昨年度実施したアンケートにおいて、休暇（年休、有休）が取得できていないという回答が非常に多く寄せられた。職員との座談会では、部署により休暇取得の達成率が異なるとの声が聞かれた。また、被収容者の処遇改善のための改革が進められているのに対し、職員数が圧倒的に不足し、職員への負担が増加している状況が改善されていないこともうかがわれる。業務内容の取捨選択、効率化を進めるだけでは限度があるため、昨年度に引き続き、要求される業務量に対して執務時間や職員数が足りていないという職員の窮状を、上級官庁に伝えるよう要望する。                                              | 施設内で業務効率化の検討・取組を継続して休暇を取得しやすい職場環境を醸成するとともに、現状については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                  |
| 230 | 東京拘 | 組織・職員 | 被収容者と職員双方のストレスが施設の雰囲気を変化させないよう、被拘留者も含めて啓発活動を行ったり、職員向けの研修や相談体制を整えたりするなど、具体的な対応策を検討されたい。                                                                                                                                                                                                                       | 職員に対しては、施設メンタルヘルス相談員を配置し、また、各種ハラスメントに係る相談窓口を設置するなどしているところ、御意見を踏まえ、引き続き被収容者と職員双方のストレスが施設の雰囲気を悪化させないよう、効果的な取組を検討していく。                                                                            |
| 231 | 東京拘 | 組織・職員 | 今後も引き続き、職員の職場環境改善も視察委員会の検討事項に含まれることを周知されたい。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 視察委員会の検討事項には職員の職場環境改善が含まれることについて、所内誌等に掲載して周知することを検討したい。                                                                                                                                        |

|     |     |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 232 | 東京拘 | 視察委員会      | 視察委員会から申し出た刑場視察については、これまで否定的な回答が続けられている。東京拘置所は、「刑場は、厳正なる刑の執行の場所であり、施設の運営状況を把握することを目的とする視察になじまない箇所」であることを視察の対象外とするための理由としているが、視察委員会の視察が、刑場の厳正さをどのように害するのか説明されたい。東京拘置所は、その施設全体が拘禁刑も含めた厳正なる刑の執行の場所なのであり、その刑の執行の状況も含めた施設全体の「運営の状況」を視察するのが視察委員の権限である。法律上何ら制限を加えられていない視察の対象を、東京拘置所の判断で制限することは許されないものである。 | 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第9条第2項において、視察委員会は、刑事施設の運営状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができるものと規定されているところ、死刑の執行は被収容者の「処遇」ではなく、刑場は死刑の執行中はもとより、視察の対象外というべきであり、刑事施設の運営状況を把握することを目的とする視察にはなじまない箇所であることから、視察の対象外としている。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。 |
| 233 | 東京拘 | 視察委員会      | 死刑確定者の収容環境等の適正さを確認するため、かつて実施されていた視察委員会と死刑確定者との面接も再開されたい。仮に上級官庁からの事実上の指示があり再開できないということであれば、貴施設から、上級官庁に対して、視察委員会から、上記の問題性を指摘されたことを伝達されたい。                                                                                                                                                            | 死刑確定者の収容の確保と心情の安定を図る必要があるため、再開については、上級官庁と調整の上、検討することとしたい。頂いた御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                           |
| 234 | 立川拘 | 視察委員会      | 視察委員会がその本来の役割を十分に果たす目的から、視察委員会委員の人数増員を要望する。<br>加えて、視察委員会における検討の専門性及び多角性を確保する観点から、刑事法又は福祉分野の研究者を委員として加えることを要望する。                                                                                                                                                                                    | 視察委員会委員の増員について、施設限りで対応できるものではないため、意見を上級庁に報告する。                                                                                                                                                                            |
| 235 | 立川拘 | 組織・職員      | 職員の識別章について、被収容者に対し、その趣旨と意見・提案書に識別番号を記載する意義を分かりやすく継続的に周知することを要望する。                                                                                                                                                                                                                                  | 意見・提案書において、「制服で勤務する職員は、胸の階級章に識別章を付けています。」「識別章の番号が分かるときは、それを書いてください。」と記載して周知している。また、この内容は、告知放送も実施済みであるところ、今後も断続的に周知する。                                                                                                     |
| 236 | 立川拘 | 視察委員会      | 意見・提案書の投かん方法について、職員が被収容者を連行して提案箱に投かんさせているが、被収容者の心理的負担をなくす目的から、その投かん方法の見直しを要望する。<br>また、意見・提案書の用紙について、居室内の備付け枚数を1枚から増枚したが、更なる増枚を要望する。                                                                                                                                                                | 意見・提案書は、職員が被収容者の居室から提案箱が設置されている場所まで連行し、投かんさせる取扱いであるが、以前は、職員が提案箱を居室まで携行し、投かんさせていたものの、被収容者の心理的負担を考慮して、現行の取扱いに変更した経緯があるから、投かん方法は、現状を維持する。<br>また、意見・提案書の居室備付け枚数については、従来の1枚から3枚に変更したことから、しばらく様子を見たい。                           |
| 237 | 立川拘 | 物品の貸与等及び自弁 | 居室内における置時計について、視察委員会の意見に基づき、炊場受刑者を対象に整備されたが、時間を自由に確認するのは憲法上の権利であるから、その対象者の更なる拡大を要望する。                                                                                                                                                                                                              | 炊場受刑者の居室に置時計を整備したが、整備対象の拡大は、保安上の観点や予算状況を総合的に勘案して、その要否を考えたい。                                                                                                                                                               |
| 238 | 立川拘 | 物品の貸与等及び自弁 | 自弁購入の物品一覧表について、商品名しか記載されておらず、その品目が不明確なため、その記載を分かりやすくし、また、特別購入の運用や購入数量の制限を柔軟かつ合理的なものとなるよう、売店廃止後の現行制度のもとにおいて、上級庁と協議し、改善されることを要望する。                                                                                                                                                                   | 自弁物品購入一覧表については、令和8年4月から新しい指定業者による全国統一物品リストが整備されたため、その運用が定着するのを見込みながら、同リストの表記を分かりやすいものに工夫したい。                                                                                                                              |
| 239 | 立川拘 | 書籍等の閲覧     | テレビ・ラジオの視聴時間及び利用条件について、被収容者に分かりやすく周知することを要望する。                                                                                                                                                                                                                                                     | テレビ・ラジオの視聴時間等については、工場や配膳室に掲示して周知させることとする。                                                                                                                                                                                 |
| 240 | 立川拘 | 施設の敷地・建物等  | ラジオ設備の不具合について、必要な改善を要望する。                                                                                                                                                                                                                                                                          | ラジオ設備の不具合については、事業者に依頼し、その原因を調査・確認中である。                                                                                                                                                                                    |
| 241 | 立川拘 | 書籍等の閲覧     | 未決拘禁者のテレビ視聴について、実現できるように上級庁に報告の上、その問題意識の共有を要望する。                                                                                                                                                                                                                                                   | 未決拘禁者のテレビ視聴について、法令上の根拠もなく、施設限りで対応できないため、意見は上級庁に報告する。                                                                                                                                                                      |
| 242 | 立川拘 | 組織・職員      | 被収容者の方に対する職員の言動等の改善は、最重要課題であるため、識別章の運用を通じた個別事案への対応に加え、施設全体として、職員の言動等に関する継続的な研修、指導及び検証を行うことを要望する。<br>なお、立川拘置所視察委員会は、職員の言動等に関する個別事案について具体的な対応を求めることとするが、これは、視察委員会の本来的な責務に含まれると考えているからである。                                                                                                            | 被収容者に対する職員の言動については、令和5年度から、姓に「さん」を付して呼称しているが、引き続き、研修などを通して職員の人権意識向上に努め、職員の言動に問題、適切さを欠くような事案が認められた場合は、迅速に対応した上で視察委員会との情報共有に努めていく。                                                                                          |
| 243 | 立川拘 | 保健衛生及び医療   | 医療措置及び歯科処置を行う際、被収容者に対し、処置内容、実施理由、継続期間及び今後の見通しを具体的かつ丁寧に説明することを要望する。                                                                                                                                                                                                                                 | 医療措置及び歯科措置を行う際は、事前に又は措置の際、医師がその内容を説明しているが、被収容者の中には、その説明内容を理解するのに時間を要する者もいるため、その特性に応じ、医師にも協力を求めた上で、引き続き丁寧な説明を実施していく。                                                                                                       |
| 244 | 立川拘 | 保健衛生及び医療   | 歯科受診については、希望してから受診に至るまで長期間（約2か月）を要しているから、その待機期間の短縮に向けた改善を要望する。                                                                                                                                                                                                                                     | 歯科診察は、毎週2回の頻度で実施しているところ、被収容者の症状に応じて治療回数が異なるため、待機期間の調整が難しいのが現状である。歯科医師にも実情を説明し、緊急性が高い者を優先するなどしているところ、速やかに歯科診察を受けられるよう引き続き努めていく。                                                                                            |
| 245 | 立川拘 | 規律及び秩序の維持  | 未決勾留の被収容者について、無罪推定の原則に基づき、その行動制限は保安上真に必要な範囲に限定されるべきであるから、居室内で横になることを一律に制限する運用の見直しを要望する。                                                                                                                                                                                                            | 未決拘禁者が横ができる時間を定めて運用しているが、これは、保安上の観点のみならず、被収容者の健康状態等を容易に把握するための手段でもあり、実際、体調不良等の申出があれば、適宜、横がを認めている。他施設の実情も踏まえながら、慎重に検討したい。                                                                                                  |

|     |     |            |                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 246 | 立川拘 | 矯正処遇の実施等   | 炊場の運営状況について、就業者の定着率、人員補充、作業工程、休日取得等の改善が図られたが、スチームコンベクションが一部故障しているほか、就業者の適正人員の確保にも課題が残っているため、引き続き、その運営状況の改善を要望する。                                                                                      | 炊場の適切な運営に関し、人員の確保、献立の見直しなどを実施したことにより、炊場就業受刑者の未消化休日の解消につながっている。引き続き、炊場受刑者の負担軽減を図るため、人員の確保や献立の見直しなどについて、関係部署と連携し、課題を解消するように努めるほか、視察委員会との情報共有も図っていく。                                                                                                                                                           |
| 247 | 立川拘 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事内容の不満が継続しているため、献立、味付け及び祝日菜の内容等の改善を要望する。                                                                                                                                                             | 献立については、年1回、被収容者の嗜好調査を実施し、その結果を踏まえて、新しいメニューを月1品以上、献立に取り入れているとともに、味付けについては、減塩対策に取り組みつつ、その代替として香辛料や柑橘類のスパイスを取り入れたり、食材そのものの味を生かしたりするなど工夫を講じ、更に熱量や栄養素に配慮している。<br>また、祝日菜については、指定額の範囲内で、同一品にならないように留意し、バリエーションに富んだ物を選定している。                                                                                       |
| 248 | 立川拘 | 視察委員会      | 異物混入時の対応について、調理中に芋虫が発見された事案があったが、異物混入時の対応方法について被収容者に分かりやすく説明することを要望する。<br>また、異物混入の記録について、視察委員会と情報共有することを要望する。                                                                                         | 異物混入が認められた場合は、基本的に食品を交換支給しており、その記録を関係職員と情報共有するとともに、必要に応じて医師に確認するなど食品衛生に配慮した対応を取っているところ、引き続き丁寧な説明をしていく。<br>また、異物混入に係る記録については、過去に視察委員会にも提示しており、今後も求めに応じて情報共有に努めたい。                                                                                                                                            |
| 249 | 立川拘 | 矯正処遇の実施等   | 紙折り作業の受注量不足に伴い、冊子（作業安全衛生に関するもの）の閲読のみの時間があるが、それが長時間に及ばないように、その代替的な処遇内容の検討を要望する。                                                                                                                        | 提供作業業者担当者と密に連絡を取り、十分な作業材料を確保するように努めている。今後も継続して、冊子の閲読のみの時間が長時間に及ばないように留意する。                                                                                                                                                                                                                                  |
| 250 | 立川拘 | 予算         | 作業報奨金の水準が、物価上昇の現状にも適合せず、不相当であるから、その水準の在り方について、上級庁に問題提起することを要望する。                                                                                                                                      | 頂いた意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 251 | 立川拘 | 矯正処遇の実施等   | 作業報奨金の加算及び優遇区分の運用（加算・減点の行為等）について、被収容者に分かりやすく周知することを要望する。                                                                                                                                              | 作業報奨金の加算等については、これまでも受刑者に対して分かりやすく周知しているところ、各受刑者の理解力には差異があることから、説明を希望する者がいれば、個別に説明を実施している。                                                                                                                                                                                                                   |
| 252 | 立川拘 | 矯正処遇の実施等   | 優遇措置によるし好品の購入金額700円について、実際に700円でどの程度購入できるのかを検証し、その実情を管区等に報告しつつ、必要に応じて増額ないし改善を要望する。                                                                                                                    | 優遇措置によるし好品については、令和8年度から取扱業者が変更されたため、令和7年度の購入物品と価格を比較しながら検討していく。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 253 | 立川拘 | 矯正処遇の実施等   | よりよい弁護士制度の存在及びその利用方法について、必要な被収容者に対し、適切に周知することを要望する。<br>また、自ら弁護士との連絡又は調整を行うことが困難な被収容者については、同制度が実効的に利用されるよう、施設において積極的な対応を行うことを要望する。                                                                     | よりよい弁護士制度に関する支援については、社会復帰の円滑性を確保する上で重要であるものと認識しており、対象者がいる場合には積極的に運用し、実際、令和7年度には、東京第二弁護士会協力の下、支援対象受刑者を社会につなげた例もある。令和8年度においても、対象弁護士会が作成した説明用チラシも活用しながら対象受刑者に同制度の存在を周知させたり、対象弁護士会との調整等を強化したりし、受刑者の態様に応じた社会復帰支援を円滑かつ積極的に運用していく。                                                                                 |
| 254 | 富山刑 | 組織・職員      | 例年、被収容者に対する職員の態度や言葉遣いに関する意見が、一定数提出されているところ、令和7年度においては減少したものの、いまだ一定数の意見があり、拘禁刑の導入により被収容者と職員との信頼関係の重要性は高まっているため、引き続き、被収容者に対する態度や言葉遣いに関して職員が高い意識を持ち続けられるよう定期的な研修等を実施するとともに、必要に応じて研修などの内容についての見直しも検討されたい。 | 被収容者に対する呼称については、緊急時等のやむを得ない場合を除き、原則として呼び捨てはせず、姓に「さん」を付けて呼称すること、社会通念上相当でない俗語及び隠語等については原則使用しないことを職員に対して注意喚起しており、これまで富山人権擁護委員協議会から外部講師を招き研修を実施していたところ、令和7年度は、非常勤職員のメンタルヘルス相談員を講師として、人権・ハラスメントに関する研修を実施したほか、幹部職員による人権・ハラスメントに関する研修を複数回実施し、引き続き、職員が被収容者に対する態度や言葉遣いに関して高い意識を持ち続けられるよう定期的な研修を行うとともに、研修内容についても検討する。 |
| 255 | 富山刑 | 保健衛生及び医療   | 重大な健康被害が被収容者に生じたという事例は確認されなかったものの、近年、特に夏季の気温上昇は顕著であるため、適切な対応を怠ると被収容者に深刻な健康被害を生じさせかねないことから、居室や廊下等の室温を適切に把握しつつ、冷暖房設備等を使用（新たな冷暖房設備の設置を含む。）して建築物環境衛生管理基準に適合するよう温度管理を行うとともに、被収容者の健康状態をこまめにチェックすることを要望する。   | 令和8年度において、全ての居室棟に冷暖房設備が設置される予定であるところ、今後も居室における温度が建築物環境衛生管理基準に適合するよう空調設備を適切に使用するとともに、被収容者に健康被害が生じないよう適切な生活環境を維持しつつ、熱中症又は低体温症の初期症状を職員に周知するなどして被収容者の健康状態がこれらの初期症状にある者がいないかをチェックしながら動静視察を実施し、被収容者の体調変化の早期発見に努め、熱中症対策や感冒対策等を徹底する。                                                                                |

|     |     |            |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 256 | 富山刑 | 組織・職員      | 今後、外国籍の被収容者、高齢の被収容者、障害を有する被収容者など特別の配慮を要する被収容者が増加していくことも考えられるが、そのような被収容者への対応に支障が生じないようにするため、十分な職員数を確保することや専門的技能を有する職員を育成していくことを検討されたい。       | 現在、高齢の被収容者の増加が顕著であり、障害を有する被収容者も認められるところ、こうした被収容者に対する個別的な配慮を踏まえた処遇を展開するため、職員研修や定期的な会議等を実施している。また、専門的技能を有する職員を中心に被収容者処遇を行うことで、職員の専門的技能の育成を図っているところ、今後は更に当該職員の育成機会を拡張したい。なお、十分な職員数の確保については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                       |
| 257 | 富山刑 | 組織・職員      | 昨今の刑務所を取り巻く環境の変化により職員が対応しなければならない事項が増えているものと考えられることから、肉体的・精神的負担の増大などによって職員が心身害することのないよう、職員の職務量や職務状況を適切に把握しつつ、職員に対する十分なメンタルヘルス対策を講じることを要望する。 | 心身の健康状態や職務上又は日常生活上のストレス要因となる悩み事を抱えている職員の相談窓口として、指定された職員が対応していることを周知しているほか、令和6年度からは非常勤職員のメンタルヘルス相談員を配置し、職員からメンタル面での相談があった場合の対応のほか新採用職員や職場環境が変わった職員等に対して面談を行うとともに、職員アンケートの結果を踏まえ、施設運営改善のため、全所的、小規模グループでの施設運営改善のための意見交換の場を設けたり、幹部職員による一般職員への積極的な声掛け等も行っており、令和8年度においても引き続き、職員の職務量や職務状況を適切に把握し、肉体的・精神的負担の増大などによって職員が心身害することのないよう、職員に対する十分なメンタルヘルス対策を講じる。 |
| 258 | 金沢刑 | 保健衛生及び医療   | 刑事施設内では、髭剃りは許可されているものの、鼻毛剃りや眉の整え等ができないか検討されたい。                                                                                              | 鼻毛切りについては、調髪時に施設で用意したはさみで切らせている施設もあるが、消毒等の衛生面の問題が生ずるなどの事情もあることから、それらの事情を総合して検討したい。<br>なお、眉毛を整えることについては、被収容者によっては、極端に眉毛を細くするなど、顔の様相が変わることになり、保安上の問題が生ずるので対応は致しかねることを御理解いただきたい。                                                                                                                                                                       |
| 259 | 金沢刑 | 物品の貸与等及び自弁 | シャンプーが肌に合わなくて荒れる旨の意見があり、全国統一物品を販売している業者が取り扱っている商品内において、金沢刑務所で購入できる幅を広げることができないか検討されたい。                                                      | 全国統一物品を販売している業者が取り扱っているシャンプー全てを既に購入可能とするよう措置を講じた。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 260 | 金沢刑 | 保健衛生及び医療   | 令和6年度、視察委員会からの要望で、理髪後に浴場までの裸体移動を改めていただいたところであるが、衣類に刈り取った毛が付くとの意見もあり、上衣の脱着について選択制にできないか検討されたい。                                               | 理髪後、上半身裸体で浴場まで移動することについては、社会通念上、妥当とは言えないことから、個別に清潔なタオルを使用した上で首にケープを巻くこととした。なお、理髪後においては、従来の専用のブラシで切り取られた髪を除去する作業に加え、当該受刑者にも念入りに髪を除去をさせる工程を追加することで、「毛の付かない」運用を実現した上で、裸体移動を一律に認めない運用としている。                                                                                                                                                             |
| 261 | 金沢刑 | 施設の敷地・建物等  | ウェアラブルカメラを装着している職員と装着していない職員がいるとのことであるが、その運用方法について、全職員に装着することを検討されたい。また、昼夜単独室に整備されている収音マイク（録音機能設備）を全ての居室棟に設置することを検討されたい。                    | 全職員にボディカメラ（ウェアラブルカメラ）を装備させ、居室棟の全部屋に録音設備を設置することにあたっては、費用対効果を踏まえた検討が必要である。意見は上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 262 | 金沢刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 工場で水分補給をする際、井戸水を使用しているため、ウォーターサーバーの設置を検討されたい。                                                                                               | 井戸水については、毎月、専門業者による水質検査を受けており、衛生上、口にしても問題ない状態であることから、ウォーターサーバーの設置はしないこととしている。                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 263 | 金沢刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 眼鏡型の拡大鏡ルーペを使用できるように検討されたい。                                                                                                                  | 眼鏡型の拡大鏡は、対象物拡大する機能を持ち、視力の低下を補う器具ではあるものの、太陽光を集光できるため発火のおそれがあるものである。室内に太陽光が差し込む当所の居室棟の構造を踏まえると、これらを用いて発火させることが懸念されるため、火災防止の観点から眼鏡型の拡大鏡の使用を認めない。                                                                                                                                                                                                       |
| 264 | 福井刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 被収容者の処遇環境改善のため、デンタルフロスやレターパックの購入及び使用について検討いただきたい。                                                                                           | デンタルフロス及びレターパックについて、保安警備上の支障が生じないことを確認した上で、デンタルフロスは令和7年10月以降、レターパックは同年11月以降、それぞれ購入及び使用できるようにした。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 265 | 岐阜刑 | 組織・職員      | 各職員においては、被収容者の更生や出所後の円滑な社会復帰に関与するという極めて重要な職務に携わっているという認識を改めて保持し、自身の行動や態度を顧みながら、引き続きその職務に就くことを要望する。                                          | 被収容者個々の特性に応じた処遇を行い、被収容者の更生や出所後の円滑な社会復帰支援を行うため、職員一人ひとりの理解を深めるための職員研修や、日頃から各部署が連携し、施設一体となった支援を行うためのケースカンファレンス等を推進するとともに、他部署での勤務を見学又は体験する機会を検討し、被収容者の更生等に関与しているという実感を持たせることとしたい。また、職務遂行に当たっては、研修や監督者による指導内容を基に自己の被収容者への対応が矯正職員として適切な行動であるか否かを顧みて勤務させたい。                                                                                                |

|     |      |            |                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 266 | 岐阜刑  | 組織・職員      | 施設においては、職員による不適正処遇事案が発生しないよう、適切な措置（職員研修、勤務状況の把握やフォロー、適材適所の人員配置等）を引き続き講じるとともに、視察委員会からの懸念が共有された際には、特に注意深く、継続的に、勤務状況の把握やフォローすることを要望する。 | 各種研修を通じて職員の人権意識を向上させつつ、日頃から継続的に監督者による一般職員への指導を徹底することや廊下カメラ映像の検証などを行う。また、必要に応じて人員配置等の見直しも考慮した一般職員の勤務状況の監督に努め、引き続き不適正処遇事案の防止を徹底する。特に視察委員会からの懸念事案については一層真摯に対応し、特定職員の言動について相当数の苦情が見られるなど、更なる対応が必要な場合は、実情の確認を徹底し、必要に応じてフォローすることとしたい。                |
| 267 | 笠松刑  | 組織・職員      | 職員の受刑者に対する接し方・扱い方についての意見が多々見られるため、公平な取扱いや合理的な配慮を行っていただくよう要望する。                                                                      | 被収容者への対応に関して客観的な視点に立ち、社会一般から見ても自身の処遇が適切な対応と評価できるか、社会一般に対して自身の対応が正当であると説明することができるかといった観点を常に意識して被収容者への処遇を展開することができるよう意識付け、被収容者に対する不適切な言動に決して及ぶことがないよう研修等を通じて周知している。<br>引き続き、研修等を通じて公平な処遇や個々の受刑者の特性に配慮した処遇の重要性等を周知し、被収容者の人権に配慮した適切な処遇を実施していく。     |
| 268 | 岡崎医刑 | 組織・職員      | 令和５年度に発生した被収容者死亡事案に関する具体的な対策を検討されたい。                                                                                                | プロジェクトチームを設置して検討会を開催し、人命最優先の判断基準の周知、夜間体制や訓練の強化、相談しやすい組織風土の構築などに取り組むこととした。                                                                                                                                                                      |
| 269 | 名古屋刑 | 組織・職員      | ウェアラブルカメラについては、被収容者と直接接する職員がトラブルになったときに監督者からアドバイスや指示を受けるだけでなく、職員の不適切処遇の抑止になることから、早期に双方向通信機能付きウェアラブルカメラの使用拡充を強く求める。                  | 双方向通信機能付きウェアラブルカメラの使用拡充については、機器の購入や通信環境の整備について予算措置を必要とするものであり、費用対効果を踏まえた検討が必要である。意見は、上級官庁へ報告する。                                                                                                                                                |
| 270 | 名古屋刑 | 組織・職員      | 担当部署の垣根を超え、先輩後輩に関係なく、壁を作らないコミュニケーションにより職員間の共通認識を持つ機会を設け、職員がどのようなときに問題行動を起こしやすいかに留意し、個々の職員を孤独化させない執務環境の整備を要望する。                      | 不祥事の再発防止プロジェクトチームや女性職員執務環境改善プロジェクトチームなど、組織の縦割りを排し、階級や年齢層を分散させた小集団で様々な案件の対応に取り組まさせているが、今後は全職員を網羅した取組について拡充することを検討する。                                                                                                                            |
| 271 | 名古屋刑 | 組織・職員      | 豊橋刑務支所においては、被収容者が女性であるため女性職員が対応するのが望ましいが、限られた女性職員の対応には限界があるので、職員の増員も含め名古屋刑務所と連携して執務環境を整備することを要望する。                                  | 名古屋刑務所にも女性職員はいるが、少数かつ子育て中で勤務時間に制約があり、支所への継続的な派遣は現実的ではない。女性職員の増員については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                     |
| 272 | 名古屋刑 | 地域社会との関わり  | 職員について、業務に対するやりがいや達成感が感じられ、見通しや風通しが良い執務環境を整備するとともに、広報の機会を設ける等して職員の業務の大変さと刑事施設の果たしている意義を社会に発信していくことを要望する。                            | 令和７年度は、拘禁刑導入が社会で大きく注目されたこともあり、当所の取組についても、「全国放送のドキュメンタリー番組」から「地域の生活情報誌」まで様々なメディアで取り上げられた。また、施設参観の見学者が現場の一般職員と直接意見交換する「対話型施設参観」を試行し、見学者６０４名、職員延べ１５６名が参加したほか、本年度の取組をまとめた「広報めいけい」と題する冊子を制作し、近隣住民に配布するなどを行った。今後は、更に業務の専門性や施設の存在意義を社会に発信していく方法を検討する。 |
| 273 | 名古屋刑 | 保健衛生及び医療   | 看護師又は准看護師の職員が、被収容者の対応で判断に迷う場合には、先輩職員や工場担当からの情報収集に留意するだけでなく、ちゅうちょなく医師に連絡及び報告し、医師の監督下において医療措置を執ることを求める。                               | 看護師及び准看護師においては、被収容者の対応で判断に迷う場合にはちゅうちょすることなく、医師に報告及び連絡をし、医師の指示を受けるように周知した。                                                                                                                                                                      |
| 274 | 名古屋刑 | 保健衛生及び医療   | 豊橋刑務支所においては、常勤の歯科医師が不在で多数の治療待ちが発生していることから、医療においても名古屋刑務所と連携して対応することを要望する。                                                            | 豊橋刑務支所との各種医療共助は既に実施しているところ、歯科治療についても当所の医療リソース等や豊橋刑務支所の実情を勘案し、可能な限り連携して対応するなど、速やかな歯科治療が実施できる体制の構築を図っていく。                                                                                                                                        |
| 275 | 名古屋刑 | 保健衛生及び医療   | 名古屋刑務所は医療重点施設であるが、執りうる医療措置にも限界があるため、限界を超えるような事案については、より医療体制の充実した医療刑務所への移送、検察庁への刑の執行停止の申出などの柔軟な対応を、被収容者の幸福追求権の視点も加えて検討することを要望する。     | 被収容者入所協議の段階で当所の医療体制で受け入れ可能な医療部を含む関係部署と情報共有して検討するほか、重症指定となった際、刑の執行停止の申立や判断に必要な医療上の情報を提供している。近年は執行停止となったケースはなく、医療専門施設や他の医療重点施設への移送で対応しているところ、今後も適切に対応していく。                                                                                       |
| 276 | 名古屋刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食物アレルギー等食事制限の必要がある被収容者の食事については、代替食の給与のほか、被収容者自身が原因食材をよけて食べる等の対応が執られているが、特に重篤度の高い原因食材については、使用頻度や一回の食事の中で複数のメニューに同じ食材を使用しない等の配慮を求める。  | 食物アレルギーを有する者の食事については、食事箋に基づいて代替食を給与する対応を行っており、使用頻度や偏りがないよう配慮はしているものの、限られた食材の中で食物アレルギー等により食事制限を受ける者一人ひとりに対応した給食運営を行っているため、アレルギーの内容や食材の調達状況によっては、同じ食材を使用した食事等を提供せざるを得ないことがある。                                                                    |
| 277 | 名古屋刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 豊橋刑務支所被収容者にパン食の希望が高いことから、名古屋刑務所で調理したパンを豊橋刑務支所に運搬して給与することの検討を求める。                                                                    | 名古屋刑務所の炊事工場の調理人員を勘案すると、豊橋刑務支所収容者数分（２００名程度）のパンを生産できる余力はないことに加えて、現実給食パンの食中毒事案が発生していることも考慮すれば、車で１時間以上を要する豊橋刑務支所への常態的なパン搬送を行うには衛生管理に係る各種問題を解消しなければならず、専門業者ではない当所が対応するには給食の安全提供に懸念が残る。                                                              |

|     |      |            |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 278 | 名古屋刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 被收容者の自弁購入の菓子類について、取扱い上の問題があることは承知しているが、購入できる菓子類の選択肢を少しでも増やす方向で努力することを求める。                                              | 令和7年度においては、「菓子セットの選択肢が少ない」という要望があれば菓子セットの選択肢を増やし、「ドリンクなしの菓子多めのセットが良い」という要望があれば速やかにドリンクなしの菓子セットを設定し、「生菓子をセットに入れてほしい」との要望があれば生菓子をセットに含めるなど、継続して改善してきた。<br>今後も、様々な制約の中でできる限りの努力をし、より一層の改善を続けたい。                                       |
| 279 | 名古屋刑 | 矯正処遇の実施等   | 被收容者のテレビ視聴について、就寝時間の都合で番組の最後まで視聴できない状況があるため、最後まで視聴できるよう動作时限の検討を求める。                                                    | 就寝時間を含めた受刑者に対する各種制限の見直しを検討する。                                                                                                                                                                                                      |
| 280 | 名古屋刑 | 保健衛生及び医療   | 豊橋刑務支所の被收容者の調髪について、希望者が多く3か月に1回の実施が困難であるため、名古屋刑務所と連携して対応を検討することを求める。                                                   | 女性被收容者の調髪については、名古屋刑務所の受刑者に対応できる技術を持った者がおらず、また、被收容者を護送して調髪の頻度を改善することは保安上又は管理運営上問題があり、実施は困難であるが、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                  |
| 281 | 名古屋刑 | 矯正処遇の実施等   | 被收容者がしっかりと自分を省み、自分に自信を持てるような機会をできる限り多く与える運営を要望する。                                                                      | 被收容者に自分を省みさせること、自信を持たせることを実現するために各種指導の充実を図ることを検討する。                                                                                                                                                                                |
| 282 | 名古屋刑 | 施設の敷地・建物等  | 岡崎拘置支所の建て替えに伴う仮移転が職員及び被收容者の処遇に負担を与えていると考えられるので、早期の新庁舎完成を強く要望する。                                                        | 新築工事については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                    |
| 283 | 名古屋刑 | 組織・職員      | 職員アンケートで両支所の職員から、情報が入りにくい旨の訴えがあったため、本支所間における職員の情報共有と運営の連携を要望する。                                                        | 執務情報については、一斉メールや、支所幹部を通じて職員への周知を図っているが、今後も周知の方法の拡充を検討する。                                                                                                                                                                           |
| 284 | 三重刑  | 視察委員会      | 視察委員会と現場職員との間で、毎回の定例会前に意見交換会を実施することを求める。<br>また、現場職員用の視察委員会宛意見提案箱の設置を求める。                                               | 視察委員会と現場職員との意見交換会について、令和7年12月4日第5回委員会から実施しており、令和8年度以降についても引き続き実施する。<br>また、現場職員用の視察委員会宛意見提案箱について、令和8年2月24日三重刑務所刑事施設視察委員会事務局事務連絡「意見・提案箱（職員用）の設置について」を発出し、同日現場職員用の視察委員会宛意見提案箱を設置した。                                                   |
| 285 | 名古屋拘 | 視察委員会      | 視察委員会の存在や活動内容を施設内に周知させるために、他施設では、「視察委員会だより」という広報誌を発行しているところが多い。名古屋拘置所においても広報誌を発行して、職員等に対して視察委員会の存在や活動内容を周知させることが必要である。 | 視察委員会の趣旨や活動内容を全職員が目にする場所に周知文を掲示して職員周知を図っているところであるが、今後、より一層視察委員会の存在や活動内容を施設内に周知させるため、所内誌を活用する。<br>また、視察委員会からの質問などから気づいた点についても施設内で周知できるようにする。                                                                                        |
| 286 | 名古屋拘 | 視察委員会      | 被收容者からの面接希望は多い傾向にあるものの、被收容者との面接が3人に留まった。1人当たりの面接時間を短縮したり、2人体制での面接を実施したりできるよう協力を要望する。                                   | 被收容者3名に対して1人20分程度で面接を実施していたところ、要望があれば、1人当たりの時間を短縮あるいは、4名の視察委員で実施していた面接を2人体制で2か所に変更する。                                                                                                                                              |
| 287 | 京都刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 食事や集会でのお菓子などの内容に対する不満が継続して多数寄せられており、然るべき措置を取られるよう要望する。                                                                 | し好調査の結果を踏まえた献立となるよう努めるとともに、調査結果を所内新聞に掲載して被收容者へフィードバックする。                                                                                                                                                                           |
| 288 | 京都刑  | 組織・職員      | 不適切と思われる職員からの言動に対する不満が多数寄せられているため、改めて全職員に対して、そのような言動を取っていないか確認するとともに、適正な言動の周知徹底を要望する。                                  | 各部署で職務研究会を実施し、適正な職務執行について全職員に周知した。また、被收容者に対して不適切な言動が取られていないことを改めて確認した。                                                                                                                                                             |
| 289 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等   | 労役場の作業内容について、労役場留置となった被收容者の能力や適性に応じて決めていただきたい。                                                                         | 労役場留置者については、個々の能力の差が大きく、製作手順等の理解に時間を要するだけでなく、器用さが不要な簡易な作業でなければならない者も多く、安定した製作自体が困難な場合が少なくないこと、また、留置期間が比較的短期間であり、罰金を納付すれば直ちに釈放になるなど不確定な要素もあることから、安定した作業量の確保も困難であること等の状況のため、提供できる作業内容が限定されるところ、視察委員会の御意見を踏まえ、今後、他施設の実施状況を見ながら判断していく。 |
| 290 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等   | 労役場の作業内容について、紙を折るなどの簡易な作業を行っているが、被收容者の作業の意欲を喚起するような内容を提供できないか検討していただきたい。必要であれば、企業からの協力を得て受発注をしていただきたい。                 | 上記事情により、提供できる作業内容が限定されるところ、視察委員会の御意見を踏まえ、今後、他施設の実施状況を見ながら判断していく。                                                                                                                                                                   |
| 291 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等   | 労役場の作業に関して、企業からの受発注や作業のための材料の調達が大阪刑務所単体では困難な場合は、矯正管区等の上級庁とも協議した上で進めていただきたい。                                            | 現在、当所では、受注活動を積極的に行い、十分な作業材料を確保できており、困難な状況にはない。                                                                                                                                                                                     |
| 292 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等   | 工場では作業ができず、昼夜単独居室で作業を行っている被收容者においては、その能力や適性に応じて作業内容を決めていただきたい。                                                         | 昼夜単独室に收容中の被收容者に対する作業内容については、労役場留置者と同様、個々の能力の差が大きく、製作手順等の理解に時間を要するだけでなく、器用さが不要な簡易な作業でなければならない者も多く、安定した製作自体が困難な場合が少なくないが、受注状況のほか、安定した作業製品確保の観点といった点を考慮し、被收容者個々の能力や適性に応じて作業内容を選定している。                                                 |

|     |      |           |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 293 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等  | 昼夜単独室で作業を行う被収容者のうち、作業能力が十分でない者は、全員でないにしても、紙を折るなどの簡易な作業を行っているが、被収容者の作業の意欲を喚起するような作業内容を提供できないか検討していただきたい。必要であれば、企業からの協力を得て受発注していただきたい。           | 上記のとおり、作業内容については、被収容者個々の能力や適性に応じて選定しているところ、定期的な動機付け面接の機会のみならず、職員等による面接や個別的指導を実施するなどし、工場就業への働きかけも含め、就労・作業意欲の喚起・モチベーションの向上を図っているところである。                                                             |
| 294 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等  | 昼夜単独室における作業内容について、企業からの受発注や作業のための材料の調達については、大阪刑務所単体では困難な場合は、矯正管区等の上級庁とも協議した上で進めていただきたい。                                                        | 現在、当所では、受注活動を積極的に行い、十分な作業材料を確保できており、困難な状況にはない。                                                                                                                                                    |
| 295 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等  | 被収容者が自己契約作業を希望する場合に備えて、提供できる自己契約作業を用意していただきたい。                                                                                                 | 自己契約作業は、被収容者が刑事施設の外部の者との請負契約によって行うものであることから、実施に際しては、業者側の協力が必要であるところ、余暇活動の援助として実施に向けて検討し、当所で契約している複数業者のうち、居室内での作業が可能な業者7社に依頼したものの、全ての業者が辞退されたため、実施可能な状態には至っていない。                                   |
| 296 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等  | 拘置支所の未決拘禁者においても、自己契約作業を提供できる環境を整備していただきたい。                                                                                                     | 自己契約作業に係る実情はNo. 295のとおりであり、特に、未決拘禁者については、裁判との兼ね合いのほか、拘禁の期間が読めず、急な出所もあり、安定した作業製品の確保が見込めないこと等の理由により、実施が困難な状況にある。                                                                                    |
| 297 | 大阪刑  | 矯正処遇の実施等  | 炊事作業を行う被収容者には、夏季を含め、炊事作業を継続して行ってもらうとともに、その勤労意欲を維持できるような処遇に努めていただきたい。                                                                           | 炊事作業は、施設運営に不可欠な重要な作業であり、被収容者に対しては、その実施に当たり自主性を尊重しつつ作業に従事させているところである。また、動機付け面接を実施するなど、就労・勤労意欲の喚起やモチベーションの向上に努めており、これらの取組については、今後も継続していく考えである。                                                      |
| 298 | 大阪刑  | 保健衛生及び医療  | 炊事作業において、冬季に調理や食器洗浄等のため、冷水を使用する場合は、しもやけにならないように、お湯を使って食器洗浄する等の予防策を講じたり、しもやけになった場合は、早期に回復するような治療的措置を講じてほしい。                                     | 冬季に調理や食器洗浄等を行う場合においては、適宜、お湯を使用して作業を行っており、通年、被収容者がしもやけやあせもなどの症状を発症した場合には、速やかに医務による診察を実施している。                                                                                                       |
| 299 | 大阪刑  | 施設の敷地・建物等 | 昼夜単独室においてテレビが設置されていない居室にもテレビを設置するよう努力されたい。                                                                                                     | 被収容者の処遇環境の在り方については、今後も社会情勢や他施設の状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行う必要があると考えているところ、昼夜居室処遇者については、心情が不安定な者が全般的に多い状況にあり、仮に昼夜居室全体にテレビを設置した場合、事故防止の観点から追加的な管理負担が生じることとなり、管理上より慎重な対応が求められる環境であることから、現行の設備水準を維持することが相当である。 |
| 300 | 大阪刑  | 規律及び秩序の維持 | (No. 299の意見が取り入れられた場合) 昼夜単独室においては、被収容者がテレビのある居室で過ごすことになるが、テレビ視聴のルールについては、昼夜単独室に収容されている被収容者に十分に説明をしたうえで、視聴させるようにしてほしい。                          | 今後、テレビ設置を検討する必要が生じた際は、頂いた御意見を参考にする。                                                                                                                                                               |
| 301 | 大阪刑  | 保健衛生及び医療  | 歯科医師については、外部の歯科医師が週に1回往診しているようだが、希望する被収容者に対して、診察の枠が少なく、希望しても1～2か月の待ちがあるようなので、歯科医師による診察及び治療の機会を現状よりも多くして欲しい。                                    | 歯科治療については、早期治療の必要性の高い者の診察の順番を早めるなど臨機対応をしているところ、今後も可能な限り早期に歯科治療を受けられるよう対応していく。                                                                                                                     |
| 302 | 大阪刑  | 保健衛生及び医療  | インフルエンザの感染数が警報レベルに達している等のニュースにより市中感染が広まっているとの情報を得た場合には、施設内での感染者数が少ない段階であっても感染予防のために、施設職員をはじめ施設に出入りする者に対してマスク着用を促すようにしていただきたい。                  | 職員に対しては、インフルエンザ等、感染症の流行が見込まれる期間、時限的に内規によりマスク着用を始めた感染予防措置を義務付けている。<br>また、上記期間、面会人に対してはマスク着用は任意とし、関係業者、参観者及び警察等の関係機関の職員については、収容区域内に立ち入るときにマスク着用を依頼している。                                             |
| 303 | 大阪刑  | 保健衛生及び医療  | 予防的な感染症対策について、現状でも市中流行の状況を見ながら対応していると思われるが、何らかの基準を設定するように検討してほしい。                                                                              | 基準の設定に当たっては、当該感染症に係る市中流行の状況だけではなく、当該感染症の特徴や当所内での感染者数、施設の構造等を考慮する必要があるが、一律に設定できるものではないが、頂いた意見も踏まえ、対応が必要な感染症が発生した場合には、厚生労働省等が示す基準も参照しつつ、対策に当たる。                                                     |
| 304 | 大阪刑  | 施設の敷地・建物等 | 高齢の被収容者について、入浴時の浴槽への出入り時やトイレの立ち上がり際には、転倒を防止する意味でも、手すり等を設置する等の措置を、拘置支所を含めて、講じられたい。                                                              | 手すりの設置については、い首等の防止といった保安上の観点を考慮しながら、高齢者が増加している現状を踏まえた上で、今後、慎重に検討していく。                                                                                                                             |
| 305 | 西日本成 | 組織・職員     | 令和7年度は、通常以上のペースで患者である被収容者の入所があったところ、併せて、建物の新設、組織の改編もあり、職員及び受刑者においては被収容者の急速な増加による負担の増加やコミュニケーションの不足等を指摘する意見・要望が見られた。センターの運営上問題がなかったどうか、点検を要望する。 | 新営工事期間中は、被収容者の入所者数を抑えていたところ、新医療管理棟等が完成し、運用を開始したため、収容率を向上させてきたところであるが、鋭意、職員間のコミュニケーションを密にするなどし、適切な点検等を実施しながら、引き続き、矯正施設における医療専門施設としての責務を果たすべく施設運営を行っていく。                                            |
| 306 | 西日本成 | 保健衛生及び医療  | 歯科及び眼科については、医師が不在で、必要に応じて外部医師に依頼しているが、長期間収容される者にとって歯科及び眼科疾患は毎日の生活に影響が生じるものであり、重症になる前に、適時の処置ができるようにしてもらいたい。                                     | 医師不在の診療科目については、外部医療機関に依頼しているところ、歯科医師については定期的に招へいし、眼科については、外部医療機関に受診させることとしており、適切に対応している。当センターの診療科目を更に充実させるためにも、医師の確保に向け、引き続き尽力していく。                                                               |

|     |      |            |                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                            |
|-----|------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 307 | 西日本成 | 物品の貸与等及び自弁 | 被收容者による物品購入のシステムが変更になるが、被收容者は拘束されており、外部の人との接触も制限されているので、日用品や下着類は、より多くの物が購入できるようにするのが良い。中でも歯間ブラシなど、健康に影響のあるものは自由に購入できるようにすべきである。                                                                                          | 新たな事業者による物品販売が令和8年4月1日以降実施されているところ、原則、日用品については100種類以上、下着についてはサイズ等を含めれば30種類以上の物品が被收容者自ら購入可能であるが、品薄となっている物品もある。歯間ブラシについても購入可としているものの、当センターにおいては、重篤な精神疾患の患者を多数収容している状況から個々に判断していくことを検討している。<br>引き続き、被收容者の物品購入に対しては、適切に対応していく。 |
| 308 | 西日本成 | 保健衛生及び医療   | 被收容者の散髪については、男性はバリカンにより一定の頭髪処理ができる。しかし、女性はピンでとめたり輪ゴムで縛る方法で対処しており、それでは不十分であるので、外部からの有資格者（理容師、美容師）に依頼するなどして頭髪処理を適切にして清潔さを維持できるようにすべきである。                                                                                   | 現在、理髪作業に従事する女子被收容者の指定を行っていないが、今後は、男子受刑者同様、女子受刑者に対しても理髪作業従事者を指定するなどし、理髪を希望する女子被收容者に対し、法令で定められた保健衛生上の理髪を実施することを検討している。                                                                                                       |
| 309 | 西日本成 | 矯正処遇の実施等   | 炊場のコンロ周辺など高温になるところに、物を置いたことによるその物の変形した事案が2回あったが、うち1回については発生当時にセンターが把握できていなかったところ、意見・提案書から判明した。被收容者の作業状況をよく観察することが必要である。                                                                                                  | 引き続き、炊事係受刑者に対して、安全衛生に関する指導を行い、勤務する職員や監督職員に対しても、日頃の受刑者の作業状況についての確認や不安全行為の取締りを確実にやっていくとともに、改めて消防法令等の重要性についても周知していくこととする。                                                                                                     |
| 310 | 西日本成 | 組織・職員      | 被收容者を大声で怒鳴る、「お前」と呼ぶといった威圧的な態度をとる職員がいるという意見、指示の内容が複数の職員間で異なる、あるいは同一の職員でも一貫しないという意見が多数挙げられているため、上級官庁における対応も含めて、より効果のある研修やアンガーマネジメント等の教育を要望する。<br>また、職員間のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の問題は、施設管理運営上、重要な問題であるので、併せて研修等を行っていくことを要望する。 | 職員による被收容者の呼称を「さん」付けに変更し、また言葉遣いについても丁寧なものとするよう、人権研修、各種ハラスメント研修等のあらゆる機会を捉えて職員に対して指導していることに加え、上級庁の主催により定期的に行われるアンガーマネジメント等の被收容者処遇技術向上に資する研修も全職員対象に実施した。<br>今後も執務環境保全等の観点及び人権配慮（被收容者に対する適切な言動）を心掛けるよう、職員に対して指導していく。            |
| 311 | 西日本成 | 矯正処遇の実施等   | 信書、書籍、食事に係る被收容者からの繰り返される不満に対し、施設としては、その都度、対応できるものは対応されているが、併せて、被收容者の要望が認められないときは、同人が理解できるように、認められない理由等の説明をしていただきたい。                                                                                                      | 引き続き、被收容者から各種質問等を受けた際には、被收容者それぞれの特性に応じた指導や説明を丁寧に行っていくこととする。                                                                                                                                                                |
| 312 | 神戸刑  | その他        | 被收容者の処遇には、人権を最大限に尊重した適正な処遇がなされることを求める。                                                                                                                                                                                   | 現在も被收容者の人権を尊重した処遇を実施しているが、今後も「人與人」として受刑者との良好な信頼関係を構築していきながら、被收容者の人権に配慮し、これを最大限に尊重した適正な処遇を行っていくこととする。                                                                                                                       |
| 313 | 神戸刑  | 組織・職員      | 被收容者に対する態度や言動について、これまで以上に職員への注意喚起をし、研修等の充実により人権感覚の醸成を図られたい。                                                                                                                                                              | 研修については、各種研修を実施して職員の人権意識向上に努めているが、今後も継続していく。                                                                                                                                                                               |
| 314 | 神戸刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 給食の配食が平等、適正になされるよう、不適正配食防止に向けた運営の見直しをしてほしい。                                                                                                                                                                              | 被收容者が行う給食の配食については、必ず職員が立会、確認し、不適正配食の防止に努めているが、今後も不適正配食の防止に向けて職員への指導や監督者の巡回を増やすなど、不適正配食防止に向けた工夫や取組を継続していく。                                                                                                                  |
| 315 | 神戸刑  | 保健衛生及び医療   | 被收容者からの診察に係る申出について、医師に被收容者からの希望が必ず通知される制度を採用し、医師以外の職員が医務提供の適否を判断しないように注意してほしい。                                                                                                                                           | 被收容者の診察等に係る申出については、看護師又は准看護師が本人の状況を聞き取った上で、医師に報告しており、看護師又は准看護師が独自の判断で医務提供の適否を決めることなく、当該報告を受けた医師が診察や治療の要否を判断しているところであり、引き続き、適切な保健衛生及び医療の提供に努める。                                                                             |
| 316 | 神戸刑  | 保健衛生及び医療   | 運動は、被收容者の健康を維持し、精神的にもストレスを解消する機会であるので、運動の機会が十分に保障されるように配慮してほしい。                                                                                                                                                          | 天候や気温などを考慮した上で、原則、戸外運動を実施しており、今後とも適正な運動を行う機会を設けていく。                                                                                                                                                                        |
| 317 | 神戸刑  | 矯正処遇の実施等   | 集会への参加や辞退に関する運用を改善してほしい。                                                                                                                                                                                                 | 令和7年11月の内規改正をもって「辞退願」そのものを廃し、辞退する際は、都度、申込用紙に辞退する旨を記載させることに改正した。                                                                                                                                                            |
| 318 | 神戸刑  | 賞罰         | 反則調査に当たって、適正性、公正性を確保するため、集音マイクの整備、取調べ状況の録音・録画の採用を検討してほしい。                                                                                                                                                                | 調査状況の録音・録画については、制度手続の問題であり、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                                           |
| 319 | 神戸刑  | 賞罰         | 反則調査の状況の視察をさせてもらいたい。                                                                                                                                                                                                     | 反則調査については、第三者への公開を前提しているものではなく、仮に公開した場合、反則行為をした疑いのある被收容者が事実と異なる供述をする可能性もあることから、視察は遠慮していただきたい。                                                                                                                              |
| 320 | 神戸刑  | 賞罰         | 懲罰審査会の視察をさせてもらいたい。                                                                                                                                                                                                       | 懲罰審査会については、視察委員会の開催とタイミングが合えば、視察していただくこととする。                                                                                                                                                                               |
| 321 | 神戸刑  | 保健衛生及び医療   | 夏の暑さと冬の寒さの対策について、今後も健康を維持していくための更なる改善を求める。                                                                                                                                                                               | これまで実施してきた熱中症対策や低体温症対策に加え、暖房用資材の確保、ストーブ等の効果的な使用方法、猛暑時のクールダウンの機会を増やすなど、引き続き、執り得る可能な対応を講じていくこととする。                                                                                                                           |
| 322 | 神戸刑  | 視察委員会      | 視察委員会の活動を被收容者に理解してもらうため、定期的な広報を求める。                                                                                                                                                                                      | 今後とも、所内紙などに視察委員会の活動内容を記載し、周知することとする。                                                                                                                                                                                       |
| 323 | 神戸刑  | 矯正処遇の実施等   | 今後も貴所と協力しながら、被收容者の処遇の改善と社会復帰の支援に向けての議論を深めていきたい。                                                                                                                                                                          | 今後も視察委員会からの各種意見や要望等を検討しながら、被收容者の処遇を適正に実施し、更に社会復帰の支援を行っていく。                                                                                                                                                                 |

|     |      |            |                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 324 | 加古川刑 | 組織・職員      | 女性被収容者の保護室収容場面の映像を確認したが、収容するときに着替えさせる際には、関わる全ての職員を女性職員とすることを求める。                                                                         | 映像を確認いただいた保護室収容事案の後に、運用を改め、昼間だけでなく、夜間の職員配置の少ない間帯においても、保護室収容時には、女性職員で優先的に対応できる体制とし、被収容者の羞恥心に配慮することとしている。<br>加えて、対応職員の育成について、積極的に研修を実施するなどし、当該業務にスキルアップを図っている。                                                                                                                   |
| 325 | 加古川刑 | 組織・職員      | 女性被収容者の人権に配慮するためにも、上級官庁に対し、引き続き、本意見書を添えて、早急に女性職員の拡充を求められたい。                                                                              | 施設としても採用活動に積極的に取り組み、女性の職員人材の確保に努めるが、女性職員の拡充については、男性職員を含めた職員数とも関連し、当所限りでは対応できない事項でもあり、意見があったことは、視察委員会の要望のとおり、本意見書を添えて上級官庁に報告する。                                                                                                                                                 |
| 326 | 加古川刑 | 矯正処遇の実施等   | 自殺を企図したり、暴れたりする等、精神的に不安定になって保護室等への収容を繰り返している被収容者に対し、できる限り、その特性に応じ、専門的な個別のアプローチをするよう求める。                                                  | 被収容者の状況に応じて、医師の診察や心理専門官の面接を実施しているほか、特性に係る動画視聴研修、一部の職員であるが福祉施設での研修を行うなど対人援助職としての自覚を促すとともに、関係職員でミーティングを行い、処遇方針等の策定や情報共有などの対応を行っているところ、今後も引き続き実施していく。<br>また、こうした反則容疑行為で懲罰審査会に付議された場合、補佐人として教育専門官や心理専門官が専門的知識に基づいたアプローチを行うとともに、同審査会においては、当該補佐人の意見を、懲罰の内容のみならず、科罰の可否そのものの検討材料としている。 |
| 327 | 加古川刑 | 組織・職員      | 職員の被収容者に対する言動について、引き続き注意喚起していただき、研修等の充実により、人権感覚の醸成を求めるとともに、職員による不適切な言動が認められた場合には、早期の段階で情報共有できる風通しの良い職場環境を整え、再発防止のための調査や必要な措置をとられることを求める。 | 被収容者に対する言動や人権感覚の醸成については、折に触れ注意喚起や意識向上の働き掛けを行ってきたところであるが、今後も職員に対する注意喚起や研修を行い、人権意識の維持ないし向上のため、継続的に働き掛けを行いたい。また、職員の不適切言動のみならず、組織的な共有が必要な情報については、毎日ミーティング等で情報共有を行っており、これについても、引き続き所要の情報が必要に共有される環境を維持することとしたい。                                                                     |
| 328 | 播磨セ  | 矯正処遇の実施等   | 今後も受刑者に「人の役に立つ存在である」と実感させる試みを継続することで、社会とのつながりを認識させ、かつ更生意欲の促進を図っていただきたい。                                                                  | 職業訓練で得られた農作物のフードバンク提供や地域児童等との芋掘り会に加えて、開放的処遇課程（〇課程）の処遇重点事項を踏まえ、福祉施設等における刑事施設外処遇を実施するなど、地域及び社会に貢献する成功体験を得ることができるところを展開していく。                                                                                                                                                      |
| 329 | 播磨セ  | 矯正処遇の実施等   | 今後も、拘禁刑への対応や出所前における社会順化のための取組など、刑務所における矯正と社会との橋渡しとなる取組に、引き続き、力を入れていただきたい。                                                                | 拘禁刑の導入による受刑者の再犯防止に向け、個々の受刑者の特性に応じた柔軟かつ適切な処遇を実現するための取組として、集団編成の見直し、矯正処遇課程の新設、拘禁刑の趣旨を踏まえた作業の再構築、改善指導・教科指導の充実、外泊リソースと連携した社会復帰支援等の新たな施策を実施しており、これまでに以上を受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るための取組を進めていく。                                                                                            |
| 330 | 播磨セ  | 組織・職員      | 法務省大臣訓令が求める新しい刑事収容施設の職員の在り方を実現できるように、引き続き、職員の指導、施設運営の改善に努めていただきたい。                                                                       | 拘禁刑の趣旨を踏まえた処遇等を実現するためには、各職員の意識をアップデートしていく必要があるが、法令等を遵守して勤務することはもとより、視察委員会での御意見を真摯に受け止め、各種研修、情報共有等を通じて適正な施設運営を行えるよう努めていく。                                                                                                                                                       |
| 331 | 和歌山刑 | 保健衛生及び医療   | 居室や職業訓練工場などにおける室温については、場所によっては冷気や暖気が十分に行き届かない場合もあるようである。熱中症や低体温症の発生を防止するためにも、受刑者の生活環境には十分に気を配っていただくよう要望する。                               | 居室棟、工場棟などの被収容者の生活区域における温度管理を徹底して、引き続き、熱中症又は低体温症発生の未然防止に万全を期することとする。                                                                                                                                                                                                            |
| 332 | 和歌山刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 毎年1回食事に関するアンケートを行っているが、可能であればアンケートの回数を増やすことを要望する。                                                                                        | 食事や祝日菜の給与については、被収容者からのアンケート結果を踏まえ、予算や栄養価を総合的に勘案した上で鋭意献立等を策定しているが、アンケートの頻度を増加することは、職員の業務負担を増やすことになり困難である。                                                                                                                                                                       |
| 333 | 和歌山刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事に関するアンケート結果を被収容者が認識できる形でフィードバックできるよう要望する。                                                                                              | 食事に関するアンケート結果の被収容者へのフィードバックについては、被収容者に閲覧させる所内誌に載せることで実施しており、今後も継続して実施することとしている。                                                                                                                                                                                                |
| 334 | 和歌山刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 令和7年度は、数回、ご飯が柔らかすぎたということがあった。できる限り、同じ水準の食事が提供されるよう、必要な指導を継続されたい。                                                                         | 職員による検食等の機会において、米の炊きあがりの確認の徹底に加え、調理担当者に対しても、調理に係る必要な指導を継続して、被収容者に対する適切な食事の給与に万全を期することとする。                                                                                                                                                                                      |
| 335 | 和歌山刑 | 保健衛生及び医療   | 入浴時間は脱衣時間を含めて20分と制限されているが、そのわずかな時間さえ確保されていないと感じている被収容者もあるようである。入浴時間の20分をきちんと確保することを要望する。                                                 | 入浴時間には、脱着衣時間は含まれておらず、内規に定められた20分を確保しており、湯船につかることのできる時間が最大となるよう配慮している。<br>引き続き、職員に対し、既定の時間を確保するように指導していくこととする。                                                                                                                                                                  |

|     |      |                    |                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                    |
|-----|------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 336 | 和歌山刑 | 保健衛生<br>及び医療       | 体調不良を訴えてもなかなか受診ができないなどの状況があると、受刑者が不安を抱くこととなるため、可能な限り、速やかに受診に繋がるよう配慮されたい。                                                                                              | 被収容者からの体調に関する各種申出に対しては、看護師等が状況を把握した上、医師による適切な診察が実施されていることに加え、必要性に応じて、外部医療機関へ搬送して診察・治療を適切に実施しているところ、引き続き、可能な限り、速やかな受診につながるよう配慮することとする。                                              |
| 337 | 和歌山刑 | 外部交通               | 郵便料金の値上がりに伴い、外部に発信できる手紙の1通あたりの枚数を増量してほしいという要望があったが、是非前向きに検討されたい。                                                                                                      | 7枚を超えて便箋の同封を希望する場合は、その理由や必要性を確認した上で可否判断している。                                                                                                                                       |
| 338 | 和歌山刑 | 組織・職員              | 外国籍を有する被収容者から、日本人受刑者と扱いが違うという意見が多く寄せられた。通訳の必要等から手続に時間がかかることもあると思われるが、できる限り外国籍の被収容者が不便のないように要望する。また、外国人受刑者に対する職員の声掛けが乱暴であるとの意見も複数寄せられたことから、できる限り、丁寧な指導を心がけていただくよう要望する。 | できる限り、日本人被収容者と外国籍の被収容者の間に不利益等が生じないよう、今後も適正な対応を継続していくとともに、引き続き、通訳人や翻訳機等を介した正確な指導を行う適切な体制を構築していくこととし、職員に対する研修等の機会を通じて、被収容者の人権を尊重した適切な処遇の実践を継続していく。                                   |
| 339 | 和歌山刑 | 書籍等の<br>閲覧         | 貸出書籍について、タイ語、ロシア語、スペイン語などの図書を増やしてほしいという要望があった。                                                                                                                        | 外国語書籍については、示達された予算の範囲内において、整備を進めるよう配慮する。                                                                                                                                           |
| 340 | 和歌山刑 | 組織・職員              | 意見・提案書の中には、職員の受刑者に対する言動について苦情を申し出るものがあった。この受刑者も人格を持った個人として尊重されるべきであり、更生に向けた途上にあるのである。今後とも、受刑者の更生を支援することを念頭におき、受刑者と接することを要望する。                                         | 引き続き、人権研修等を含めた職員研修を実施するなどして、被収容者の人権を尊重した処遇や対応を行うように職員指導を継続する。                                                                                                                      |
| 341 | 和歌山刑 | 組織・職員              | 担当注意、指導や懲罰等について、職員により判断基準が異なるとの意見が少なからずあった。注意や指導等については内規により手続的な指針は設けられているものの、現場の職員の主観に左右される部分が出てくることは避けられないと思われる。被収容者と接する際は、不公平感を抱かせないため、できる限り公平な姿勢や対応を保持することを要望する。   | 遵守事項違反等に対する注意や生活要領等に係る指導について、引き続き、職員への研修等を通じて理解を深めさせるとともに、各被収容者の特性に応じた指導となるよう留意しつつ、平時の対応においても、公平を旨とした勤務姿勢を保持していくように指導する。                                                           |
| 342 | 和歌山刑 | 組織・職員              | 就寝時間帯における職員の声が大きいの意見があったため、職員が被収容者に対し配慮するように要望する。                                                                                                                     | 就寝時間帯における引継ぎ等に係る声量について、引き続き、職員に対する指導を継続していく。                                                                                                                                       |
| 343 | 和歌山刑 | 組織・職員              | 視察委員会と職員との懇談会において、労働環境等に関する多くの悩みが寄せられた。刑務所がストレスの多い職場であることを踏まえ、職員が悩みを打ち明けたり、ストレスを解消できたり、労働環境の改善につなげるシステムの構築を要望するとともに視察委員会と職員との懇談会の継続を要望する。                             | メンタルヘルスや各種ハラスメントに係る相談窓口や提案制度等を設置し、問題を抱える職員の早期発見や職場環境の改善、業務の合理化等について、職員に広く建設的な意見を述べる機会を設けているところではあるが、改めて、各種相談窓口や同制度について職員に周知するとともに、労働環境の改善を推進していく。<br>また、視察委員会と職員との懇談会は令和8年度も実施したい。 |
| 344 | 和歌山刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 令和7年度は、元会計課長が受刑者の所持品を窃取、横領したことで逮捕された。今後、二度とこのような事態が発生しないよう、受刑者の所持品の管理については、徹底していただくことを切に要望する。                                                                         | 引き続き、各種再発防止策が適切に機能するよう管理監督を徹底することに加え、同種事案の未然防止に万全を期した上、国民の皆様からの信頼回復に全力を尽くしていく。                                                                                                     |
| 345 | 姫路少刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 視察委員会において検食を実施したことで、食事の量や質などを確認することができた。今後も定期的に検食を実施する機会を設けていただきたい。                                                                                                   | 今後も定期的に被収容者に対して適切な量や質の食事を給与しているかを確認いただく機会を設けることとする。                                                                                                                                |
| 346 | 京都拘  | 組織・職員              | 全被収容者に対するアンケートでは、被収容者に対する丁寧な態度、「さん」付け、公平さなどについて、良い評価が最多であるものの、職員によっては態度が悪かったり不公平だったりするという回答も1〜3割あったので、改めて職員に徹底されたい。                                                   | 被収容者の姓に「さん」を付ける呼称の運用については定着したものと考えて、「職員によっては態度が悪かったり不公平だったりする」との被収容者の声があることは真摯に受け止め、引き続き研修等を通じて職員の更なる人権意識の高揚に努める。                                                                  |
| 347 | 京都拘  | 施設の敷<br>地・建物<br>等  | 京都拘置所の空調設備については、居室内に冷暖房の空気が入るように、空気孔の形状やサーキュレーターの設置等必要な措置を検討されたい。                                                                                                     | 空調設備の更なる増強については、設備上又は予算上の困難が伴うものがあるところ、酷暑期及び寒冷期の収容環境を更に改善するべく、積極的な空調機器の作動のほか、効果的な対策について検討したい。                                                                                      |
| 348 | 京都拘  | 組織・職員              | 再任用ではない職員を増員し、休暇や集合研修等で不在となる間も、現場に支障が生じず、職員に過度の負担が生じない余裕を持った職員配置を上級庁に求められたい。                                                                                          | 職員の休暇取得や集合研修参加により、個々の職員へ過大な負担を生じさせること等がないよう状況に応じた適切な施設運営に努めるとともに、京都拘置所並びに奈良拘置支所及び葛城拘置支所の施設運営に必要な職員の定員を上級庁に要求することとしたい。                                                              |
| 349 | 京都拘  | 組織・職員              | 夜勤・当直勤務体制について、夜勤明け勤務や休日の勤務配置等により、職員負担が増大しているの、職員負担が少なくなるような職員配置を検討されたい。                                                                                               | 夜勤・当直体制については、夜勤者を増員し、充実を図ったところであるが、今後も夜勤明け勤務の在り方や休日の配置等について、施設の運営状況や業務の実情等を勘案し、引き続き検討する。                                                                                           |
| 350 | 京都拘  | 組織・職員              | 物価上昇に応じた職員の給与アップについて上級庁に求められたい。                                                                                                                                       | 給与制度の在り方については、施設限りで対応できるものではないため、視察委員会の御意見については、上級庁に報告する。                                                                                                                          |
| 351 | 京都拘  | 組織・職員              | パワーハラスメントや職場の人間関係、言葉遣い等に関する研修の実施及び充実を図られたい。                                                                                                                           | 被収容者の適正な処遇及び職員の知識並びに能力向上のため、研修及び訓練を実施しているところ、令和8年度においても、ハラスメント、職場の人間関係及び言葉遣いといった内容を含む種々の研修等を計画・実施し、その充実を図りたい。                                                                      |
| 352 | 京都拘  | 組織・職員              | ハラスメントに関する相談窓口及びメンタルヘルスに関する相談窓口の周知徹底と相談しやすい環境を整備されたい。                                                                                                                 | 各種相談窓口については、職員等に対し、機会ごとにアナウンスを行うとともに、所内各所及び職員宿舎に掲示を行っている。また、電話、メール及び面談室の整備等、相談環境の整備にも取り組んできたところ、今後も更なる充実を図りたい。                                                                     |

|     |     |            |                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 353 | 京都拘 | 組織・職員      | 夜勤体制や当直体制を含む勤務体制や職務分担を施設において検討する際は、①各職員の勤務や負担を的確に把握すること、②職員への意見聴取は形式的なものとせず実質的な検討等を行うこと、③育児や介護のための諸制度を活用している職員に対する過度な負担等を生まないようにすること、④性別にかかわらず子育てに資する保育サービスを提供等することに十分に留意されたい。                      | 夜間及び休日の勤務体制について、夜勤者を増員したほか、育児都合等に配慮した勤務時間等、職員の意見を施設運営に反映させる取組も行ってきたところ、各職員個々の事情に応じた勤務等が可能となるように職員との良好なコミュニケーションに努めるとともに、各種制度を活用している職員への配慮を行っている。                                                                                                                                                                                                   |
| 354 | 京都拘 | 組織・職員      | 勤務日以外も非常登庁要員として待機制度があり、待機職員は一定の行動制限を伴うにもかかわらず、何ら手当が支給されないのは問題であるから改善されたい。                                                                                                                           | いわゆる自宅待機制度に係る待機手当等の創設を含む給与制度については、施設限りで対応できるものではないことから、視察委員会の御意見については、上級庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 355 | 京都拘 | 視察委員会      | 京都拘置所の新営工事計画については、京都刑務所及び滋賀拘置支所への仮移転のための準備状況も含め、委員会の都度、進捗状況を報告されたい。                                                                                                                                 | 京都拘置所の新営工事計画及び仮移転計画の進捗状況については、引き続き視察委員会に御報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 356 | 京都拘 | 金品の取扱い     | 令和８年度、指定事業者交代後の自弁物品購入及び購入差入れについて、速やかに運用を開始すること。また、購入方法等の変更に関し、利用者に丁寧な説明をするとともに、購入差入れに必要なスマートフォンの操作に支障がある差入れ人に対する配慮を検討されたい。                                                                          | できる限り早期に円滑な自弁物品購入及び購入差入れができる体制を整備するとともに、従来と異なる点について、利用者に丁寧な説明やサポートをしていく。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 357 | 京都拘 | 視察委員会      | 負担軽減の趣旨から、京都拘置所視察委員会とは別に、奈良県内の奈良拘置支所及び葛城拘置支所のみを対象とする視察委員会を新たに設ける制度改革を実施されたい。                                                                                                                        | 視察委員会の制度設計に係る御意見であり、施設限りにおいて対応できるものではないことから、視察委員会からの御意見については、上級庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 358 | 京都拘 | 視察委員会      | 視察委員会に対する意見・提案書の数量が大幅に増加しており、負担が過重であるから、月１～２日程度、視察委員以外の弁護士に対し一定の業務を委嘱し、関係事務を適切に処理できる体制を整備されたい。                                                                                                      | 視察委員会制度の制度設計に係る御意見であり、施設限りにおいて対応できるものではないことから、視察委員会からの御意見については、上級庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 359 | 大阪拘 | 物品の貸与等及び自弁 | 被収容者アンケートで、ミンチ肉を利用したメニューが多く野菜が少ないという意見があり、野菜の量が少ないという点に因果関係があるか分からないが、便秘気味になったという意見も多く見られるため、熱量のみではなく、食物繊維の量にも着目したメニューを検討されたい。                                                                      | 給食業務については外部事業者に委託し、同事業者の管理栄養士が献立を作成しているところ、法務大臣訓令「矯正施設被収容者食料給与規程」の標準栄養量を満たすとともに、標準栄養量に定めのない食物繊維の量についても、厚生労働省が示す「日本人の食事摂取基準表（２０２５年版）」において推奨されている基準に応じた献立となっているが、今後も引き続き、毎年実施している給食アンケート結果等を踏まえ検討を重ねていく。                                                                                                                                             |
| 360 | 大阪拘 | 組織・職員      | 被収容者アンケートで、職員の言葉遣いに関して、言葉遣いが丁寧でないし普通という回答が８割以上を占めていた一方、「人による。」「若い職員の言葉遣いが悪い。」との意見も散見される中、戸外運動を担当する警備担当職員の言葉遣いや態度に不満を感じている被収容者の意見が多数に上っていることから、対人コミュニケーションに関する研修を実施されたい。                             | 被収容者に対する不適切な言動等の防止については、全職員を対象に研修を実施するなどして、施設全体で取り組んでいるところ、今般、意見があったことから、運動入浴係である警備担当職員を対象に、被収容者への対応等の場面を想定した研修をロールプレイング形式により実施し、被収容者に対する不適切な言動等について改めて認識させた。<br>今後、被収容者への対応については、その言動や態度が威圧的、高圧的と捉えられ得る不適切な行為等を防止し、適切な対応要領の習得を図るため、継続的に研修を実施し、適正な被収容者処遇に努めていく。                                                                                    |
| 361 | 大阪拘 | 保健衛生及び医療   | 被収容者アンケートで、体調が悪い時や精神状態が不調の際、対応が遅すぎるとの意見が多数あった。<br>また、のどの痛みを訴えていた被収容者が、喉頭がんになり患していることが判明した事案に接したが、医師と看護師との連携が取れておらず、被収容者の症状の緊急度、重要度に鑑みた対応ができていなかったのではないかと感じられることから、時宜に応じた医師への連絡方法について、マニュアル化を検討されたい。 | 被収容者からの健康上の訴えについて、その内容や症状の程度に応じ、迅速かつ適切な対応が図られるよう、改めて看護師を含む関係職員に対し、症状の変化や緊急性の把握の重要性について周知し、また、判断に迷う場合や症状の継続・悪化が認められる場合には、速やかに医師へ報告・相談を行うことを徹底し、情報伝達の確実化を図っている。<br>今後とも、被収容者の健康管理が適切に確保されるよう、必要に応じて運用の改善を図っていく。                                                                                                                                      |
| 362 | 大阪拘 | 保健衛生及び医療   | 医療部職員（正看護師）との面接で、矯正医療について研修がない旨の話が出たことから、医療部において、矯正医療に関し、ベテラン職員の経験知の共有、看護師等の指導・教育の在り方について改善されたい。                                                                                                    | 医療部における矯正医療の実施に当たっては、患者の特性や処遇環境を踏まえた的確な対応が求められており、職員一人一人の実務経験や知見が重要であると認識している。<br>このため、ベテラン職員が日常の業務を通じて培ってきた経験知について、職務上の助言や意見交換等の機会を通じ、職員間で共有が図られるよう努めるとともに、看護師に対しても、日々の業務の中で必要に応じた指導・支援が行われるよう配慮していく。<br>今後は、医療部内における情報共有や連携の在り方について、現場の実情を踏まえつつ、より効果的な手法について検討し、矯正医療の質の向上につながるよう取り組んでいくとともに、所内の研修のみならず、矯正局や矯正管区において研修が実施される場合には、積極的に参加させるようにしたい。 |
| 363 | 大阪拘 | 視察委員会      | 視察委員会に対する情報提供資料に記載している被収容者の収容定員及び現員について、死刑確定者の人数が記載されておらず、委員からの質問があつて初めてその人数が拘置所から明らかにされるという運用が続いているが、提供資料に明示すべきであり改善を求める。                                                                          | 視察委員会に対する情報提供資料にある収容定員及び収容人員の推移については、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則第６条及び関係通達に定めるところに基づき情報を提供している。<br>今後とも視察委員会から、被収容者の法的地位による内訳等につき、質問等があれば適切に対応する。                                                                                                                                                                                                           |

|     |     |            |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|-----|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 364 | 大阪拘 | 視察委員会      | 死刑執行に関する運用は、視察委員会に明らかにされていないが、同運用は、必ずしも被収容者の処遇のみの問題ではなく、拘置所に勤務する刑務官のストレス要因にもなり得るものであり、視察委員会において改善の余地がないかどうかの検討を要する事項であると考えられ、死刑執行に関する運用を視察委員会に明らかにするよう改善を求める。 | 職員の健康管理については、毎年、全職員を対象にストレスチェックによる分析を行い、分析結果を把握している上、非常勤職員であるメンタルヘルス相談員によるカウンセリングを実施するなど、職員が心の不健康な状態になることを未然に防止している。<br>死刑執行に関しては、被収容者の処遇には当たらないものであることから対応できない旨を御理解いただきたい。                                                  |
| 365 | 神戸拘 | 矯正処遇の実施等   | 所内生活の手引に記載されていない事項についても、被収容者に十分周知されることを求める。                                                                                                                   | 所内生活の手引に記載されている事項であるか否かを職員間で共有し、記載されていない事項を被収容者に説明する際には、より丁寧に説明するよう周知する。                                                                                                                                                     |
| 366 | 神戸拘 | 保健衛生及び医療   | 医師及び歯科医師の診察日・時間を増やすなどの方法により、被収容者が今よりも診察を受けられるようにすることを求める。                                                                                                     | 被収容者に緊急の対応を要する症状等が認められる場合には、緊急搬送等により遅滞なく対応しているところ、被収容者に対し、今後も適時適切な医療を提供できるよう、医療体制の充実を図ってまいりたい。                                                                                                                               |
| 367 | 神戸拘 | 保健衛生及び医療   | 施設内の温度、湿度の管理に注意をしてもらうほか、廊下等の場所においても、被収容者の体調に大きな変化を及ぼすような不必要な長時間の滞留がないよう、その動静にも十分注意をしてもらいたい。また、室温については、引継資料に記載しておくなど方法を検討願いたい。                                 | 高齢者等の熱中症高リスクの者の動静に配慮するとともに、居室内の温度を適時確認して適切に空調を使用することはもちろんのこと、戸外運動場や空調設備のない廊下等において待機等させる際には、温度のみならず顔色等にも配慮するなどしており、引き続き適切な管理に努める（室温は、引継資料等に記録している。）。                                                                          |
| 368 | 神戸拘 | 書籍等の閲覧     | 備付書籍のうち法律関係の辞典等は、最新のものとしておくべきである（ただし、刑法等の実体法については、過去の法律で裁判中の被収容者のため、一定期間、古いものも備え付けておくことが望ましい。）。                                                               | 速やかに各居室棟に最新の法律関係の辞典を備え付ける。また、過去の辞典も一定期間、備え付け、二丁にに応じて閲覧できるようにする。                                                                                                                                                              |
| 369 | 神戸拘 | 組織・職員      | 職員がその能力を十分に発揮するためには休養が不可欠なものであるため、年次有給休暇の取得をしやすい職場環境を構築することを求める。                                                                                              | 職員配置の合理化や休暇を取得しやすい環境作りについて検討し、その検討の進捗状況・結果を共有することにより、年次休暇取得率の向上につなげていく。                                                                                                                                                      |
| 370 | 神戸拘 | 組織・職員      | 医療系の資格を保有する職員を増やすことや、執務時間外における看護師等の電話当番などの負担軽減の方策について検討願いたい。                                                                                                  | 看護師等の電話当番の負担軽減のため、有資格者の医務課への配置換を調整するとともに、准看護師養成所への入所希望に係る職員への周知、有資格者による若年職員への研修等により、一般職員の医療系資格の取得等を啓発する。                                                                                                                     |
| 371 | 鳥取刑 | 組織・職員      | 職員の言動が威圧的、暴力的である旨の意見があったことから、今後も、継続的な研修等によって職員の人権意識についての啓蒙を継続されたい。                                                                                            | 被収容者に対する言動については、人権意識を醸成するための研修のほか、被収容者の特性理解の促進に関する研修を実施し、適正な言動等についての指導を徹底している。<br>今後も、引き続き研修等を通して被収容者の人権意識の高揚及び特性理解の促進に努めたい。                                                                                                 |
| 372 | 鳥取刑 | 保健衛生及び医療   | 他の施設で投薬されていた薬の投薬がされずその説明がない、治療等に関する説明がないなど、診療情報の提供が不十分との意見があることから、可能な限り、被収容者に対して理解できるような形で診療情報を提供されたい。                                                        | 入所時健康診断の間診は、移送元施設の医療情報等を踏まえ、医師が投薬等を含めた具体的な治療方針等を説明しているほか、願い出により詳細な薬剤等の説明を求められた場合にも教示を行っており、その旨の告知もしている。<br>また、刑執行開始時指導において、症状等を踏まえ、医師の判断により治療内容や処方薬を決めることについても説明している。<br>今後とも、被収容者が理解できるような丁寧な説明に努めるとともに、適切な医療の提供に取り組んで参りたい。 |
| 373 | 鳥取刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 食事の配食について、配食係が固定化しており、恣意的に取り分けているため不公平という意見があることから、居室棟等における配食ルールの適用状況を点検し、何らかの不具合があれば改善されたい。                                                                  | 食事の配食については、副食等が均等に盛り付けられていることを職員が必ず確認しているところ、現在の配食方法等に不正なルール等が存在している状況は確認できなかった。<br>今後も配食実施方法に係る検討を重ね、公平な配食を実施したい。                                                                                                           |
| 374 | 鳥取刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 集会における自弁購入品に関して、多くの意見があったが、これは自弁に関する理解が不十分であることに起因していると思われる。また、業者の変更に関するものも多く、自弁に関する制度の変更等について、被収容者に理解できるよう説明・周知の方法を検討されたい。                                   | 集会におけるし好品購入について、令和7年度は、資料を見やすく加工するなどして理解の促進に努めてきたが、令和8年4月に納入業者が変更となり、同業者と折衝を重ねて内容の充実化を図っており、これについても理解しやすい説明・周知の方法を検討したい。                                                                                                     |
| 375 | 松江刑 | 視察委員会      | 処遇指標が変更となり、犯罪傾向が進んでいる者と犯罪傾向が進んでいない者が混在して収容されることとなるため、今後の状況等について随時報告されたい。                                                                                      | 視察委員会の会議開催時に毎回行っている情報提供時に、併せて収容状況等について報告することとする。                                                                                                                                                                             |
| 376 | 松江刑 | 視察委員会      | 周知することが有用な意見・提案書の回答について、掲示等による被収容者への周知を要望する。                                                                                                                  | 周知することが有用な意見・提案書の回答内容について、毎年3月及び9月に各工場内食堂及び体育館において掲示を行う運用を開始した。                                                                                                                                                              |
| 377 | 松江刑 | 組織・職員      | 被収容者への「さん」付け呼称について、職員への注意喚起を継続されたい。                                                                                                                           | 保安上緊迫した場面等を除く、原則的な被収容者への「さん」付け呼称については、研修等を通じて職員に指導を行っている。<br>今後も職員の被収容者に対する「さん」付け呼称の確実な定着を図るための取組を継続的に実施していく。                                                                                                                |
| 378 | 島根セ | 視察委員会      | 意見・提案書について、令和7年12月から具体的に記載するよう書式が変更されたところ、更なる書式変更の要否について継続的に検討されたい。                                                                                           | 更なる意見・提案書の書式（記入要領）の改訂について、引き続き、委員会と協議していくこととしたい。                                                                                                                                                                             |

|     |     |                    |                                                                                               |                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 379 | 島根セ | 保健衛生<br>及び医療       | 熱中症対策として扇風機やサーキュレーターが増設されたところ、引き続き予算内で可能な限りの対応や上級官庁への予算増額の働き掛けを検討されたい。                        | 冷房設備の設置については、既に上級官庁に要望している。今後も適切な温度管理に努めていきたい。                                                                                                                                        |
| 380 | 島根セ | 矯正処遇<br>の実施等       | 令和7年1月から、個人主体の新たなユニット制度が導入されたところ、引き続き同制度の定着のための努力を継続されたい。                                     | 半開放処遇にそぐわない行動をとる訓練生や半開放処遇になじめない訓練生を余暇時間帯の居室の施設を原則とする閉鎖型夜間単独室（「リスタートユニット」）に集中的に収容し、半開放処遇にふさわしい行動がとれるよう改善を促す制度について、実施状況を踏まえて、同制度の定着を図っていきたい。                                            |
| 381 | 島根セ | 矯正処遇<br>の実施等       | 優遇措置に係る菓子について、受刑者の希望や物価高騰の影響等に配慮しつつ、商品選別や価格設定で柔軟な対応を検討されたい。                                   | 物価高騰に伴い、菓子購入に係る使用可能金額の引き上げを行ったところであるが、今後も被収容者の希望や物価高騰の影響に配慮しつつ、商品の選定や価格設定を行うこととしたい。                                                                                                   |
| 382 | 島根セ | 組織・職員              | 特定の施設職員に業務の負担を集中させないこと、相談しやすい制度を充実させることのほか、職員間でのコミュニケーションが取れているかにも配慮しつつ、施設職員のメンタルヘルスにも留意されたい。 | 今後も職員の業務負担を適切に把握し、適切に業務分配を行うとともに、仕事しやすい職場環境の醸成に努めていきたい。                                                                                                                               |
| 383 | 島根セ | 視察委員会              | 面接希望者が増加しているところ、令和8年度以降もこの傾向が続くようであれば、面接希望者の面接内容の要旨について、事前に情報提供いただくことができないか検討されたい。            | 制度上、面接内容を施設が確認することは望ましくないことから、これを事前に情報共有することは困難である。<br>面接希望者の日頃の動静、刑事施設の長に対する苦情の申出の状況等、面接をするに当たって必要と思われる情報については、可能な限り提供することとしたい。                                                      |
| 384 | 岡山刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 食事について、改善に向けた取組を継続し、満足度の高い食事を提供できるよう努めてもらいたい。                                                 | 減塩食の味付けに工夫を講じた。また、被収容者（受刑者）参加型の給食委員会を開催するなどし好調査を行い、健康面に配慮した満足度の高い給食メニューが実現できるよう引き続き務める。                                                                                               |
| 385 | 岡山刑 | 予算                 | 物価高騰の影響で食材が高騰し、決められた予算で、できる限り工夫を凝らすとともに物価の上昇に見合った予算の増額がなされるよう、予算措置を強く要する。                     | 引き続き、近隣施設と情報共有しながら、給食の質を落とすことなく、できる限り工夫をするよう努めるが、予算の増額については、当所限りでは対応できない事項であり、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                     |
| 386 | 岡山刑 | 保健衛生<br>及び医療       | 金属工場作業者の作業終了後の汚染入浴実施の希望する意見・提案書が多く見られる。検討を行った上で、可能な限り緩やかな要件で行うべきである。                          | 現在、吹付塗装作業従事者等に対し、汚染入浴を実施しているところ、汚染入浴の実施には、職員配置上及び水道代、燃料代等の予算上の制約があることから、各作業に伴う汚損状況に応じて行っており、今後とも実情に即して実施の必要性を検討する。                                                                    |
| 387 | 岡山刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 購入物品について、商品の種類、終売及び高額であるなど不満が多数見られる。一般社会と大きな隔たりを設けず、柔軟な対応がなされるべきである。                          | 自弁物品等の販売業務は、公募により全国的に運営できる事業者が選定されており、商品の種類や価格等は、基本的に全国統一とされていることから、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                               |
| 388 | 岡山刑 | 書籍等の<br>閲覧         | 書籍やＣＤの購入について、品切れで購入できない不満が多く見られる。インターネット等による注文、購入を検討されたい。                                     | 自弁の書籍等の調達については、発注等に係る事務処理、突発的に発生する返品リスク等を負担の上で受託してもらえ業者が、現契約書店以外に見当たらず、注文・購入方法の変更は困難である。また、「品切れ」の中には被収容者が購入を希望する書籍のタイトルや出版社の書き間違いも含まれていることを御理解いただきたい。                                 |
| 389 | 岡山刑 | 矯正処遇<br>の実施等       | 集会時のし好品について、被収容者が費用負担していることから、選択肢を増やす、品目を変えるなど、選ぶ楽しみを感じることができるよう検討されたい。                       | 優遇集会の菓子類については、令和8年度から他の自弁物品に係る指定事業者とは別の取扱業者を指定事業者とすることとした。                                                                                                                            |
| 390 | 岡山刑 | 矯正処遇<br>の実施等       | 再犯防止と社会復帰のためには、ＩＣＴに係る基礎知識や技能は必要となっており、技能習得や学習のメニュー拡充を検討されたい。                                  | ビジネススキル科に外部講師を招へいしているほか、訓練の応募状況に応じた複数回の受講を許可し、応用を学ぶ訓練も実施している。拘禁刑下における職業訓練については、より高度な専門技能を習得できる集合訓練への応募を推進していく。                                                                        |
| 391 | 岡山刑 | 組織・職員              | 職員の対応を問題にする苦情について、事実が確認できないものがほとんどである。引き続き、研修や教育を行うとともに、事案発生時は情報共有し、改善できる体制を整えられたい。           | 職員に対する人権意識の啓発及び研修を引き続き実施し、問題事案が発生することのないよう全所的に努めるとともに、事案発生時には直ちに情報共有を行い、原因経緯を調査確認の上、再発防止策を講じることとする。                                                                                   |
| 392 | 岡山刑 | 保健衛生<br>及び医療       | 歯科治療について、非常勤歯科医師採用により改善されてきているが、依然として治療待ち人数も日数も相当数に上っている。引き続き、診療体制を充実させ、改善に努められたい。            | 令和6年9月から非常勤歯科医師を採用し、2名体制で歯科治療を実施しているところ、義歯作製には一定の期間を要すること、また病状によっては複数回の治療が必要となることから、治療待ちが発生しているのが現状である。<br>症状等により早めの対応が必要な場合には、優先して歯科治療に入れるなどして対応しているところ、引き続き、治療待ち人数の減少に向けて適切に対応していく。 |
| 393 | 岡山刑 | 収容状況               | 長期の受刑者が多いこともあり、認知症を発症し、介護が必要な状態となっている者も少なくない。認知症を発症した被収容者への処遇について検討願う。                        | 認知症を発症した被収容者に適切な対応ができるよう、令和7年度、職員を対象に、認知症サポーター養成講座を開催したほか、現在、高齢者に対する対応等を学び、処遇の参考とすることを目的として、職員による実務研修について、老人ホーム等を運営している社会福祉法人と調整中である。                                                 |

|     |     |            |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 394 | 岡山刑 | 施設の敷地・建物等  | 新耐震基準以前の建物23棟中17棟が耐震基準に問題があるとのことであるが、危険度の高い建物から優先的に工事を行う、一部の建物は使用を控えるなど工夫しながら、早期に工事がなされるよう努められたい。                 | 耐震診断結果に基づく対策工事等については、現在1棟目の耐震改修工事の入札手続中であり、今後も優先順位を検討しながら、できる限り早期の完了を目指して随時実施していく予定である。                                                                                                                                                                                                       |
| 395 | 広島刑 | 組織・職員      | 令和7年度においても、意見・提案書等の中には、職員の言動に関して不適切ではないかと指摘するものが相当数見受けられる。引き続き、職員に対する組織的な研修・教育のさらなる充実を望む。                         | 職員の言動については、アクションプランに掲げられた取組として関係内規を発出して、社会通念上相当ではない隠語・俗語の廃止、受刑者の呼称の改善、動作要領の改廃を行っているほか、監督者による人権意識向上を目的とした研修、指導を実施している。<br>令和8年度においても、適切な被収容者処遇を行うための取組を行うこととしている。                                                                                                                              |
| 396 | 広島刑 | 矯正処遇の実施等   | 安定的に就労支援の取組が実績をあげていることがうかがえる。令和8年度以降も、被収容者の社会復帰支援に向けた積極的な姿勢を維持・発展させていくことを要望する。                                    | 就労支援については、必要性の高い受刑者に対して職業相談等を早期から継続的に行なうことでその効果が出ており、令和8年度においても出所後の就労定着指導等を含めた就労支援の充実強化を行っていく。                                                                                                                                                                                                |
| 397 | 広島刑 | 視察委員会      | 令和7年度は、受刑者からの意見・提案書は1、193通にのぼり、また面会希望者は延べ20名であった。視察委員会の業務負担が著しく増加している現状を理解され、視察委員会の委員数の増加等、改善措置を検討されたい。           | 頂いた御意見については、施設限りで対応できる事柄ではないため、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 398 | 山口刑 | 保健衛生及び医療   | 夏季の気温管理について令和6年6月24日に各矯正施設の長に発出された「冷暖房設備の適切な使用について（通知）」に基づき、適切な温度管理を検討されたい。                                       | 令和6年7月16日付け所長指示第73号「被収容者の生活環境の温度管理等について」に基づき、定期的な温度測定及び適時のエアコン等の使用を通じた、適切かつ組織的な温度管理を行っているほか、通路に設置の扇風機により、冷気を収容居室内に流入させるなどして、熱中症の予防対策を行うとともに、エアコン等の効果を上げる目的で、居室棟の気密性を高めるため、居室棟各所にアコーディオンカーテンを設置し、適切な温度管理をしている。                                                                                 |
| 399 | 山口刑 | 保健衛生及び医療   | 冬季の温度管理について、前年度に比べて「寒くて死にそうだ」といった提案はなくなったものの「冷暖房設備の適切な使用について（通知）」に照らし適切な温度管理を検討されたい。                              | 令和6年7月16日付け所長指示第73号「被収容者の生活環境の温度管理等について」に基づき、定期的な温度測定及び適時のエアコン等の使用を通じた、適切かつ組織的な温度管理を行っているほか、通路に設置の扇風機により、暖気を収容居室内に流入させるなどして、低体温症の予防対策を行うとともに、エアコン等の効果を上げる目的で、居室棟の気密性を高めるため、居室棟各所にアコーディオンカーテンを設置し、適切な温度管理をしている。                                                                                |
| 400 | 山口刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 配食の不公平について、「職業訓練生」も配食役に就くのか。また、監督体制の見直しも含めて原因究明と対策を検討されたい。                                                        | 配食係は、職業訓練を受けている者も含めて個別にその特性に応じて決定しているところ、主食の計量は、炊場の職員が立会の上、適正に計量を行い各工場等に配食しているほか、副食についても職員が必ず立会い、均等に配分できているかを確認しており、配食係に指定された受刑者の判断で配食することはない。                                                                                                                                                |
| 401 | 山口刑 | 矯正処遇の実施等   | 作業時間について「居室衛生係は365日休みなし、就労時間も月平均180時間を超えていて、工場就業者が130時間であるのと比べると不公平ではないか。」との意見があり改善を検討されたい。                       | 受刑者の作業時間については、関係法令に基づき、適切に運用している。なお、月平均の作業就業時間は、居室棟衛生係については約180時間、工場就業者については約130時間となる。居室衛生係については、休日における配食作業を行うこととなり、月平均の作業時間が多くなることとなるが、同作業の就業者を複数名指定することで、1人の受刑者に負担が偏らないよう調整している。ただし、突発的な事案で一時的に居室衛生係が1名体制となることもあるが、速やかに複数名の受刑者を指定できるよう調整している。                                               |
| 402 | 山口刑 | 保健衛生及び医療   | 熱中症アラート下での戸外運動は、一律中止されているところ、他の施設で実践されているような散水設備を設置したり、ネットで日陰を作るなどして、運動の機会の付与を検討されたい。                             | 令和7年6月24日付け首席指示第28号「熱中症予防対策に係る運動実施基準等を定めることについて」に基づき、暑さ指数が「31（危険）」を超えた場合及び気温が「35℃」を超えた場合には、被収容者の健康を最も優先させる観点から、戸外運動を中止し、工場内運動及び居室内運動に切り替え運動の機会は担保している。今後、予算の執行状況に応じて、散水設備や日陰ができる対策について検討するが、夏季の高温下では、運動場への散水や日陰の設置の効果は限定的であり、戸外運動を実施することによる熱中症のリスクは依然として高いことから、被収容者の健康面を優先して対応することを御理解いただきたい。 |
| 403 | 山口刑 | 保健衛生及び医療   | 洗濯物について、令和6年頃から、「洗濯物が汚れて返ってくる」、「納豆や牛乳が腐ったような異臭がする」という内容の意見・提案書が見受けられるようになり、その原因究明と対策を検討されたい。                      | 洗濯物の生乾きや汚れなどがなく、洗濯工場担当職員が確認をしているが、仮にそのような状況が認められれば、再度洗濯を実施するなどの対応を行っている。                                                                                                                                                                                                                      |
| 404 | 山口刑 | 施設の敷地・建物等  | 施設設備について、①大浴槽のタイルがところどころ剥げ落ちていて足を切る、②テレビで映らないチャンネルがある、③ラジオのボリュームを0にしたのに聞こえる、④畳に虫が発生して皮膚がかゆいなどの意見があり、修理・改善を検討されたい。 | 施設設備について①大浴場のタイルの経年劣化については状態により補修等の対応を行っている。②山口市内では一般的にNHK総合及び民放三社（KRY、TYS、YAB）の4局の視聴ができるところ、当所では全局視聴可能としている。しかしながら、受信機の不良で視聴できない場合は、受信機の交換や修理を行い、視聴できるよう対応している。③ラジオの音漏れの症状については、機材の交換等が必要のため、今後対応を検討する。④居室内で虫等が発生した場合は、殺虫剤を使用させて駆除を行っている。                                                    |

|     |     |           |                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|-----|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 405 | 山口刑 | 組織・職員     | 「職業訓練生」が不正交談をしているにもかかわらず、看守職員は見ても見ぬふりをしているとの内容の意見・提案書が見受けられる。職業訓練生を工場・居室で初犯の受刑者と一緒に行っていることについて、作業指定、処遇には注意が必要か検討されたい。                                                                                          | 職業訓練を受けている受刑者であるか否かにかかわらず、職員が不正交談を含む反則行為を認知現認した場合は、看過することなく、指導、摘発を行っており、意見・提案書に記載の状況は認知していないが、引き続き、受刑者に対する適切な指導、摘発を行っていく。しかしながら、職業訓練やそれに関連する事業部作業を行っている工場において、同作業に職業訓練と関連のない作業に従事している受刑者を混在して就業させている事実があり、目的の異なる受刑者が混在することで、工場の運用が困難となっている状況が認められることから、令和8年7月、生産作業を行う工場を新たに稼働させる予定である。 |
| 406 | 岩国刑 | 保健衛生及び医療  | 診療の迅速化及び適正化を要望する。                                                                                                                                                                                              | 非常勤医師を含め、地域医療機関との連携を強化し、被収容者の負傷・疾病の状況に応じて、診療の迅速化及び適正化を図る。                                                                                                                                                                                                                              |
| 407 | 岩国刑 | 視察委員会     | 被収容者に対し、視察委員会活動の定期的周知を要望する。                                                                                                                                                                                    | 被収容者用の所内誌に、視察委員会活動に関する記事を定期的に掲載することにした。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 408 | 岩国刑 | 地域社会との関わり | 出所後の住居や就労について支援体制の整備を要望する。                                                                                                                                                                                     | 行政、福祉機関及び医療機関に加え、後見人や支援事業所等とも連携して、出所後を見据えた実効性ある支援体制の構築整備を図る。                                                                                                                                                                                                                           |
| 409 | 岩国刑 | 組織・職員     | 受刑者に対する個別対応のため人的・物的充実を要望する。                                                                                                                                                                                    | 人的資源の制約はあるものの、人数の多い工場や居室棟には複数の担当職員を配置して対応している。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 410 | 岩国刑 | 矯正処遇の実施等  | 受刑者の特性に応じたプログラムの策定及び選定を要望する。                                                                                                                                                                                   | 認知及び身体機能の維持向上、対人スキルの向上、精神疾患からの回復など、個々が抱える問題に対応したプログラムを策定している。                                                                                                                                                                                                                          |
| 411 | 岩国刑 | 組織・職員     | 心理、福祉、教育等の専門的知見を有する職員の確保及び育成のための研修制度の整備を要望する。                                                                                                                                                                  | 専門的知識を有する人材を非常勤職員として採用することに加え、外部研修の積極派遣や専門家を招へいして職員研修を実施することで職員のスキルアップを図る。                                                                                                                                                                                                             |
| 412 | 美祢セ | 視察委員会     | 意見・提案書や面接希望者が増加し、現行の委員数では対応が困難となっている。視察委員会開催日外の整理業務も増え、各委員の本業にも支障が生じるおそれがある。上級官庁と協議の上、委員増員を要望する。面接希望者が増加していることから、視察委員会開催日外で委員と面接希望者がオンラインで面接するなどの対応もあり得ると思料するが、その場合、視察委員会開催日外における視察委員会の活動に対する費用の補填についても検討されたい。 | 頂いた御意見は、施設限りで対応できないが、視察委員会に大きな負担をかけている実情を踏まえ、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                |
| 413 | 美祢セ | 視察委員会     | 視察委員会の活動の実効性を高めるために有効と考えられるため、継続して、視察委員会を年7回開催することなど、視察委員会活動を充実するよう、また、前回の会議以降における主な動きや診療録の閲覧などの視察委員会への積極的な情報提供を要望する。                                                                                          | 継続して、視察委員会の会議を年7回開催できるよう所要の調整等を図る。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 414 | 美祢セ | 視察委員会     | 視察委員会の活動の実効性を高めるために有効と考えられるため、継続して、委員とセンター職員との面談を要望する。                                                                                                                                                         | 継続して、当センター職員との面談を実施予定である。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 415 | 美祢セ | 視察委員会     | 視察委員会の活動の実効性を高めるために有効と考えられるため、継続して、視察委員会開催ごとに施設等の視察を要望する。また、視察時におけるセンター生や職員自身による説明を実施されたい。                                                                                                                     | 継続して、視察委員会開催時には施設等の視察を実施予定である。また、視察時におけるセンター生や職員自身による作業製品の説明等を実施予定である。                                                                                                                                                                                                                 |
| 416 | 美祢セ | 視察委員会     | 継続して、視察委員会開催時に、前回開催以降における貴センターの主な動き等を記載した書面を配付の上、職員関係、被収容者関係（死亡事案、重症指定事案、病院移送、就職内定など）、新型コロナウイルス感染状況、トピックスなどを報告いただきたい。                                                                                          | 継続して、視察委員会開催時には前回開催以降における当センターの主な動き等を記載した書面を配付の上、報告予定である。                                                                                                                                                                                                                              |
| 417 | 美祢セ | 視察委員会     | 職員の言動は、運営に関わる重要な要素である。したがって、意見・提案書に職員の言動を記載することを禁止する理由はないと考えられる。センター生がきたんのない意見を記載できるよう検討されたい。                                                                                                                  | センター生に対し、施設運営の改善に資するという視察委員会に対する意見・提案書の趣旨を改めて説明し、個別事案に関する不服や苦情については、各種不服申立制度の利用も考えられることを周知する告知を行った経緯があるところ、同告知は、もとより意見・提案書への職員の個別言動等の記載を禁止する趣旨ではなかったが、頂いた御意見を踏まえて、センター生にそのような誤解が生じないよう、制度趣旨周知の内容等について改めて検討したい。                                                                         |
| 418 | 美祢セ | 視察委員会     | 職員の言動に関する意見・提案書のうち、理由がないと考えられるものについては、その理由がないことを客観的証拠により説明ができるように検討されたい。                                                                                                                                       | センター生から寄せられる意見のうち、映像・音声記録等、客観的証拠により説明ができるものについては、記録に残して報告予定である。                                                                                                                                                                                                                        |
| 419 | 美祢セ | 組織・職員     | 委員が若手職員との面接を通じて、その必要性を強く感じたため、年齢20代以下又は勤務年数10年以下の若手職員に対して、個別に面談するなど、適切にフォローすることを検討されたい。                                                                                                                        | 若年職員に対しては、育成担当者を配置しているほか、新採用職員1名に対して2名（1名は指導を行う監督者クラス、1名はメンティーと同じ目線で職務する一般職員クラスを指定。）のメンターを指定して定期的に面談を実施している。今後も同様の取組を進めて適切にフォローすることを検討したい。                                                                                                                                             |

|     |     |            |                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 420 | 美祢セ | 組織・職員      | 貴センターの昼夜間勤務者へのアンケートでは、「明文化されていないルールに基づく指導」が課題として挙げられていた。拘禁刑下では個別判断が求められ、明確な統一基準の設定は困難とされているが、その根本となる考え方は示し得ると考えられる。職員にはその考え方を共有し、具体的状況に応じた指導を周知することが重要であり、センター生からも明文化を求める意見があるため、明文化されていないルールの基本的な考え方を適宜説明し、理解を得るよう検討されたい。 | 「明文化されないルール」等により職員が対応に苦慮しないよう、従前は職員間のメモや口伝で引継いでいた指導内容等を行政文書である訓練室日誌に記載することとし、監督者が統一的な方針に基づいて、確認、指導できるようにしたほか、個別支援が必要なセンター生の処遇方針を指示化して具体的に示すなど、職員の理解を得やすい対策を講じている。                                                                                                                             |
| 421 | 美祢セ | 物品の貸与等及び自弁 | 法令に基づき、管理栄養士が栄養価等を計算し、必要とされる熱量の食事が提供されていることは承知しているが、単に法令に違反してなければよいという考えではなく、食事をとるセンター生の立場で食べやすい食事を提供するよう検討されたい。                                                                                                           | センター生に毎年度実施しているし好調査の結果等を踏まえ、民間事業者と協議をし、食べやすい食事を提供するようにしている。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 422 | 美祢セ | 施設の敷地・建物等  | 近年の猛暑や冬季の厳しい寒さを考えると、センター生の健康と生命を守るため空調設備はもはや必須のものであるところ、上級官庁と協議の上、居室や作業場などセンター生が生活する場所全てに、空調設備の速やかな設置を要望する。                                                                                                                | 頂いた御意見は、施設限りで対応できないため、上級官庁に要望している。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 423 | 美祢セ | 保健衛生及び医療   | センター生に必要な医療上の措置を講じた場合は、カルテに適切に記録を残し、センター生が医療上の措置の内容を確認する必要がある場合、当該カルテを適宜、開示するよう要望する。また、センター生の意見・提案書の中には、治療内容等の理解不足の可能性をうかがわせる記載が見受けられるため、センター生から十分な理解を得られるよう検討されたい。                                                        | 医療上の措置を講じた場合には、その内容を診療録に適切に記録することとしている。その上で、被收容者自身の診療情報の提供については、関係法令に基づき、原則として口頭による説明としている点を御理解願いたい。なお、当該情報の難易度や被收容者の理解力に応じて、診療情報を文書に記載して交付することもあり得るが、こうした意見が寄せられていることを踏まえ、被收容者から求めがあった場合などにおいて、引き続き、診療情報について丁寧な説明を心掛けていく。おって、保有個人情報の開示請求という手続もあるところ、この手続によらず、診療録そのものをセンター生に閲覧をさせることは想定していない。 |
| 424 | 美祢セ | 保健衛生及び医療   | センター生の意見・提案書の中には、治療内容等の理解不足の可能性をうかがわせる記載が見受けられるため、センター生から十分な理解を得られるよう検討されたい。                                                                                                                                               | 施設内での治療等の対応は、社会一般の医療機関と同様にインフォームドコンセントを原則として対応しているところ、こうした意見が寄せられていることを踏まえ、治療内容等について、センター生ごとの理解力に応じた説明を行うなど、センター生から理解を得られるよう検討を進める。                                                                                                                                                           |
| 425 | 美祢セ | 収容状況       | 令和7年度の意見・提案書では、再犯歴のあるセンター生が初犯のセンター生に反省を軽視する発言をしているとの指摘があった。貴センターは更生意欲が高く再犯リスクの低い者を中心に収容しているところ、悪風感染を助長し更生意欲を削ぐ配置は再犯リスクを高め、適切とはいえない。センター生一人ひとりの特性を十分考慮し、適切な配置を検討されたい。                                                       | 再犯歴のあるセンター生等、矯正処遇課程が異なるセンター生は、異なる訓練室を指定するなど、適切な配置を進めている。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 426 | 美祢セ | 収容状況       | 日頃からセンター生の様子を注意深く見守り、通常とは異なる様子が見られた場合は、当該センター生と個別に面接をするなどして状況を把握し、センター生同士のトラブルがあれば、関係するセンター生に適宜指導するなど検討されたい。                                                                                                               | 日頃からセンター生の動静を把握するよう、令和7年度はリフレクティングの対象を全センター生に拡大するなど、対話による処遇を推進しており、センター生同士のトラブルがあれば適宜指導するなどの対応をしている。                                                                                                                                                                                          |
| 427 | 美祢セ | 書籍等の閲覧     | 備付書籍については、少なくとも年間数回は新規購入することを要望する。予算上、困難な場合は、費用をかけずに備付書籍を充実させる方策について検討されたい。                                                                                                                                                | 備付書籍の整備は民間委託しているため、施設限りで対応は困難であるが、充実させる方策は検討を進めたい。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 428 | 美祢セ | 矯正処遇の実施等   | 令和7年度中に、職業訓練のフィードバックとしてセンター生がレシビ試食会にオンライン参加をしたが、センター生の外部通動だけでなく、オンラインで外部行事に参加し、外部の方々と交流することも、社会復帰のために有益と考えられるため、今後、様々な外部行事にオンラインで参加できるよう検討されたい。                                                                            | センター生のオンラインによる外部行事参加については、今後も様々な取組を検討したい。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 429 | 広島拘 | 施設の敷地・建物等  | 夏場の熱中症予防、冬場の寒さ対策について、各居室におけるエアコンの設置を含めた抜本的な対策を要望する。                                                                                                                                                                        | 令和8年度中に各居室棟廊下部分にエアコンを設置する予定である。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 430 | 広島拘 | 組織・職員      | 被收容者との対話（コミュニケーション）について、より丁寧な言葉遣いによってなされるよう配慮されたい。また、精神疾患や精神的な脆弱性を有する被收容者に対する対応については可能な限り丁寧になされるよう、かつ、対応上の問題について記録化されるよう配慮されたい。                                                                                            | 各種研修を実施して職員の人権意識の向上に努めており、被收容者との対応については、概ね丁寧な言葉遣いで対応しているものの、今後も研修等を実施し、引き続き職員の人権意識を向上させていくとともに、被收容者への対応に関する記録についても法令に基づき、適切に記録・保管を行っていく。                                                                                                                                                      |
| 431 | 広島拘 | 保健衛生及び医療   | 被收容者が医師による診断を希望した場合には、速やかに医師による診察がなされるようにされたい。何らかの理由によってすぐに医師による診察が受けられない場合には、その理由を丁寧に被收容者に説明されたい。また、入所時における健康診断を充実させるなど、施設内における緊急事業・重大事業が発生することを未然に防止する措置をとられたい。                                                          | 被收容者から診察の申出があった場合には、看護師が看護観察や必要な看護処置を行い、その結果を踏まえて医師が判断し、診察等の必要な対応を行っているところ、すぐに診察が行えない場合でも、症状等に応じ、医師が看護師等に必要な処置等を指示している。引き続き、法令に基づき、適切な保健衛生および医療体制の提供に努めるとともに、被收容者に対しても丁寧な説明をしていく。また、今後も当所における医療体制の向上を図るとともに、緊急時等に円滑に対応できるよう、医療に関する協議会等の開催を通じて、外部医療機関との連携強化にも取り組んでいく。                          |

|     |       |            |                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----|-------|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 432 | 広島拘   | 視察委員会      | 令和8年度以降、視察委員会の委員の人数を増加させることを検討されたい。                                                                                                                                                          | 視察委員の人数の増加については、当所限りでは対応できない事項であることから、意見があったことは上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                          |
| 433 | 徳島刑   | 施設の敷地・建物等  | 施設の設置から50年近く経過し、老朽化が進んでいることから、塀の強度や施設の安全性・耐震性を懸念する声があり、必要な予算措置を講じるよう要望してきたが、特に見るべき進展がない。地域住民が不安を抱いているので、塀の強度や施設の安全性・耐震性に関して、耐震診断の実施と診断結果（今後実施する予定の診断結果含む。）の概要を地域住民に公開し、説明を受ける機会を設けられるよう要望する。 | 当所は昭和40年代に建築された建物が多く老朽化していることは事実であるが、担当技官により維持管理されており、適時、必要な修繕を行っている。<br>外へいについては、剥落クラック等の部分修繕を行い、地域住民の皆様には不安を与えることがないよう、適切に維持管理してまいりたい。施設の安全性や耐震性については、耐震診断及び耐震設計が完了し、工事の準備が整ったものから順次耐震改修工事を実施している。引き続き1年でも早く工事に着手できるよう、工事の準備を進めるとともに、関係機関の理解を得ることに努めたい。<br>頂いた御意見については上級官庁に報告する。 |
| 434 | 徳島刑   | 地域社会との関わり  | 人事面での配慮を含めて、刑務官の子女が地元の幼稚園、小学校及び中学校に通園通学することを推進するための取組を行うように希望する。                                                                                                                             | 人事異動に当たっては、転入する職員全員に職員宿舎の利用の有無を確認して、世帯で入居する際には、地元の幼稚園、小学校及び中学校への入学等を案内している。                                                                                                                                                                                                        |
| 435 | 高松刑   | 組織・職員      | 被収容者を「お前」と呼ぶ職員がいるとの意見があった。職員の意識改革に向け、繰り返しの周知等の対応を検討されたい。                                                                                                                                     | 監督者から各種研修を実施して全職員に対して被収容者に対する適切な言葉遣いを指導していくほか、職員の人権意識向上に努めているところであり、今後も継続し、被収容者の人権に配慮した適正な処遇の徹底に努める。                                                                                                                                                                               |
| 436 | 高松刑   | 組織・職員      | 職員の言動に対する意見等が複数出ている職員が見られ、職員の指導や言動の意図が被収容者に十分に伝わっていないことが意見の根底にあるものと考えられる。職員と被収容者との適切な意思疎通に努め、職員による指導がより実効性を持ち得るものとなるための方策を継続的に検討し実践することを要望する。                                                | 各種研修の実施により、被収容者の特性に応じた指導方法、人権意識の向上等に努めているところ、今後も実効性のある研修方法等を検討の上、継続して実施していく。                                                                                                                                                                                                       |
| 437 | 高松刑   | 視察委員会      | 視察委員会の体制について、視察委員の増員を中心とした体制整備が急務である。特に、弁護士の視察委員を複数名体制とすることを積極的に検討されたい。                                                                                                                      | 当所のみで対応できる事項ではないことから、頂いた御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                                                                                                                                                                        |
| 438 | 高知刑   | 組織・職員      | 意見・提案書で被収容者に対する職員の言動に対する苦情や指摘が相当数あることから、被収容者らの指摘に真摯に耳を傾け、今後も定期的な研修等を実施したり、積極的に監視カメラ等の映像をチェックするなどし、被収容者に対する職員の言動について、引き続き注意を払われたい。                                                            | 被収容者に対する職員の言動について、職員用回覧誌による注意喚起を定期的に実施しているところ、引き続き研修等の実施や注意喚起を行うなどして、被収容者に対する職員の言動について注意を払う。                                                                                                                                                                                       |
| 439 | 高知刑   | 保健衛生及び医療   | 被収容者から適切な医療を受けさせてもらえていないとする苦情が根強い。令和7年度末に医務課長が退職することから、早急に新たな医療体制を構築し、改めて、医療従事者においては、被収容者に対し、丁寧な説明を行ってもらうとともに、必要な医療を受けさせる体制を整えること。                                                           | 医師の確保等について、引き続き外部の医療機関等に理解を求めるなど、今後も適切に医療を提供できるよう必要な医療体制を構築する。また、インフォームドコンセントを原則として、被収容者に対し、今後も丁寧な説明を行っていく。                                                                                                                                                                        |
| 440 | 高知刑   | 物品の貸与等及び自弁 | 例年同様、食事に関する不満が多い。物価高騰の影響は承知しているが、提供業者と連携を取り、メニューの充実や味、量などの適正化に配慮し、できる限りの創意工夫をお願いしたい。                                                                                                         | 食事の量や栄養価については、定められた基準を満たしており、引き続き、提供業者と協議の上、メニューの充実化等に取り組んでまいりたい。                                                                                                                                                                                                                  |
| 441 | 北九州医刑 | 組織・職員      | ハラスメント相談窓口について、相談員におけるハラスメントに対する理解の徹底、相談員人事の見直し、相談受付後の対応フローの構築といった体制の整備も含め、ハラスメント防止のために改善をするよう要望する。                                                                                          | ハラスメント相談窓口については、通年、相談員及び相談方法等について、掲示板や職員点検時に周知しているところ、年度が替わり人事異動で担当者が変更になっているため、新たに周知文書を掲示するなどして職員への周知をしている。                                                                                                                                                                       |
| 442 | 北九州医刑 | 組織・職員      | 職員に対して、事務室の移動の趣旨や必要性について改めて説明するとともに、関係する職員の意見を十分聴取するよう要望する。                                                                                                                                  | 今後、事務室を移動させる準備を進める際に、関係職員に対して改めて説明するとともに、同説明の際に、意見等の有無を聴取する。                                                                                                                                                                                                                       |
| 443 | 北九州医刑 | 施設の敷地・建物等  | 職員に対する空調設備の増設・更新や、冷暖房効果を高めるための工夫など、環境の改善を要望する。                                                                                                                                               | 空調設備においては、最大多数に恩恵があるよう、設置個所を検討して設置しており、設置個所については面積、容積に対して十分な数及び能力の冷暖房設備を整備しているところ、今後の更新や整備については、職員が継続して業務を行う事務室等を優先して保守し、更新することを検討している。                                                                                                                                            |
| 444 | 北九州医刑 | 組織・職員      | 職員の態度について、より被収容者から被害申出がしやすいよう、被収容者に対し、専門職員を含めた職員に対する被害申出ができる旨の周知を行うことや、「不服申立てに必要な書面を作成すること自体が困難であると考えられるIQ相当値が70以下等の受刑者」にとどまらず、定期的な面談対象者を拡充する等の措置を要望する。                                      | IQ相当値が70以下等の受刑者以外においては、心情把握や福祉の支援等の理由で、職権による面接を適時行っており、今後も必要に応じて実施していく。                                                                                                                                                                                                            |
| 445 | 北九州医刑 | 施設の敷地・建物等  | 被収容者に対する空調設備の増設・更新や、冷暖房効果を高めるための工夫など、環境の改善を要望する。                                                                                                                                             | 収容棟については現在、面積、容積に対して十分な数及び能力の冷暖房設備を整備しており、また空調設備の更新については、計画的に実施している。冷暖房効果を高めるための工夫としては、空調設備が収容棟廊下に設置されていることから、居室の通気口の開放や換気システムを利用するなどして、廊下の空気を居室に流すなどしている。                                                                                                                         |
| 446 | 福岡刑   | 組織・職員      | 職員の被収容者に対する言動について、継続的に多くの不満が寄せられていることから、全職員の意識の底上げを検討されたい。                                                                                                                                   | 被収容者に対する言動については、訓令や内規に基づき公平・公正な処遇を行うよう指導しており、今後も服務、人権問題、他施設の不適正処遇事案に係る研修は、若年か否かを問わず、継続的に実施する。                                                                                                                                                                                      |

|     |     |                    |                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                  |
|-----|-----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 447 | 福岡刑 | 保健衛生<br>及び医療       | 夏季における被収容者の運動について、熱中症対策により屋外運動の機会がほとんどないといった意見が多く寄せられていることから、屋外運動と屋内運動を両立させることができるような方法を検討されたい。                                                                     | 熱中症対策として、被収容者の健康面への影響を考慮し、高温時における戸外運動の中止は必要な措置としている。<br>なお、従来は感冒予防の観点から低温時にも戸外運動を中止していたが、年間を通じた戸外運動の機会を確保するため、当該運用は廃止した。                                                         |
| 448 | 福岡刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 食事の内容について、具材が少ない、貧相になった等の趣旨の不満が多く寄せられているため、栄養価のみではなく、満足感を得られるような献立を検討されたい。                                                                                          | 献立の内容については、毎月の給食検討会において、被収容者からの要望も取り入れた上、旬の食材を取り入れるなど工夫しつつ、予算の範囲内でメニューを策定している。今後もできる限り、被収容者の意見や要望を取り入れたメニューの策定に努めたい。                                                             |
| 449 | 福岡刑 | 視察委員<br>会          | 令和８年度以降も視察委員会活動を円滑に行えるよう、協力をお願いしたい。                                                                                                                                 | 今後も視察委員会からの調査、要望事項等については、視察委員会と協議の上、適切に対応する。                                                                                                                                     |
| 450 | 福岡刑 | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 優遇処遇のし好品について、お菓子和飲料を別々に選択できないため、選択の余地がないといった意見があることから、被収容者の満足度を容易に向上させる観点からも、別々に選択できるよう検討されたい。                                                                      | 優遇集会のお菓子類については、令和８年度から指定業者が変更となることから、視察委員会の意見を踏まえ、お菓子和飲料を別々に選択できるかなどについて、指定業者と調整することとしたい。                                                                                        |
| 451 | 福岡刑 | 組織・職<br>員          | 職員面接において、組織改編により、教育の専門知識を有する幹部職員が減少し、相談及び伝達がしづらい状況であることや拘禁刑導入により人手不足が危惧されるといった意見が上がっていたため、職員配置を検討されたい。                                                              | 拘禁刑に係る業務については、部署間の連携、業務分担の見直しを適切に実施しながら施設全体で取り組むこととするが、職員の増員や専門知識を有する幹部職員の配置については、当所限りで対応できないため、上級官庁に報告することとしたい。                                                                 |
| 452 | 福岡刑 | 施設の敷<br>地・建物<br>等  | 職員面接において、被収容者を外部医療機関で受診させると各種コストが発生するため、大幅な内製化につながる医療機器の導入を希望しているところ、希望する医療機器が導入されないなどの意見が上がっていたため、医務部職員の意見が反映されるよう検討されたい。                                          | 毎年度、医務部職員の意見を聴取し、希望する医療機器について上級官庁に要望しているところ、実際にどの医療機器が導入されるかについては、当所限りで判断できないため、上級官庁に報告することとしたい。                                                                                 |
| 453 | 福岡刑 | 視察委員<br>会          | 被収容者からの意見・提案書が居室に備え付けられたことにより、令和６年度以上に同書の提出数が急増し、一定の委員が持ち帰って整理しており、本業に支障が生じかねない状況であることから、法的知識を有する委員の増員、日当の増額等を前向きに検討されたい。                                           | 視察委員会活動に係る委員の増員、委員手当の増額等については、当所限りで判断できないことから、上級官庁に報告することとしたい。                                                                                                                   |
| 454 | 麓刑  | 矯正処遇<br>の実施等       | １１月に実施された運動会は良かったが、寒かったとの意見があるので、時期を検討されたい。                                                                                                                         | 令和７年度の運動行事は、他の行事との兼ね合いで１０月から１１月に変更して実施したところ、当日は今季一番の寒さであったため、令和８年度は、他の行事とも調整しつつ、最適な時期での開催を検討する。                                                                                  |
| 455 | 麓刑  | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | 自弁でノートを買う場合にキャビック製品が買えなくなったので、コクヨなど価格が高くなった。ノートや手紙について、安価なものを購入したいとの意見があるので検討されたい。                                                                                  | 被収容者の自弁購入品目は、全国共通の民間事業者が提示する共通品目から、種々の事情を考慮して選定の上、内規に定められており、その中から購入させているところ、価格設定に関しては、当該事業者と上級官庁の協議により決定しているものであり、当所限りでの対応は困難である。                                               |
| 456 | 麓刑  | 矯正処遇<br>の実施等       | 食事時において、北収容棟においてもラジオの音楽を流してほしいとの意見があるので、検討されたい。                                                                                                                     | 工場就業者の食事は大食堂に集合して実施しているところ、その際、大食堂における食事中に交談をさせない代わりにラジオ放送を実施しているものであり、北収容棟１階に収容中の昼夜居室処遇受刑者は対象としていない。<br>なお、大食堂に行けない同棟の経理係受刑者については、同棟配膳室における食事の際、別途、ラジカセを用いてラジオ放送を聴取させている。       |
| 457 | 麓刑  | 保健衛生<br>及び医療       | 満期釈放日の１月前に白髪を染めたいので、認めてほしいとの意見があるので、検討されたい。                                                                                                                         | 染毛剤については、訓令及び内規に基づき、必要がある場合に使用を許すことができるとされており、染毛を実施する場合は理髪資格を有する受刑者が対応することとしている。しかしながら、同受刑者は１名のみであり、受刑者の理髪にも十分に対応できていない状況にあるほか、染毛に必要な設備及び場所の確保も困難な状況にあることから、現時点で実施することは難しい状況にある。 |
| 458 | 麓刑  | 物品の貸<br>与等及び<br>自弁 | ハンドクリームの使用時間について、作業職種が異なる場合は、使用時間も異なっているため、同じ時間に使用できるよう検討されたい。                                                                                                      | ハンドクリームの使用時間については、経理工場受刑者のうち希望者に対し、手荒れ等防止のため、他の受刑者が使用できる時間とは別に、還室後及び作業の休憩時にハンドクリームを塗布していた事実があったが、現在は、自弁又は官給品を適宜使用することができることから、同運用は廃止している。                                        |
| 459 | 麓刑  | 視察委員<br>会          | 被収容者からの「意見・提案」用紙の右上に、できる限り具体的に日時・場所等を記載するよう注意書きがなされているものの、記載欄と注意書きの位置が離れているために見逃されている可能性があると思われる。「意見・提案」用紙の注意書きの位置を見直す等の対応について、当視察委員会と協議をする等し、不当な対応を見逃さない体制を構築されたい。 | 被収容者からの意見提案に係る用紙の様式等については、視察委員会と協議し、見直しや改善等を実施し、不当な対応を見逃さない体制を構築していく。                                                                                                            |
| 460 | 麓刑  | 組織・職<br>員          | 事実確認はできなかったものの、被収容者に対する不当な対応が複数寄せられていたことから、今後も職員研修を繰り返し実施する等して、被収容者に対する言動が不当なものにならないように配慮されたい。                                                                      | 各矯正処遇課程における処遇要領や被収容者個々の特性に応じた処遇、被収容者の人権に係る研修等はこれまでも実施しており、令和８年度の研修も更に効果的なものとなるよう努める。                                                                                             |

|     |     |           |                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 461 | 龍刑  | 規律及び秩序の維持 | 被収容者間のいじめについて、アンケートを実施した上で、どのような場面でいじめが生じているかなどを分析し、効果的な対策を講じられたい。                                                                                                                                                                  | 職員に対し、いじめの申出があった場合、即座に申出人への事情聴取等の対応を行っているが、いじめの申出の実情は対人関係のあつれきによるトラブルであり、当所においていじめが行われているとの認識には至っていない。<br>引き続き、定期的な転室や面接相談制度等を通じ、被収容者間に上下関係が生まれることにより、いじめが生じることがないような環境を構築するとともに、職員による綿密な巡回や視察を徹底し、それらを認知した場合には放置することなく適切かつ迅速に対応していく。                                                                                                     |
| 462 | 長崎刑 | 収容状況      | 被収容者から、拘置区で被収容者（未決拘禁者）が会話をしている、居室内の物品を使って騒音を立てている旨の意見があった。<br>環境保持の側面に加え、罪証隠滅につながることは避ける必要があるため、再度、状況の確認と、必要な対応について検討されたい。                                                                                                          | 未決拘禁者については単独室への収容を原則とするとともに、共犯関係にある場合は、極力、位置の離れた居室に収容するなど、採り得る対策を講じている。<br>また、拘置区には夜間の就寝時間帯を除き常時職員を配置しており、被収容者が他の居室に収容されている者と会話したり、騒音を発したりすることがあれば、反則容疑行為として摘発するなどの対応を執ることとしているが、意見にあるような会話をしている、又は騒音を立てているような状況は認められない。                                                                                                                  |
| 463 | 長崎刑 | その他       | 外国人の被収容者から、所内での生活の心得、作業安全心得などの書面が日本語で書いてあり、十分に理解できない旨の意見があった。<br>生活の心得、作業安全心得などの書面については、生活全般、作業場の安全性に関わるものであるため、母国語での対応が可能か検討されたい。具体的には全国共通の書面については主だった言語への翻訳、施設ごとのルール等についてはポкетークなどの機器類を使用して要点だけでも説明できないか、入国管理センターなどの対応を参考に検討されたい。 | そもそも、当所で受刑する外国人受刑者は、日本語での会話ができる受刑者のみとなっているところであるが、所内生活の心得及び遵守事項については、外国語に対応したものは整備していないものの、翻訳機（12か国語対応）を活用するなどして、日本語を読むことのできない外国人被収容者への説明を実施している。<br>作業に関する書面については、就業者作業安全衛生心得にあっては韓国語など8か国語、就業時安全衛生教育実施簿にあっては英語など11か国語を準備し、活用しているところ、当所で書面を準備していない言語を母国語とする者が作業に就くこととなった場合は、外国語の翻訳の体制を有する他施設へ依頼し、当該言語の書面を準備することとしている。                    |
| 464 | 長崎刑 | 外部交通      | 被収容者から、未決拘禁者と弁護人との信書の発受について、期間を要している旨の意見があった。<br>未決拘禁者については、刑事裁判における権利行使の機会を奪われることのないように対応されたい。                                                                                                                                     | 被収容者から信書の発信の申請がなされた場合は、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第127条第1項等に基づく検査（以下「信書の検査」という。）を行った上、原則として、発信の申請が行われた当日中に発送する運用としている。<br>また、被収容者宛ての信書が配達された場合については、休日も含め、信書の検査を行った上、原則として配達された当日中に名宛人に交付する運用としている。                                                                                                                                |
| 465 | 長崎刑 | 矯正処遇の実施等  | 佐世保拘置支所内で就労している受刑者から、改善指導プログラムが受けられない、行事に参加ができないなどの訴えがあった。<br>受刑者の社会復帰の観点から、教育面で配慮されたい。                                                                                                                                             | 改善指導に関しては、支所経理係受刑者に対して、窃盗防止指導を始めとする一般改善指導を実施しており、行事に関しては、本所での運動会の開催について佐世保拘置支所にも通知したものの、同受刑者が不在となることにより配食作業等に支障が生じるおそれがあるため、令和7年度は参加しなかった。しかし、可能な限り行事に参加する機会を付与することが相当と考えることから、同年9月に実施された歌謡慰問には、同支所の経理係受刑者も参加させることとしている。                                                                                                                  |
| 466 | 長崎刑 | 矯正処遇の実施等  | 佐世保拘置支所内で就労している受刑者から、通信教育が受けられないとの訴えがあった。<br>受刑者の社会復帰の観点から、教育面で配慮されたい。                                                                                                                                                              | 通信教育については、公費による受講者を選定する際、本所の受刑者のみを対象として募集を行っていたことから、支所経理係受刑者も対象とする見直しを行っている。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 467 | 長崎刑 | 施設の敷地・建物等 | 被収容者から、高齢受刑者が増加していることを理由としてトイレの設備を和式便器から洋式便器へ変更してほしい旨の意見があった。<br>高齢者や足腰の弱い被収容者については、和式便器は転倒等の危険があり刑務所側の監督上もリスクがあるため、特に高齢、足腰の弱い受刑者の利用するトイレについては洋式の利用、改修を検討されたい。                                                                      | 被収容者が生活の大半を過ごす居室及び工場に設置した便器のうち、洋式便器の割合は約82パーセントであり、和式便器にかぶせて洋式便器と同様の要領で使用できるポータブル便器を工場及び居室棟に計13個配備している。<br>また、居室内の和式便器は、全て共同室に設置されたものであるが、令和5年度に高齢受刑者等を収容している2フロアのバリアフリー化工事を実施した際、両フロアの共同室全16室の便器を和式から洋式に更新したほか、共同室4室及び単独室4室について、トイレ横に金属製の手すりを設置して転倒防止を図っている。<br>今後とも、社会一般の公共エリアのトイレで洋式が主流となってきている状況や、被収容者の高齢化等を踏まえ、必要な対応を検討していきたいと考えている。 |

|     |      |            |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 468 | 長崎刑  | 規律及び秩序の維持  | 被収容者から、出廷時の身体検査について、全裸にされて屈辱的である旨の意見があった。身体検査を行うに当たっては、被収容者の個人の尊厳に配慮した上で施設管理上の安全性を確保するように配慮されたい。                                                | 出廷等のための護送時の身体及び着衣の検査に関しては、他施設の事例ではあるものの、護送中に検査をすり抜け、隠し持っていた異物で捕縄を切断して逃走された事故が発生していることを踏まえ、原則として裸体検査を実施する取扱いとしていたが、今般、被収容者の羞恥心や自尊心に一層配慮した取扱いができないか検討した結果、出廷等のための護送時の検査については、下着を着用した状態で実施することを原則としつつ、要注意者に指定している者など逃走等の事故を発生させるリスクが高いと考えられる者については、個別の判断で裸体検査を実施するよう内規を改正し、既に実施している。 |
| 469 | 長崎刑  | 保健衛生及び医療   | 令和8年1月に初旬に体調不良者が多く出たために所内の感染症の対応について確認した。<br>コロナウイルスの流行は落ち着いたが、インフルエンザ等他の感染症についても、施設の性質上感染が広まりやすいため、引き続き適切に対応されたい。                              | 被収容者が風邪や感染症に罹患した場合、回復までの間、感染拡大防止の観点から病棟の単独室に収容して休養処遇とすることを基本としているが、令和8年1月に急速に感染者が増えた際には、同棟単独室の空室がなくなったため、やむを得ず、一般居室棟の単独室に収容したり、感染者同士を同一の共同室に収容したりということをせざるを得ない状況となった。その他、工場の稼働停止、職員及び被収容者のマスク着用等感染拡大防止・收拾のための措置を講じた。<br>今後も引き続き、感染状況や感染症の特徴に応じ、適切に対応することとしたい。                     |
| 470 | 大分刑  | 規律及び秩序の維持  | 不当な言動その他の不適正処遇事案の発生防止を徹底するために、現在実施されている研修、夜間休日職員用のボディカメラ、一部の居室棟の廊下カメラの検証をより徹底されたい。                                                              | 刑務官の被収容者に対する言動については、適宜、職員研修を実施して注意喚起を行っているところ、夜間休日におけるボディカメラ及び居室棟の廊下カメラの映像検証については、内規に基づき、毎日検証を行っている。<br>今後においても、研修等の実施及びボディカメラ等の検証を行い、公平・公正な処遇を実施する。                                                                                                                              |
| 471 | 大分刑  | 規律及び秩序の維持  | 不適正処遇を実際に認知した場合は、カメラ映像の保全・確認をはじめとした迅速かつ適正な調査を実施されたい。                                                                                            | 不適正処遇事案を認知（発生）した場合、速やかにボディカメラ等の記録を保全して確認し、迅速かつ適正な調査を実施することとしている。                                                                                                                                                                                                                  |
| 472 | 宮崎刑  | 組織・職員      | 令和7年度も、貴刑務所職員の言動についての申出がある。<br>毎年続いている申出である。宮崎拘置支所となった後にも、職員の被収容者への言動を随時調査し、改善を要望する。                                                            | 宮崎拘置支所となった後も、職員の被収容者に対する言動については、監督者による巡回視察や監視カメラ録画映像の検証、職員研修を実施し、必要に応じ、改善に努める。                                                                                                                                                                                                    |
| 473 | 宮崎刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 意見・提案書において、自弁購入物品の価格、品質等について指摘があった。<br>この申出については、令和6年度に続き、多くの申出がある。<br>可能な限り、自弁物品について、他の施設の情報も得た上で、柔軟かつ適時の検討を要望する。                              | 当支所の自弁購入物品については、現在、独自に民間事業者と契約しているところ、今後は、全国共通の指定事業者に契約移行を検討しており、当該指定事業者が提示する共通品目から、種々の事情を考慮して選定の上、物品を決定することとなるが、価格設定に関しては、当該事業者と上級官庁の協議により決定しているものであり、独自の対応は困難である。<br>なお、御意見については、上級官庁に報告する。                                                                                     |
| 474 | 宮崎刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 集会時の菓子類についても、令和6年度と同様、購入価格の上限、菓子類の種類、品数について改善を求める意見が多数あった。<br>本来、被収容者の楽しみであることについて、被収容者が不満を持っていることは事実なので、予算や仕組みの問題はあるものと思われるが、可能な限り改善することを要望する。 | 購入可能な菓子の種類、品数、質及び量については、購入可能な金額の範囲内で、物価高騰の状況を踏まえながら、充実した菓子が調達できるよう柔軟な対応に努めていく。                                                                                                                                                                                                    |
| 475 | 宮崎刑  | 視察委員会      | 宮崎刑務所が令和7年度をもって廃止されることに伴い、本視察委員会も廃止されることとなった。<br>しかしながら、宮崎拘置支所、都城拘置支所、延岡拘置支所について、鹿児島刑務所、大分刑務所の各視察委員会の視察対象となるので、各視察委員会の視察等へ協力を要望する。              | 鹿児島刑務所、大分刑務所の視察委員会の活動要望について、積極的に協力するよう努めたい。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 476 | 鹿児島刑 | 矯正処遇の実施等   | 被収容者の処遇や各種制度に係る周知方法が不十分であることに起因する意見が多いことから、被収容者に対して、丁寧に説明するとともに、引き続き、視察委員会ニュースの発刊や掲示等を継続し、被収容者の理解促進を図ることを要望する。                                  | 被収容者に対する各制度の説明に際しては、年齢や知的能力による理解力の差異があることを認識した上で、一方的な講義形式の説明にとどまらず、質疑応答の時間を設けて理解の度合いを確認しながら説明するなど、引き続き、理解促進に努めていく。                                                                                                                                                                |
| 477 | 鹿児島刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 被収容者の食事について、物価高騰を理由とした品数の減少や品質の低下を生じさせることなく、引き続き食事の満足度の向上に配慮すること。                                                                               | 被収容者の食事については、缶詰等、長期間保管することが可能な副菜等を活用して、品数の減少や品質の低下を招かないよう献立を工夫しているところ、今後も、嗜好調査の結果を踏まえながら、食事に対する満足度の向上を図っていく。                                                                                                                                                                      |
| 478 | 鹿児島刑 | 組織・職員      | 職員の言動に対する意見が多数出されていることから、全職員に対して、拘禁刑の趣旨を十分に周知した上で勤務するとともに、被収容者の特性に応じた指導を徹底することを要望する。                                                            | 拘禁刑の趣旨を踏まえた職員に対する研修等を実施しているほか、被収容者との面接を通してその特性を把握しつつ、リフレクティングの技法や対話指導等を通して、丁寧な指導の実施に努めており、今後もその充実を図っていく。                                                                                                                                                                          |
| 479 | 鹿児島刑 | 視察委員会      | 宮崎刑務所組織改編に係る宮崎拘置支所及び都城拘置支所の支所化に伴い、九州南部の広域に点在する3施設と離島の1施設を抱えることから、視察に係る旅程の工夫やリモート機器による会議等、委員の負担軽減を要望する。                                          | 宮崎拘置支所及び都城拘置支所の支所化に伴い、九州南部の広域にわたる地域に点在する支所からの意見集約及び視察等が円滑に行われるよう協力し、委員の負担軽減を図る。                                                                                                                                                                                                   |

|     |      |            |                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 480 | 沖縄刑  | 規律及び秩序の維持  | 半年に一回程度、通称「玉検査」が行われているが、不必要に被収容者の名誉感情や羞恥心を害するものと解さざるを得ないことから、検査の見直しが必要と考えられる。また、健康診断の検査事項の一つとして医師に確認してもらうなどの方策を検討されたい。                                    | 通称「玉検査」について、異物挿入が確認された事例は過去数年発生していないことから、入所時における検査は維持しつつも、6月に1回の検査については実施しないこととし、自傷行為等が疑われる場合など、必要と認められた場合には、適宜、検査を実施することとして、運用を見直した。また、視察委員会から意見のあった健康診断の一つとして医師に確認してもらうなどの方策について検討したところ、当所の医療スタッフに同確認を行わせることは業務負担が大きく、医療業務の範ちゅうでもないことから実効性を担保することが困難であるため、検査業務を主管とする警備係職員に行わせることとした。 |
| 481 | 沖縄刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 栄養管理士による栄養計算がされているとのことだが、実際に配膳される分量等によって差異が生じることが考えられるため、定期的に栄養計算と現実の栄養価の差異の有無・大きさについての検証について検討されたい。また、被収容者の作業内容によって主食の量を増減させる運用についても合理性を検証されたい。          | 副食について、実際に調理し、配膳された食事の栄養価の差異を調べるのは困難であるが、食事の量、内容物に偏りがないよう、必ず職員が確認した上で配食していることから、引き続き、注意していく。また、主食の量については、法令に基づくものであるところ、意見があったことについては上級官庁に報告する。                                                                                                                                        |
| 482 | 沖縄刑  | 組織・職員      | 一部の刑務官において不適切な言動があるようであるが、他の刑務官にマイナスの影響を与えることが想定されるため、刑務所全体として対応が必要である。また、被収容者が刑務官を「おやじ」と呼ぶことがあるようだが、他の被収容者から特別近い関係に映ることがあるため、慎重に対応されたい。                  | 一部の刑務官の不適切な言動について、不服申立ての内容に含まれるもの以外は承知していないものの、引き続き、職員の人権意識や拘禁刑制度の趣旨について、研修等を通じ、理解を深めさせていくこととした。また、被収容者から職員に対する呼称については、他の被収容者から特別な関係にあるとの誤解を招くことがないよう、適切な呼称の使用について指導している。                                                                                                              |
| 483 | 沖縄刑  | 物品の貸与等及び自弁 | 沖縄刑務所における被収容者の物品購入、物品の所持、食事量及び運動時間などの運用や対応が他の刑事施設における取扱いと不合理な差異が生じないよう留意されたい。                                                                             | 刑事施設によって取扱いの差異はあるものの、著しく異なる基準を設けておらず、不合理な差異が生じないよう努めている。また、運動時間については、運動時間拡大のため、平日は、30分の戸外運動に加えて30分の室内運動を、休日は、30分の室内運動を2回実施し、1日1時間の運動時間を確保するよう運用を見直した。                                                                                                                                  |
| 484 | 沖縄刑  | 施設の敷地・建物等  | 施設の老朽化に伴い、修繕すべきと思われる個所が複数見受けられ、また、被収容者から外廊下が滑りやすくなっており、転倒のリスクがあるとの意見があったため対応を検討されたい。                                                                      | 施設の修繕工事等について、自庁予算で対応可能なものは、技官及び営繕工場において適宜実施しているが、一方、自庁予算で対応できない場合、上級官庁へ予算要求し、予算措置されたものについては工事を実施している状況である。<br>意見のあった外廊下については、予算事情から当所限りで対応できない事項であり、上級官庁に対する予算要求を検討する。                                                                                                                 |
| 485 | 佐賀少刑 | 物品の貸与等及び自弁 | 優遇措置に係るし好品について、飲料の選択が可能か検討願いたい。                                                                                                                           | 外部委託業者がセット販売していることから、当所単独での変更は困難である。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 486 | 佐賀少刑 | 組織・職員      | 令和7年度も、職員に対し、「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて」の周知・徹底、実践的な研修を通して定期的・継続的な指導・教育を行っていき、恒常的な被収容者に対する人権意識及び遵法精神の向上を求めたが、令和8年度も継続して、職員の恒常的な被収容者に対する人権意識及び遵法精神の向上を要望する。 | 各種研修の実施により、職員の人権意識等の向上に努めているところ、今後も、実効性が高められる研修方法等を検討の上、継続して実施していく。                                                                                                                                                                                                                    |
| 487 | 佐賀少刑 | 視察委員会      | 視察委員会と連携し、被収容者に対し、視察委員会の活動を広く周知することを求める。                                                                                                                  | 視察委員会制度について、従前から所内生活の心得に記載し、収容居室ごとに備え付けて周知しているところ、令和6年度から、視察委員会の活動を委員会ニュースとして工場の掲示板などで閲覧・周知できるようにしており、今後も継続して実施していく。                                                                                                                                                                   |
| 488 | 福岡拘  | その他        | アンケートにおいて、「夕食の時間帯」について6割以上が「早い」と回答しているが、刑事施設特有の事情があるとはいえ、社会生活とかけ離れた夕食時間帯が無制限に認められるべきではないため、上級庁とも協議の上、夕食の時間帯を現在の時間帯よりも遅くすることを検討されたい。                       | 当所における夕食の喫食開始時間帯は、おおむね午後4時10分から同時20分の間であって、法令に反していないことはもちろんだが、職員配置上、炊事工場での作業上、食品衛生管理上（調理終了から2時間以内に喫食させる）等の理由から、これを遅らせることは非常に困難であることを御理解願いたい。                                                                                                                                           |
| 489 | 福岡拘  | 保健衛生及び医療   | 女性の被収容者の散髪は本人の希望により行われているが、女性の被収容者が内心では散髪を希望しても、その希望を伝えることをちゅうちょすることも十分に考えられるため、今後も、女性被収容者が散髪をちゅうちょすることがないように指導を徹底されたい。                                   | 相当期間調髪希望がなかったことについて、視察委員からの御指摘を受け、職員側から積極的に女性被収容者に対し、調髪に関する説明をした上で希望があれば申し出るよう指導した。今後、「所内生活の心得」を一部改正して周知することとする。                                                                                                                                                                       |
| 490 | 福岡拘  | 外部交通       | 面会時の携行品は、現在、原則として便箋1枚程度しか携行が認められず、願い出があった場合に必要性が認められればその他の携行が許可される運用になっているが、願い出を出さなければ携行が認められないのは被収容者にとって不便であるため検討されたい。                                   | 一般面会の携行品における本件運用は、過去に無制限に携行を許可した結果、様々な物品が持ち出され、苦慮したことによるものであるところ、いただいた御意見を踏まえ、今後、様々なケースを想定し、現状に合わせ、内規の改正も視野に運用を検討したい。                                                                                                                                                                  |
| 491 | 福岡拘  | 物品の貸与等及び自弁 | 自弁物品許可品目表について、印刷が途切れている部分などが多々あり、読んでも理解できない部分があるという意見があったが、実情はどうか。また何らかの必要な対応はとられたか。円滑に自弁できるよう更なる改善措置を行うよう要望する。                                           | 現在、被収容者の居室に備え付けている自弁物品許可品目表については、印刷範囲設定において、一部「区分」の欄が途切れており、読みにくい状況を確認したため、令和8年4月1日付けで同品目表に係る運用を改正する際、途切れている部分については修正して改善した。                                                                                                                                                           |